

自己点検・評価報告書

2022年 6 月27日

専修大学大学院法務研究科法務専攻

専修大学大学院法務研究科長

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	11
第3	自己点検・評価の内容と結果	12
第1分野	運営と自己改革	12
1-1	法曹像の周知	12
1-2	特徴の追求	15
1-3	自己改革	18
1-4	法科大学院の自主性・独立性	30
1-5	情報公開	32
1-6	学生への約束の履行	34
1-7	法曹養成連携協定の実施状況	36
第2分野	入学者選抜	37
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	37
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	43
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	48
第3分野	教育体制	51
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	51
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	53
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	55
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	56
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	57
3-6	教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	58
3-7	教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	60
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	62
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1） 〈FD活動〉	62
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2） 〈学生評価〉	72
第5分野	カリキュラム	78
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	78
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性〉	82
5-3	科目構成（3）〈授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直し〉	85
5-4	科目構成（4）〈法曹倫理の開設〉	88
5-5	履修（1）〈履修選択指導等〉	90
5-6	履修（2）〈履修登録の上限〉	94
第6分野	授業	97
6-1-1	授業（1）〈授業計画・準備〉	97

6-1-2	授業（２）〈授業の実施〉	101
6-2	理論と実務の架橋（１）〈理論と実務の架橋〉	108
6-3	理論と実務の架橋（２）〈臨床科目〉	111
6-4	国際性の涵養	114
第7分野	学習環境及び人的支援体制	116
7-1	学生数（１）〈クラス人数〉	116
7-2	学生数（２）〈入学者数〉	118
7-3	学生数（３）〈在籍者数〉	119
7-4	施設・設備（１）〈施設・設備の確保・整備〉	120
7-5	施設・設備（２）〈図書・情報源の整備〉	123
7-6	教育・学習支援体制	127
7-7	学生支援体制（１）〈学生生活支援体制〉	129
7-8	学生支援体制（２）〈学生へのアドバイス〉	135
第8分野	成績評価・修了認定	139
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	139
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	145
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	148
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成	
	（総合評価及び適格認定）	151
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適格認定〉	151
参考資料		156
1. 別紙	◇学生・修了者・合格者数等の推移（自己点検・評価報告書（学内用））	
2. 別紙	◇6-1-2 授業（２） 1（１）授業の実施，（２）到達目標との関係	

第1 法科大学院の基本情報

1. 大学（院）名 専修大学大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 法務研究科法務専攻
3. 開設年月 2004年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者

氏名 橋本 正博
 所属・職名 法務研究科
 教授（研究科長）
 連絡先 03-3265-6891

5. 認証評価対応教員・スタッフ

- ① 氏名 梶村 寛道
 所属・職名 法務研究科
 教授（自己点検・評価委員長）
 役割 自己点検・評価責任者
 連絡先 03-3265-6891
- ② 氏名 八木 敬
 所属・職名 法科大学院事務部長
 役割 事務責任者
 連絡先 03-3265-6891

6. 法科大学院の基本データ

- (1) 過去5年間の入学者競争倍率…【1-3】【2-1】関連

	受験者数	合格者数	競争倍率
2018年度	144人	59人	2.44倍
2019年度	190人	60人	3.17倍
2020年度	160人	44人	3.64倍
2021年度	110人	43人	2.56倍
2022年度	194人	44人	4.41倍

[注] 「n年度」は評価実施年度とし、過去5年分の競争倍率（受験者数÷合格者数）を記載してください。受験者数の算出方法については、評価基準2-1の3. 解説（4）①～③をご参照ください。

- (2) 過去5年間の入学定員充足率…【1-3】【7-2】関連

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2018年度	28人	23人	82.1%
2019年度	28人	29人	103.6%

2020年度	28人	22人	78.6%
2021年度	28人	23人	82.1%
2022年度	28人	27人	96.4%
平 均	28人	24.8人	88.6%

- [注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行。
3 [B/A] 欄については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示すること。
4 「n年度」は評価実施年度を指す。

(3) 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況
…【1－3】関連

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	最終合格者数	合格率	司法試験合格率 (全法科大学院平均)
2018年度	58人	35人	5人	8.6%	24.7%
2019年度	56人	38人	7人	12.5%	29.1%
2020年度	40人	32人	8人	20.0%	32.7%
2021年度	36人	32人	10人	27.8%	34.6%
2022年度	人	人	人	%	%

- [注] 1 「司法試験受験者数」には、出願者数ではなく、実際に司法試験を受験した人数を記載してください。
2 「n年度」は、評価実施年度を指す。本報告書提出時点で、評価実施年度の数値が判明していない場合は、空欄のままご提出ください。
3 「司法試験合格率（全法科大学院平均）」には、全法科大学院の司法試験合格率の全国平均値（予備試験合格者を除いた数値）を記入して下さい。

(4) 過去5年間の既修者選抜の競争倍率…【2－2】関連

法学未修者とは別に法学既修者の定員を設けて入学者選抜を実施している場合、評価年度より過去5年分の競争倍率（受験者数÷合格者数）を記載してください。

	法学既修者の 定員 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2018年度	18	71	17	4.18
2019年度	18	91	22	4.14
2020年度	18	78	13	6.00
2021年度	14	50	17	2.94
2022年度	14	87	14	6.21

[注] 「n年度」は評価実施年度とし、過去5年分まで記入してください。なお、「n年度」のデータが自己点検・評価報告書提出の時点で未確定の場合は、空欄のままご提出ください。

(5) 過去5年間の入学者数のうち、法学既修者数及び割合…【2-2】関連

		入学者数	うち法学 既修者数
2018年度	学生数	23人	7人
	学生数に対する割合	100%	30.4%
2019年度	学生数	29人	7人
	学生数に対する割合	100%	24.1%
2020年度	学生数	22人	5人
	学生数に対する割合	100%	22.7%
2021年度	学生数	23人	8人
	学生数に対する割合	100%	34.8%
2022年度	学生数	27人	9人
	学生数に対する割合	100%	33.3%

[注] 「n年度」は評価実施年度とし、過去5年分まで記入してください。なお、「n年度」のデータが自己点検・評価報告書提出の時点で未確定の場合は、空欄のままご提出ください。

(6) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合…【2-3】関連

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は 他学部出身者
入学者数 2018年度	23人	8人	0人	8人
合計に対する 割合	100.0%	34.8%	0%	34.8%
入学者数 2019年度	29人	13人	0人	13人
合計に対する 割合	100.0%	44.8%	0%	44.8%
入学者数 2020年度	22人	8人	0人	8人
合計に対する 割合	100.0%	36.4%	0%	36.4%
入学者数 2021年度	23人	12人	0人	12人
合計に対する 割合	100.0%	52.2%	0%	52.2%
入学者数	27人	10人	3人	13人

2022年度				
合計に対する割合	100.0%	37.0%	11.1%	48.1%
5年間の入学 者数	124人	51人	3人	54人
5年間の合計 に対する割合	100.0%	41.1%	2.4%	43.5%

〔注〕 1 「実務等経験者」とは、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ各法科大学院が定義したものをいう。

2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいい、既修者・未修者を問わない。

3 「他学部出身者」とは、法学部以外の学部出身者（法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者）のうち実務等経験者でない者をいう。

4 「n年度」は評価実施年度とし、過去5年分まで記入してください。

(7) 収容定員数及び専任教員総数…【3-1】関連

収容定員数	84人
専任教員総数	18人

〔注〕 1 専任教員総数は、評価実施年度の5月1日現在における人数をご記載ください。

2 専任教員総数には、評価実施年度の後期における予定者も含まれます。

(8) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数…【3-1】関連

- ・ 貴法科大学院の入学定員に従って、該当する表に、評価実施年度の5月1日現在における、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各分野について適格性を有する専任教員の実員数（予定を含む）を記載してください。
- ・ 上記分野毎に、適格性を有するとした教員の氏名を記載してください。（当該専任教員については、科目毎の専任教員の適格性の要件を満たすか、評価基準3-1解説（2）(a)の審査を行うことになります。当該審査において必要な「研究業績」については、評価基準3-1解説（2）(a)要件②をご参照ください。）

入学定員が100人以下

必要教員数は、各分野につき1人

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	2人	1人	4人	2人	2人	2人	1人
適格性を 有する教 員の氏名	田代 亜紀 棟居 快行	米丸 恒治	大澤 逸平 道垣内 弘人 早川 眞一郎 山田 創一	前田 修志 松岡 啓祐	河崎 祐子 佐野 裕志	稲垣 悠一 橋本 正博	加藤 克佳

(9) 実務家教員の数及び割合…【3-1】関連

- 貴法科大学院に法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員（以下、「実務家教員」といいます。）の数と割合について、評価実施年度の5月1日現在の実数（予定を含む）を記載してください。そのうち、みなし専任教員がいる場合は、みなし専任教員の数も記載してください。

法令上必要とされる専任教員数 (A)	実務家教員数 (B)	(B)のうち みなし専任教員数	法令上必要とされる専任教員数に占める実務家教員の割合 (B/A)
12 人	3 人	1 人	25%

[注] 1 みなし専任教員については、法令上算入し得る数以上のみなし専任教員がいる場合でも、法令上算入し得る数に基づいて計算してください（計算方法については「評価基準解説」をご参照ください）。

(10) 教授の数及び割合…【3-1】関連

専任教員総数と、そのうちの教授の人数を表にしてください。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	18人	0人	18人	3人	0人	3人
計に対する割合	100%	0%	100%	100%	0%	100%

[注] 1 評価実施年度の5月1日現在の数（予定を含む）を記載のこと。

(11) 専任教員の配置バランス…【3-3】関連

法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれの開設クラス数及び担当専任教員数（重複がある場合は、重複した数を記載してください）並びに、各科目群毎に、専任教員とそれ以外について、1クラスの履修登録者数の平均値を記載してください（法令上算入し得るみなし専任教員数を超えて、みなし専任教員としている教員がいる場合には、同教員も含めて記載してください）。

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任()は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	32 (1)	3	39 人	12.6 人	6.3 人
法律実務基礎科目	11 (2)	3	13 人	11.0 人	9.0 人

基礎法学・隣接科目	1	6	1 人	2.0 人	5.5 人
展開・先端科目	11	16	11 人	3.2 人	3.6 人

- [注] 1. 専任教員には、みなし専任教員を含む。
2. 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。
3. 専任教員とみなし専任教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。
4. クラス数及びクラス毎の履修登録者数平均については、開講されていないものはカウントしない。

(12) 教員の年齢構成…【3-4】関連

専任教員について、以下の表に人数を示してください（法令上算入し得るみなし専任教員数を超えて、みなし専任教員としている教員がいる場合には、同教員も含めて記載してください）。

		39 歳以下	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	計
専任教員	研究者教員	0 人	4 人	3 人	8 人	0 人	15 人
		0. 0%	26. 7%	20. 0%	53. 3%	0. 0%	100. 0%
	実務家教員	0 人	0 人	1 人	2 人	0 人	3 人
		0. 0%	%	33. 3%	66. 7%	0. 0%	100. 0%
合計		0 人	4 人	4 人	10 人	0 人	18 人
		0. 0%	22. 2%	22. 2%	55. 6%	0. 0%	100. 0%

年齢は、評価実施年度の5月1日時点での年齢に基づくこと。

(13) 教員のジェンダーバランス…【3-5】関連

専任教員、兼任・非常勤教員それぞれについて、男性、女性別の人数を以下の表に記載してください（法令上算入し得るみなし専任教員数を超えて、みなし専任教員としている教員がいる場合には、同教員数も含めて記載してください）。

性 別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性	13 人	3 人	13 人	12 人	41 人
	31.7%	7.3%	31.7%	29.3%	100.0%
女性	2 人	0 人	1 人	0 人	3 人

	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%
全体における女性の割合	11.1%		3.8%		6.8%

評価実施年度の5月1日現在の数を記載のこと。

(14) ア 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数…【3－6】関連

評価実施年度より過去3年分、教員の担当コマ数（時間単位）の最長（最高）、最短（最低）、平均値を、各学期毎に記載してください（下記表を必要学期分コピーしてください）。（法令上算入し得るみなし専任教員数を超えて、貴法科大学院がみなし専任教員としている教員がいる場合には、同教員も含めて記載してください。）

【2020年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	2.00	2.27	3.53	1.73	2.53	1.00	0	1.00	0	0	1コマ 90分
最 低	1.00	1.00	2.00	0.93	1.00	1.00	0	1.00	0	0	
平 均	1.56	1.65	2.77	1.33	1.77	1.00	0	1.00	0	0	

【2021年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	3.00	2.26	3.53	1.73	2.53	1.00	0	1.00	0	0	1 コマ 90分
最 低	1.00	0.93	2.00	0.93	0.93	1.00	0	1.00	0	0	
平 均	1.75	1.61	2.77	1.33	1.73	1.00	0	1.00	0	0	

【2022年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	3.00	3.00	3.53	1.73	2.47	1.00	0	1.00	0	0	1 コマ 90分
最 低	1.00	0.93	2.00	0.93	2.47	1.00	0	1.00	0	0	
平 均	1.71	1.33	2.77	1.33	2.47	1.00	0	1.00	0	0	

[注] 1 教員が「当該法科大学院」において担当する週当たりの最長、最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載してください。

2 兼任教員については、当該法科大学院において法律基本科目を担当している者のみ記載して

ください。

- 3 「備考」欄に1コマが何分であるかを記入してください。
- 4 上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧も資料としてご提出ください。
- 5 本報告書提出時まで、当該年度（学期）のデータが揃わない場合は、後日追加で提出してください。

イ 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数…【3－6】 関連

評価実施年度より過去3年分、教員の担当コマ数（時間単位）の最長（最高）、最短（最低）、平均値を、各学期毎に記載してください（下記表を必要学期分コピーしてください）。

【2020 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	7.00	7.00	5.53	2.93	3.53	2.00	1 コマ 90 分
最 低	1.40	2.00	2.00	2.73	1.71	1.00	
平 均	4.55	4.55	3.77	2.83	2.62	1.50	

【2021 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	7.00	7.00	6.53	3.93	4.53	1.00	1 コマ 90分
最 低	1.33	2.00	2.00	1.73	1.60	1.00	
平 均	4.34	4.57	4.27	2.83	3.07	1.00	

【2022 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	8.00	8.53	6.53	2.93	3.33	1.29	1 コマ 90分
最 低	2.00	2.15	2.00	2.73	3.33	1.29	
平 均	4.63	4.58	4.27	2.83	3.33	1.29	

- [注] 1 専任教員が「当該法科大学院」及び当該大学の法学部、他学部、他大学（法科大学院を含む）において担当する週当たりの最長、最短及び総平均授業時間（コマ数）を記載してください。
- 2 「備考」欄に1コマが何分であるかを記入してください。
- 3 上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧も資料としてご提出ください。

- 4 本報告書提出時まで、当該年度（学期）のデータが揃わない場合は、後日追加で提出してください。

(15) 開設科目数及び単位数…【５－１】関連

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	35	76	31	68
うち基礎科目	16	38	16	38
うち応用科目	19	38	15	30
法律実務基礎科目群	14	23	7	12
基礎法学・隣接科目群	6	12	2	4
展開・先端科目群	29	58	6	12
うち選択科目	18	36	2	4

〔注〕上記「うち必修単位数」には「選択必修」の単位数を含む。

(16) 学生の履修状況…【５－１】関連

・ 評価実施年度の前年度の修了者について、各科目群の履修単位数（平均値）を未修者コース・既修者のコース別に記載してください。	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	72.4	36.0
うち基礎科目	38.8	2.0
うち応用科目	33.6	34.0
法律実務基礎科目	16.8	17.6
基礎法学・隣接科目	6.4	4.0
展開・先端科目	18.0	14.8
うち選択科目	7.6	6.8
4科目群の合計	113.6	72.4

(17) 収容定員に対する在籍者数の割合…【７－３】関連

【過去５年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2018年度	84 人	65 人	77.4%
2019年度	84 人	63 人	75.0%
2020年度	84 人	49 人	58.3%

2021年度	84人	46人	54.8%
2022年度	84人	53人	63.1%
平 均	84人	55.2人	65.7%

【評価実施年度の在籍者数】

	在籍者数（未修）	在籍者数（既修）	合 計
1 年次	22人		22人
2 年次	7人	9人	16人
3 年次	9人	6人	15人
合 計	38人	15人	53人

[注] 1 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院生の在籍数をいう。

2 [B/A] 欄については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示すること。

(18) 修了認定要件としての必要単位数…【8－2】関連

	修了認定要件としての必要単位数	うち必修単位数	うち選択必修単位数
法律基本科目群	68	68	0
うち基礎科目	38	38	0
うち応用科目	30	30	0
法律実務基礎科目群	12	10	2
基礎法学・隣接科目群	4	0	4
展開・先端科目群	12	0	12
うち選択科目	4	0	4
合計	96	78	18

[注] 1 「修了認定要件としての必要単位数」とは、未修者及び法学既修者に共通する数値をいう。

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2021年11月22日、自己点検・評価委員会拡大会議において執筆担当者を「自己点検・評価報告書 執筆分担」のとおり決定し、同分担案の執筆担当者が調査を実施し、2022年5月2日までに評価書を作成した。その後、自己点検委員長が、全体の評価書原案を取り纏め、2022年6月8日の教授会に提出し、教授会で審議し決定した。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

専修大学法科大学院（以下、「本法科大学院」という）は、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」（専修大学専門職大学院学則第3条）、より具体的には「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ちビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している（設置認可申請時の理由）。

専修大学（以下、「本学」という）は、明治憲法制定前の1880年（明治13年）9月、教育による社会への「報恩奉仕」を建学の精神として日本初の私立専門学校として法学教育を始め、いち早く近代法の考え方を我が国に根付かせようとし、五大法律学校の一つとしてその後も重要な役割を担ってきた。この建学の精神である「社会に対する報恩奉仕」は、その後、現代的に「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」と捉え直され、本学の21世紀ビジョンに位置付けられた。その上で、さらにそれを具現化するため、2004年4月、人間性豊かな質の高い法曹を養成すべく法科大学院を開設した。

本法科大学院は養成しようとする法曹像を前記のように明確化するとともに、教育理念として「議論による問題解決能力」の修得を掲げた。それは、あらゆる未知の問題への対処が要請される法律実務において、この「議論による問題解決能力」こそが実務法曹にとって最も必要な資質・能力であり、法曹は議論による問題解決者だからである。このことから、「法律学の最も基本的な理論及び知識を徹底して教育すること、並びに基礎的理論及び知識による立論・反論をなし得る能力を修得させること」、すなわち、議論による問題解決能力を修得させることを目的として、カリキュラムを編成し教育している。

ここで言う「議論」とは、「甲論乙駁あって話がまとまらない」というような状況を示すのに用いられる日常用語的意味ではない。それは言語使用能力を有する二者が、主張とその論拠を提示し相互に反論と再反論とを繰り返すことにより、その限りでいかに異なった価値観を有する者の間であっても言語を通じて共有する世界を構築できる、という考え方を意味する

語である。「問題」とは、「現にある状態」と「あるべき状態」との差（ギャップ）が意識された状況を言い、したがってこのギャップに気付くことが「問題発見」であり、それを解消することこそが「問題解決」である。

（２）法曹像の周知

ア 教員への周知，理解

本学の Web サイト及び「法科大学院要項」に記載している。

さらに、専任教員については、教授会、教務委員会、入試広報委員会、自己点検・評価委員会、FD委員会等の各種委員会において、教育理念・養成すべき法曹像を元にした協議の機会がある。兼任・兼任教員については、就任の際、院長からの教育理念と養成すべき法曹像についての説明があることに加え、専任教員との協議の機会がある。事務職員は、教授会、各種委員会における記録、報告書の作成等により、その内容を理解する機会がある。また、教育課程連携協議会の委員に対しては、当年度の自己点検・評価報告書を交付しその内容を確認してもらうとともに、協議会においても協議及び議論の中でその説明がなされている。

イ 学生への周知，理解

本学の Web サイト及び「法科大学院要項」に記載している。

さらに、新入生に対するガイダンスにおいて法科大学院長が入学者に対して丁寧な説明を行うとともに、セメスターごとのガイダンスにおいても、教務委員会委員長が履修に当たって踏まえるべき基本的視点として言及し、学生も理解している。

ウ 社会への周知

本法科大学院への受験希望者を含め社会全体に対しては、まず「入学ガイド」において本学学長と法科大学院長の挨拶によって本法科大学院が養成しようとする法曹像を広く公表している。さらに、学内外の法科大学院進学説明会において本法科大学院の特色や養成しようとする法曹像などを教職員が丁寧に説明している。そして本学の Web サイトにおいて、本法科大学院の特色や養成しようとする法曹像などを詳しく説明している。このように社会、とりわけ多くの受験生に本法科大学院の養成しようとする法曹像が十分に理解されていることは、入試の際に提出される「志望理由書の記載」やスカラシップ入試の際の面接試験等の回答により明らかであるといえる。

入学後も学生は本法科大学院の教育理念を踏まえ勉学に励んでおり、入学後に自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴えた学生は存しない。

（３）特に力を入れている取組

議論による問題解決能力を修得させる教育理念を、教員及び学生に対して、周知徹底させている。

（４）その他

2017 年 3 月、教授会において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを協議のうえ作成した。その際、養

成すべき法曹像及び教育理念の内容につき、教員間で認識の齟齬がないことを確認し、現在に至っている。

2 点検・評価

養成しようとする法曹像は明確であり、本学の建学の精神や 21 世紀ビジョンに由来するものとしても、社会における法曹の役割から見ても適切である。また、教育理念は、教育内容・教育方法等について指針として十分機能している。

この法曹像や教育理念は、専任教員、兼任・兼任教員、職員、学生、入学予定者及び社会に対して、様々な機会や方法を利用し周知させる方策を講じている。

2017 年 4 月に本学全体で「3つのポリシー」を策定したことにあわせ、本法科大学院でも「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」を定めた。その際、あらためて養成しようとする法曹像・教育理念の内容を教授会において確認し、専任教員全員の認識を共通のものとした。

ところで、2 年次以降において、具体的事例への適用あるいは実務への応用の際、議論による問題解決能力の前提となる共通言語（基礎理論）の修得が不十分な者が存した場合、その者に対する方策が必要となる。これについては、個々の教員が学生の基礎理論修得が不十分な事項につき説明を補充している。法学未修者については、1 年間の履修だけで前提となる基礎理論を修得させることはかならずしも容易でないため、授業時間外においてもフォローアップのための様々な方策を講じている。

3 自己評定

A

[理由] 建学の精神に根ざした法曹像は明確であり、その周知においても非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

1－2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取組が適切になされていること。

1 現状

(1) 本法科大学院の特徴

基準1－1で述べたとおり、本法科大学院は教育理念として「議論による問題解決能力」を修得させることを掲げた。また具体的には「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ちビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。このことから本法科大学院は、以下の事項を本法科大学院の特徴として掲げ実施している。

ア 少人数教育

教育理念である「議論による問題解決能力」の修得を目的として、法学の最も基本的な理論及び知識を徹底して教育するとともに、双方向・多方向授業及び課題に対する講評・添削を十分に実施するため、演習科目の各クラス編成を25人以下とした。

イ 研究者教員及び実務家教員の適切な配置

基本的な理論・知識及び基本的な理論・知識の応用力（具体的事例への適用、実務への応用）を修得させるため、研究者教員及び実務家教員のバランスを図り、その年齢構成及び専門領域が多岐に亘るように構成した。

ウ 実務との接触

法科大学院棟に法律事務所があること、及びエクスターンシップの受け入れ先も十分にあることから、クリニック、エクスターンシップ等法律実務基礎科目を確実に実施できる体制を整えた。また法科大学院棟内に法廷教室があり、学生自らの企画と工夫を取り入れた模擬裁判が実施されている。

エ 多様な展開・先端科目の配置

2・3年次において、多様な専門分野（民事、刑事、企業法務、知的財産法務、渉外法務、コミュニティサービス等）に対応した展開・先端科目を配置し、学生自らの問題意識に合わせて選択できるようにした。

オ クラス担任制

クラス担任制を採用し、担任教員が各学期中に定期的に実施する学生との個人面談において、個々の学生からの学習上の質問等に対し助言を与えることとしている。またクラス担任による個人面談結果は、教授会に報告され、全教員で問題認識を共有し、改善を要すると判断される事項について対処策を検討したうえで速やかに実施している。さらに前記の個別面談以外にも、前期・後期の授業開始より1週間の間、各クラス担任が

オフィスアワーの時間を用いて履修相談を受け付ける制度を導入している。

カ 整備された学習環境

図書館法科大学院分館，法廷教室，各種データベース及び情報検索のためのコンピュータ，個々の学生へ貸与しているキャレル（自習机）等，学習に必要な物的設備を十分に整えた。また各教員がオフィスアワーにおいて学生からの質問に答えられるように教員の研究室も十分なスペースをとった。

（２）特徴を追求・徹底するための取組

個々の学生の教育を強化するために，「民事実務演習」，「刑事実務演習」，「民事法文書作成」及び「公法系訴訟実務の基礎」等の法律実務基礎科目においては，起案を課題とし，添削のうえ質疑応答を実施している。

さらに，前期・後期の試験においては，全ての授業科目（兼任・兼担教員の担当する科目も含め）について試験講評資料を配付するとともに，講義形式の講評解説を実施している。さらに，希望者に対する個別指導を実施している。

（３）取組の効果の検証

個々の学生への教育の効果については，毎学期の成績評価が公表された後，教授会終了後の教員懇談会において各科目担当者間において意見交換を行い，必要に応じてFD委員会が開催するFD研究集会などにおいて検討を行っている。また各教員も支援プログラム（基準１－３の２参照）を担当する本法科大学院出身を担当する実務家講師（以下「支援担当講師」という。）との意見交換を行いながら教育効果の検証を行っている。また前記（１）オで述べたようにクラス担任教員による前期・後期の面談においても，前の学期における授業内容の理解を確認しており，その結果は書面に纏められ教授会で報告されるため，必要に応じてその対応を協議し速やかに実施している。

（４）特に力を入れている取組

入学予定者が入学直後から授業にスムーズに入っていくことができるように，入学前において法律基本科目のすべてについて導入授業を実施しており，また入学後についてもアカデミックアドバイザーによる個別指導やフォローアップ等の制度を設け実施している。さらに，2022年度からは，従前，支援プログラムの一環として行われていた面談による学習指導を，すべての学生を対象としてクラス担任教員が実施することとしている。なお，2019年度においては，新型コロナウイルス防疫のため，導入授業の一部（3月14日以降の3回）が実施できなかったが，2020年度以降はオンライン授業の形式を用いて，以前のように法律基本科目すべてについて導入授業を実施している。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

教育理念に則った授業実施が可能となる体制，学生からの学習面の要請を満たすための人的・物的に十分な環境を双方整えた点など，特徴を追求する取組は適切になされている。

3 自己評価

A

〔理由〕特徴の明確性，取組の適切性が，いずれも非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

1－3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等（入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。）を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動（学校教育法第109条第1項）は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動（FD活動）に関する事項はすべて評価基準4－1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取組も含まれる。

1 現状

(1) 組織・体制の整備

本法科大学院においては、自己改革を目的として教授会の下に「自己点検・評価委員会」を設置している。この他、自己改革を目的として設置し、恒常的に取り組んでいる組織として、教務委員会、入試広報委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会（FD委員会）及び教育課程連携協議会がある。

以下、その組織と根拠規程について詳述する。

ア 教授会（根拠 専修大学法科大学院教授会規程）

構成員は、(1)法科大学院専任教員、(2)実務家専任教員（常勤）、及び(3)実務家専任教員（みなし）である（同規程第2条）。

目的は、学長が教育研究に関する決定を行うに当たり、審議し意見を述べること（同規程第6条1項）、及び教育研究に関する事項について、学長及び院長の求めに応じ審議し意見を述べることである（同条第2項）。

イ 自己点検・評価委員会（根拠 専修大学法科大学院自己点検・評価規程）

構成員は、以下のとおりである（同規程第4条）。

- (1) 法科大学院担当理事
- (2) 法科大学院長
- (3) 法科大学院教務委員長
- (4) 法科大学院入試広報委員長

- (5) 法科大学院ファカルティ・ディベロップメント委員長
- (6) 法科大学院奨学生選考委員長
- (7) 法科大学院の専任教員のうちから学長が指名する者
- (8) 法科大学院事務部長
- (9) 法科大学院事務部法科大学院事務課長

目的(職務)は、(1)点検・評価項目の設定及び変更並びに方法、(2)点検・評価の実施、(3)点検・評価報告書の作成、(4)点検・評価結果の5年毎の公表、及び、(5)認証評価機関が行う第三者評価への対応である(同規程第3条)。

ウ 教務委員会(根拠 専修大学法科大学院教務委員会規程)

構成員は、法科大学院の研究者専任教員、実務家専任教員(常勤)及び実務家専任教員(みなし)のうちから、原則として、法科大学院副院長及び次に掲げる者から構成される計7名以上とする(同規程第3条1項)。

- (1) 公法系科目群を代表する者
- (2) 民法・民事訴訟法科目群を代表する者
- (3) 商法科目群を代表する者
- (4) 刑事系科目群を代表する者
- (5) 実務基礎科目群を代表する者
- (6) 基礎法学・隣接科目群を代表する者
- (7) 展開・先端科目群を代表する者

目的(職務)は、以下の教務に関わる事項の検討である(同規程第2条)。

- (1) カリキュラム(教育課程)の編成に関すること。
- (2) 授業計画に関すること(履修要項、講義要項、時間割、期末試験等に係ること)。
- (3) 進級要件、修了要件等に関すること。
- (4) クラス編成に関すること。
- (5) 教育の施設及び教材等に関すること。
- (6) 学生からの諸要求・要望の把握とその対応に関すること。
- (7) その他教務事項全般に関すること(ただし、他の法科大学院委員会の所管に関する事項は除く)。

エ 入試広報委員会(根拠 専修大学法科大学院入試広報委員会規程)

構成員は、法科大学院の専任教員並びに実務家専任教員(常勤)及び実務家専任教員(みなし)のうちから7名以上の委員をもって構成する(同規程第3条1項)。

目的(職務)は、以下の入試・広報に関わる事項の検討である(同規程第2条)。

- (1) 入学試験の実施計画及び準備に関すること。
- (2) 入学試験問題の出題方針策定に関すること。

- (3) 入学試験の実施に関すること。ただし、入学試験判定案の作成については委員会の職務とはしない。
- (4) 入学試験の中長期的諸施策に関すること。
- (5) 学生募集企画に関すること。
- (6) 学生募集に伴う広報活動に関すること。
- (7) 学長からの諮問に関すること。
- (8) その他入学試験に関すること。

オ ファカルティ・ディベロップメント委員会（根拠 専修大学法科大学院
ファカルティ・ディベロップメント規程）

構成員は、法科大学院の専任教員並びに実務家専任教員（常勤）及び実務家専任教員（みなし）のうちから3名以上の委員である（同規程第4条1項）。

目的（職務）は、以下のとおりである（同規程第3条）

- (1) F Dの企画及び実施に関すること。
- (2) F Dに関する情報を収集すること。
- (3) F Dに関する情報を法科大学院の教員等に提供すること。
- (4) F Dに関する講演会、研修会等を企画及び実施すること。
- (5) その他F Dに関すること。

カ 教育課程連携協議会（根拠 専修大学法科大学院教育課程連携協議会
規程）

構成員は、以下のとおりである（同規程第3条）。

- (1) 学長が指名する法科大学院の専任教員その他の教職員
- (2) 法科大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
- (3) 専修大学の教員その他の教職員以外の者
- (4) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（学長が必要と認める場合のみ）

目的（職務）は、以下のとおりである（同規程第2条）

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(2) 組織・体制の活動状況

各組織の活動状況は、以下のとおりである。

ア 教授会

(ア) 実施回数等 年間13回（月1回程度）開催。

(イ) 活動内容

各委員会提案の改革案について、全専任教員により検討及び決定を行っている。

イ 自己点検・評価委員会

(ア) 実施回数等 年3回程度開催。

(イ) 活動内容

自己点検評価に関する項目の設定、変更及びその方法を定め評価を実施し、第三者機関による認証評価への対応を行う。自己点検・評価報告書は、毎年4月～7月に学長に提出し、かつWebサイト上に公表している。同報告書については、教育課程連携協議会委員にあらかじめ送付したうえで同協議会において審議している。ここで指摘された問題点については、その後、それぞれ担当する委員会で速やかに検討したうえで改善に取り組んでいる。

(ウ) 自己改革の取組

各委員会に対して、自己改革の必要性のある事項について検討し具体的方策の決定及び実施を求めるとともに、自己点検・評価委員会から、個々の教員（専任教員及び兼任・兼任教員）に対して、年2回（前期・後期各1回）、教育内容、方法等の改善に関する「自己点検シート」の作成及び提出を求めている。

ウ 教務委員会

(ア) 実施回数等 年10回程度開催。

(イ) 活動内容

教務に関わる事項の検討である。毎年、前期には導入授業の実施科目・方法及び前期開講科目の成績評価等について、後期には次年度の学事暦、開講科目、展開数及び学則の改定、後期開講科目の成績評価等の検討を行っている。その他学生の教育に関する事項について検討事項が生じた場合には適宜検討を行っている。

(ウ) 自己改革の取組

a 2017年12月

後期試験より、採点済みの定期試験答案のコピーを学生に返却することを決定した。

また、2018年4月に「専修大学法科大学院における修了判定及び進級判定並びに成績評価に対する異議申立てに関する規程」を制定したが、異議申立て制度の運用は、2017年度後期より開始している。異議申立て制度にあわせて、講評解説の実施期間を設け、全ての試験科目について講評を行うこととした。

さらに、定期試験を受験するための資格として3分の2以上の授業出席が必要となることを決定した。

b 2018年1月

教務委員会規程を制定した。

- c 2018年2月
進級，修了要件のG P Aを1.50から2.00に変更した。
- d 2018年10月
模擬裁判を3年次の春期集中に開講することとした。
2018年度後期クラス面談より，面談シートに学生の負担感に関わる項目を設けた。
平常点評価について，厳格性が疑わしい評価を行った教員に対して院長及び副院長（教務委員会委員長）が面談を行い，場合により是正を求め，厳格性を確保していくことが確認された。
- e 2018年12月
履修受付期間中（前期・後期）に，クラス担任によるオフィスアワー時間を利用した「履修相談受付期間」を設置することを決定した。
- f 2019年2月
1年次から2年次への進級要件に，共通到達度確認試験の各科目の成績が，全国の受験者全体の得点分布において上位80パーセント以内であることを加えた。
- g 2019年7月
2019年度前期より定期試験の過去3年分の過去問を公表することとした。
- h 2020年（新型コロナウイルス感染症対応）
新型コロナウイルス感染拡大の影響により，前期授業の開始を5月からに遅らせ，授業の実施方法も全面オンラインとした。前期試験を中止することとした。感染症の影響を受けながらも，可能な限り成績評価の客観性・厳格性を確保するため，後期については，対面授業とオンライン授業を併用して授業を行うことを決定し，後期試験に関しても，対面による試験実施に替えてオンライン起案の実施を決定した。（オンライン起案については基準8－1の1（5）参照）。
- i 2021年（新型コロナウイルス感染症対応）
2021年度の授業については，新型コロナウイルス感染状況に鑑み2020年度後期と同様，対面授業とオンライン授業を併用して授業を実施することとした。成績評価を適切に実施するため，対面による試験の実施を望む意見が多かったことを受けて，定期試験については，前期後期ともに全科目対面で実施することを決定した。
- j 2021年11月
2022年度より，クラス担任制度と支援プログラムの学修面談の一体的運用を行う改革を実施することを決定した。
- k 2022年1月
2022年度の授業は，新型コロナウイルス感染状況，授業受講予定者

数、授業アンケート等を通じた学生からの要望・意見、教育効果に関する教員からの意見等を踏まえた議論を経て、全科目対面授業を実施することとした。

日弁連法務研究財団の指摘事項に対する自己改革については、後述する。

エ 入試広報委員会

(ア) 実施回数等

年 3 回程度

ただし、入試又は広報に係わる事項があればその都度開催している。

(イ) 活動内容

入試・広報に関わる事項の検討である。毎年 4 月には、当該年度実施の各期入試の出題委員、採点委員、出題ミス等防止に関する委員の選出、学内外における説明会等の広報活動の担当者を検討し、全入試日程終了後には当該年度入試結果を検証し、次年度入試の概要を検討している。

(ウ) 自己改革の取組

a 2018 年 1 月

入試広報委員会規程を制定した。

b 2018 年 2 月

法科大学院全国統一適性試験未実施に伴い判定項目の見直しを行った。

c 2018 年 6 月

社会人の定義を「大学学部卒業後 3 年以上経た者」とした。

d 2019 年 10 月

2021 年度実施（2022 年度入学者）の入試より、大学を 3 年次で早期卒業予定の者を対象とするスカラシップ入試の導入を決定した。

オ ファカルティ・ディベロップメント委員会

(ア) 実施回数・活動内容

年 4 回程度（前期、後期各 2 回程度）開催。

F D に関する情報収集、企画、実施を行っている。

(イ) 自己改革の取組

a 2017 年 2 月

授業改善アンケートは、従来、全授業科目のアンケート集計を教授会において全教員に回覧した上で、担当科目のアンケート集計及び自由記載欄内容については担当教員にのみ配付していたが、科目別の集計結果も全教員に配付した上で、自由記載の内容についても閲覧できるよう変更した。またアンケート結果に対するフィードバックについても行っていなかったが、担当教員に当該文書の作成を求め、学内のオンラインコミュニケーションツールを通じて学生に公開する措置を採った。教員相互による授業参観については、従来、被参観者の授業方法等を参考にすることにより参観者の授業改善を目的としていたが、参観者の報告書は、被参観者の授業改善にも資するものであるため、被参観者にも配付することとした。

b 2017 年 12 月

授業アンケートについて個々の科目で自由に設定できる項目を新設した。

c 2019 年 5 月

授業改善アンケートに対するフィードバック文書が形式的なものとならないよう、FD委員会において每期「特定項目」を設定しその回答を教員に促すこととし、また、FD委員会においてその回答内容等について検証することとした。

d 2019 年 9 月

授業科目担当者と支援担当講師との打合せについて、従来支援担当講師の裁量に委ねていた部分に、授業担当者がより積極的に関わっていく体制を構築することとした。

e 2020 年 6 月

従来、授業改善アンケートは学期末（第 14 講・第 15 講）に実施してきたが、2020 年度から、講義の中盤の時期にオンラインにて学生への中間アンケートを実施し、実施中の講義に対する学生の意見聴取の機会を設けることとした。

f 2020 年 7 月

教員相互による授業参観につき、参観者の報告書（前記 a 参照）に基づく被参観者の授業改善に資するよう、実施時期を従来の第 14 講・第 15 講の時期よりも早めた時期（第 9 講・第 10 講）に実施することとした。

g 2021 年 11 月

中間期における学生からの意見聴取の機会（前記 e 参照）において、授業改善アンケートに対する教員からのフィードバック文書に関する項目を追加した。

カ 教育課程連携協議会

（ア）実施回数・活動内容

年 1 回程度

（イ）自己改革の取組

2019年度に設置され、例年 7 月に協議会を開催している。ただし、2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、同年 11 月 4 日に開催したが、2021年度は当初の予定通り 7 月 14 日に開催した。当該協議会では、構成委員以外に、オブザーバーとして、自己点検・評価委員会委員長、教務委員会委員長、入試広報委員会委員長及び FD 委員会委員長も出席している。学外の教育課程連携協議会委員 2 名から事前に提出された意見書に基づき、本法科大学院の活動全般について意見交換が行われ、各委員会で検討すべき事項については、その後の委員会での検討を経て改善策が実施されている。

(3) 組織・体制の機能状況

ア 問題の把握, 検討, 具体的取組状況

(ア) 教育体制（カリキュラム, 授業, 教員体制等）の改善

中長期的人事計画に基づき継続性のある教員体制の維持を図っている。例えば, 定年退職する法科大学院専任教員がいる場合には, 退職教員の担当科目の専任教員がいない状態とならないよう計画的に人事を行い, 定年退職の1年以上前から予約採用人事を進めている。また場合によっては, 1年先取りの人事を行い, 退職する教員とともに1年間教育にあたることにより, 段階的に引継ぎを行うことによって, 教育の継続性が維持できるようにしている。

2017年度定年退職教員（行政法）について先取り人事を行い, 2017年度に新たに専任教員を採用した。

(イ) 入学者選抜における競争倍率の確保

基本データ表（1）記載の通り, 過去5年間において, 競争倍率が2.00を下回ることは生じていない。

(ウ) 定員充足率の確保

基本データ表（2）記載の通り, 過去5年間における定員充足率の平均は88.6%であり, 奨学生制度を充実させるとともに, 年4回入試を行っている成果である。

(エ) 公開された情報に対する評価や改善提案への対応・法曹に対する社会の要請の変化

法科大学院設置の当初とは大きく異なり, 近年, 司法試験合格率の向上が強く求められている。これについては, 教授会, 各委員会の他, 教授会構成員による教員懇談会などにより, 様々な対策を検討している。教員懇談会は, 2017年4月17日を第1回として, 2022年3月16日まで20回開催した。新たに設置すべき科目の検討等, 教務に関する事項の他, アカデミックアドバイザーの設置, 法学未修者への教育方法等の検討, 改善等を行った。

イ 修了者の進路に関する問題の把握, 検討, 具体的取組状況

(ア) 司法試験合格率

基本データ表（3）参照。

(イ) 司法試験合格者以外

司法試験合格者以外の進路については, 以下の方法で調査を行っている。

【在学中】

- ・「法科大学院修了生進路報告書」の提出（修了発表時）

【修了後】

- ・司法試験結果等把握のためのアンケート（年2回実施）

- ・修了生支援プログラムの一環としての面接
- ・教員による情報提供
- ・ジュリナビへの登録（ジュリナビは2021年度で終了）

（ウ）調査結果

本法科大学院出身者で司法修習を終了した者は、法律事務所で就業する者が大多数であるが、任期付き公務員となる者、企業法務部に所属する者などもおり、結果として100%の就職を果たしている。これは本法科大学院出身者が社会の多様なニーズに対応する能力を兼ね備えていること、教員のネットワーク等を活用した就職支援等の成果である。

また、所期の目的を達成することができず、法曹となれなかった者についても、24.1%（全修了生 541 名中、不合格者の累計が 352 名であり、その中で進路先が把握できている者は 85 名。なお、2021 年度修了生 10 名は除いている。）の進路先を把握している。会社員、市役所の職員、裁判所事務官などの公務員や、法的知識を活用して他の士業として活躍する者などがいる。

（エ）2021 年度修了者の進路状況

【2021年度 専修大学法務研究科法務専攻修了者進路状況調査】

2022年 3 月31日現在

2021年度法務研究科法務専攻修了者		10人	備 考
内 訳	司法試験受験準備	10人	
	就職	0人	
	未 確 認	0人	

（４）特に力を入れている取組

2015 年度から始めた在学生への学修支援を継続して実施しており、一定の効果を上げてきている。今後も引き続き実施していくとともに、授業担当教員の要望や受講生の意見なども参考にして改善を行っていく。また、在学生への学修支援と併せて、修了生に対する支援も同様に実施していく。

（５）その他

特になし。

2 点検・評価

競争倍率や定員充足率等については、これまでの改革が実を結び、所期の成果をあげてきている。

司法試験合格率を向上させるため、各科目の単位認定を厳格に行うとともに、各教員が在学生、修了生を対象とした各種対策を講じたことで、2020 年度以降の司法試験合格率は全国平均の2分の1を超えている。今後とも司法試験合格率を向上させるために、従前の対策をより強力に推進していく。

本法科大学院は、支援プログラムとして、授業担当教員が支援担当講師に指示し、授業において学生の理解等が不十分であった事項について学生を支援する体制を整えている¹。当初は、授業科目により実施されている支援の内容について授業担当教員及び支援担当講師の協議の密度に差があるものが存在したが、FD委員長の主導により、各科目で打合せ内容を記録として残すなどの呼びかけがなされた結果、協議密度の差は解消してきている。学生が支援プログラム利用する機会を増やすと共に、有意義な内容にするために、引き続き授業担当教員と支援担当講師との協議をより密にしたい。

ここ数年の取組により、法科大学院の教育活動の適切・効果的な運営を図るためには、教職員に対して必要な知識や技能を修得させるための研修は不可欠であるとの認識が共有され、内部における研修の機会を増やすと同時に、外部研修へも積極的に参加するよう働きかけを続けている。

これまで取り組んできている様々な対策の成果は徐々に出てきており、このことは志願倍率や司法試験合格率といった客観的指標からも明らかになりつつあるので、今後とも組織全体として改革を継続する。

3 自己評価

B

[理由]

自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも良好である。

4 改善計画

(1) 入学試験

本法科大学院は議論による問題解決能力の修得を教育理念・目的として掲げ、入試において「基礎的な学力として法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等を適格かつ客観的に評価する」としている。しかしながら、この実施も必ずしも十分と言えないことから、以下のように改善する必要がある。

i 既修者認定試験において、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法については短答式試験を実施している。その内容は、主に法科大学院の教育に必要な基礎知識を有するか否かを判定するところであり、その確認は必要であるが、思考力、分析力及び表現力の評価には限界がある。短答式試験という手法は維持しつつも、知識量の多さ、正確さばかりでなく、一定の理論へのあてはめ、あるいは分析力等を評価できるように問題の形式・内容を工夫すること、あわせて配点においても適切な方法を検討することが求められる。

ii 既修者認定試験の論文、未修者入試の小論文については、論文構成等の観点から、判断力、思考力、分析力等を一応判断しうる。一方、本法科大学

¹ [A33] 支援プログラム（1年次・2年次）

院の教育理念からはもちろん、近時の出願者が言語表現技能の点で入学後に不適応となる例もみられることから、言語を用いた論理力、表現力を独自の評価観点として点数を与える等の工夫が必要である。

また、他の法科大学院を修了した学生においては、既修者認定試験において一定の優位性があるが、法科大学院の教育内容を修得する能力がなかったことをも意味しうるので、法科大学院での学修能力を測定する観点も必要である。

以上につき、入試広報委員会において検討し、できる限り、入試問題に反映させることとする。

(2) 教育方法・内容

授業だけで司法試験で出題される項目をすべて扱うことはできない。担当教員は、授業で扱う項目についての学生の理解を確実にする方策ばかりでなく、授業では扱うことができない項目についての学習方法等についても指導することが求められる。また本法科大学院は学生のための支援プログラムを採用し、授業担当教員が支援担当講師に指示をして学修支援を実施している。しかしながら、実施している科目のみで司法試験に関するすべての指導が網羅されているとは言えず、実施科目においても支援プログラムを実施すれば十全であるわけではなく、学生が自主的に必要な科目について有効に支援を受けることができるようにする必要がある。学習支援を必要とする科目を選別するとともに、改善を進めてきている授業担当教員と支援担当講師の協議をさらに質的に高め、学生に的確な指導が行き渡るようにする。

(3) 成績評価・修了認定

成績評価は、概ね、期末試験と平常点で行われている。

未修1年次から2年次の進級については、法律基本科目の成績評価が厳格になされており、また、共通到達度確認試験により外部からも担保されている。以上のような方策を引き続き実施する。

2年次以上の進級については、共通到達度確認試験のような制度はないものの、各科目の厳格な成績評価実施について院長、教務委員長等から担当教員に宛て重ねて意識喚起を行っている。また、期末試験については、論点ごとの配点を含む採点基準を公表することで採点の客観化・透明化を図っている。これらの施策は、ここ数年で定着したと思われるが、適切な成績標準のあり方については、不断に検討と教員間の共通認識の形成に努める。

他方、平常点の付け方についても、いたずらに主観的印象評価に偏することのないよう、期末試験の評価割合を高めにするよう担当教員に求めると同時に、教務委員会において、全教員の全学生に対する評価結果内訳の一覧の確認をおこなっている。教授会あるいはその後に行われる教員懇談会及びFD研究集会において意見交換をするなどして、厳格な単位認定を行う

必要性について認識を共通にする方策をとっている。さらに、平常点の付け方に疑義が生じるような場合には、院長及び教務委員長が担当教員から成績評価方法について事情聴取を行うことにより是正措置がとられるよう配慮する。

1－4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 教授会の権限

本法科大学院には所属する専任教員によって構成される教授会が設置されており(学則第14条)、専修大学法科大学院教授会規程第6条により、以下のとおり審議事項を規定している。

「教授会は、学長が教育研究に関する決定を行うに当たり、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- ① 法科大学院の授業科目その他授業に関する事項
- ② 学生の入学、進級、修了及び学位授与等に関する事項
- ③ 試験に関する事項
- ④ 学生の指導及び賞罰に関する事項
- ⑤ 奨学生の選考に関する事項
- ⑥ 法科大学院における教員の人事に係る教育研究業績等の審査に関する事項
- ⑦ 在外研究員及び国内研究員に関する事項
- ⑧ 院長の選出に関する事項
- ⑨ 法科大学院に関する諸規程によって教授会の議を経る必要があると認められる事項
- ⑩ 自己点検・評価に関する事項
- ⑪ 第三者評価に関する事項
- ⑫ 教授会の議を経る必要があると認められる諸規程の制定及び改廃に関する事項
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長又は院長の求めに応じ、次に掲げる教育研究に関する事項を審議し、意見を述べることができる。

- ① 各種委員の選出に関する事項
- ② ファカルティ・ディベロップメントに関する事項
- ③ その他教授会において必要と認める事項

(2) 理事会等との関係

前記(1)記載の教授会の権限は、第1項については、「学長が教育研究に関する決定を行うに当たり、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。」、第2項については、「前項に規定するもののほか、学長

又は院長の求めに応じ、次に掲げる教育研究に関する事項を審議し意見を述べることができる。」とし、学長が決定権限を有することとしているが、教授会の決定が尊重され、教授会が述べた意見どおりに決定されている。

また、教員人事や奨学生の採用などは、法人の理事会が決定権限を有し、その提案は学長がなすが、これらについても、学長は教授会の意見どおり提案し、理事会も提案どおり決定している。

(3) 他学部との関係

他学部との関係で、教授会の意向が実現できなかったことはない。

なお、連絡調整機関として「運営委員会」が設置されている²。学長、法科大学院長、法科大学院副院長、専門職大学院担当理事、法学部長、法学研究科長、学長室長、法科大学院事務部長が構成員であり（議長は学長）、法科大学院の運営に関し審議し諮問している³。法学部や法学研究科との意見交換も、この委員会において行われている。

(4) 特に力を入れている取組

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

教員の採用・選考の人事、学生の入学者選抜、カリキュラム内容の設定、成績評価、修了認定等につき、教授会が実質的に決定することができ、また、それが制度的に保障されている。

3 自己評価

適合

〔理由〕 自主性・独立性に問題はない。

4 改善計画

特になし。

² 〔A5〕 専門職大学院学則 13 条

³ 〔A5〕 専修大学法科大学院運営員会規程

1－5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

- ア 養成しようとする法曹像
- イ 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力
- ウ 成績評価の基準及び実施状況
- エ 修了認定の基準及び実施状況
- オ 当該法科大学院における司法試験の在学中受験資格の認定の基準及び実施状況
- カ 修了者の進路に関する状況
- キ 志願者及び受験者の数，その他入学者選抜の実施状況に関するもの
- ク 標準修業年限修了率及び中退率
- ケ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する，法科大学院で開設される科目その他教育内容等に関するもの
- コ 教員に関するもの
- サ 授業料等，法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置その他学生の学習環境に関するもの
- シ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率
- ス 自己改革の取組等

なお，法曹養成連携協定を締結した場合に公開すべき情報及び 2023（令和 5）年以降における司法試験の在学中受験資格による受験者数及びその合格率については，公表が必要となった際に適宜，公表を行う。

(2) 公開の方法

アからスまでは，本法科大学院の Web サイトにおいて公開している。ア，イ，カ，ケ，コ，サ，シ（入学者の割合のみ），スについては，入学ガイドにおいて公開している。また，キの内容のうち，入学者選抜の実施方法等に係る詳細については「学生募集要項」，実施結果については Web サイトにおいて順次公開している。「入学ガイド」及び「学生募集要項」は，いずれも Web サイトで閲覧・ダウンロードが可能となっており，毎年度内容を更新している。また，これらは，学内外での各種入学説明会及び本学キャンパスで配付しているほか，電話又は Web サイトから請求することができ，送料を含め無料で配付している。ア，イ，ウ，エ，オ，ケ，サのうち学生の学習環境に関する情報については，在学生に対して「法科大学院要項」で公開している。

コの内容のうち、各教員の学位や業績については、全学的なデータベースとして取りまとめられている。

スについては、毎年度、自己点検・評価委員会で作成する「自己点検・評価報告書」を教授会で審議・決定したうえで学長に提出し、Web サイトで公開している。2019 年 4 月、本法科大学院に教育課程連携協議会が設置されたが、本協議会では、当報告書を学外の委員 2 名へ事前に送付のうえ、両委員から寄せられた意見に基づいて諸課題について協議している。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

本法科大学院に係る公開情報に対する学内外からの質問や提案等については、法科大学院事務課が窓口となり、必要に応じて院長や教務委員会委員長・入試広報委員会委員長等と協議のうえ、適切に対応してきている。法科大学院事務課の所掌事項を超えるような事項については関連組織と連携して対応している。問い合わせ用電話番号とメールアドレスも Web サイトにおいて公開している。

この他、学内外の入試説明会における相談コーナーを通じて寄せられる個別的な質問等に対しても適宜対応を行っている。

(4) 特に力を入れている取組

Web サイトのアクセス数を確認し、アクセス数の多いページについては、内容を充実させるようにしている。

(5) その他

2017 年 7 月、本法科大学院も含め全学的に Web サイトのリニューアルが行われたが、その後、本法科大学院の教員紹介に関する部分をリニューアルしたものを 2021 年 12 月より公開している。

2 点検・評価

多彩な情報を Web サイトや「入学ガイド」等で公開しており、特に入学者選抜に関する事項については、実施進行中の各段階において、可能な限り速やかに必要な情報を公開している。

また適宜見直しを行ってきており、公開情報に対する質問や意見については丁寧な対応を行っている。

3 自己評価

A

[理由] 情報公開が、非常に適切に行われている。

4 改善計画

特になし。

1－6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

教育内容に関する重要なものとしては、入学年度のカリキュラムに即した授業科目の開講があり、すべて「法科大学院要項」で示している。同様に重要なものとして授業科目の内容があり、授業科目の担当教員、毎回の授業内容や授業の目的と到達目標等についても「法科大学院要項」で示している。授業科目としては、法科大学院棟で行われる授業科目の他、クリニック、エクスターンシップという臨床科目の実施も含まれている。またオフィスアワーやクラス担任制の実施、授業アンケートへの対応も、学生との約束事項である。

学習環境に関する重要なものとしては、「入学ガイド」で示した自習室などの設備や図書館法科大学院分館の提供等がある。

経済的支援に関する重要なものとしては、各種奨学生制度がある。

(2) 約束の履行状況

上記に記載した事項のすべてについて、適切に履行している。

(3) 履行に問題のある事項についての手当

現時点では履行に問題のある事項はないが、仮に教育活動等の重要事項について問題が生じた場合には、教務委員会や教授会で速やかに適切な対応をしていく。

(4) 特に力を入れている取組

クラス担任制については、1クラスにつき、2名の教員を担任として、前期と後期において定期的に全学生に対する面接を実施し、その結果を教授会に報告している。また履修受付期間中（前期・後期）に、クラス担任によるオフィスアワー時間を利用した「履修相談受付期間」を設置している。

2022 年度よりクラス担任を1名増員して、支援プログラムで実施していた学修面談をクラス面談に統合し、学生の学習支援の一層の向上を図ることとした。

(5) その他

2019 年度から 2023 年度にかけて実施される法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて、一貫したプロセスによる段階的教育、法学部との連携強化・奨学生の対象拡大、在学生の法曹・異業種との交流の3つの取組が採用されている。

2 点検・評価

学生に約束した教育活動等の重要事項については、全て適切に履行されている。授業改善アンケートやクラス担任による面談等を通じ、学生からの意見や問題点を常に把握できるようにしているとともに、必要な改善が速やかになされてきている。

学習支援に関しては、学生の要望について、できるだけ速やかに対応ができる体制を整えている。

3 自己評価

適合

[理由] 問題となる事項はない。

4 改善計画

特になし。

1－7 法曹養成連携協定の実施状況

(評価基準) 法曹養成連携協定を締結した法科大学院が、法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項を実施していること。

1 現状

本法科大学院は法曹養成連携協定を締結していない。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性や能力を適確に評価・判定することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

1 現状

【2018 年度入学者選抜以前】

(1) 学生受入方針

【2019 年度入学者選抜以降】の内容と同様である。

(2) 選抜基準と選抜手続

以下の適性試験の利用を除き【2019 年度入学者選抜以降】の内容と同様である。

適性試験が、判断力、思考力、分析力、表現力を判定するのに適した試験であることから、適性試験第1部から第3部までの合計点が上位85%以内の者に受験資格を制限した。

また、法学未修者コースの小論文試験に代えて、適性試験第4部を利用し、本法科大学院が独自に採点する「適性試験第4部利用入試」を実施した。なお、法学未修者コースの受験生は、本法科大学院が出題する小論文問題を利用した独自小論文入試と第四部利用入試のいずれか又はそれらの併願を認めていた。

(3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

【2019 年度入学者選抜以降】の内容と同様である。

(4) 選抜の実施

【2019 年度入学者選抜以降】の内容と同様である。

(5) 特に力を入れている取組

【2019 年度入学者選抜以降】の内容と同様である。

(6) その他

【2019 年度入学者選抜以降】の内容と同様である。

【2019 年度入学者選抜以降】

(1) 学生受入方針

本法科大学院では、「入学者選抜の基本方針(アドミッション・ポリシー)」を以下のとおり明確に規定し、「学生募集要項⁴」、「入学ガイド⁵」及び Web サイト等に掲載し、受験希望者に公開している。

「専修大学法科大学院は、『議論による問題解決能力』を有する法曹の養成を目的としています。法律家に最も必要とされる資質が、議論による問題解決能力であると考えているからです。議論による問題解決能力とは、共通言語である法律学の基礎理論に基づき、相互に、主張、反論、再反論を繰り返すことによって、いかに異なった価値観を有する者の間であっても、その共通言語を通じて共有する世界を構築できる能力のことです。したがって、入学者選抜に際しては、『公平性・開放性・多様性の原則』を遵守したうえで、社会の多様な層から、意欲をもって、基礎理論の修得及びそれに基づく議論を展開することができる人材を求めています。」

(2) 選抜基準と選抜手続

本法科大学院では、法学既修者(2 年コース, 募集人員 14 名)と法学未修者(3 年コース, 募集人員 14 名)の 2 コースについて募集を行っている⁶(2020 年度以前の入試における募集人員は、法学未修者 10 名, 法学既修者 18 名)。志願者は自己の希望によって、いずれかのコースに出願することも、双方に出願することもできる。

本法科大学院の学生募集方法は、いずれのコースも、前記「入学者選抜の基本方針」を踏まえて、法科大学院の出願資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保するため、公募による選抜のみを行っている。基礎的な学力として、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等を適格かつ客観的に評価するため、志望理由書の記載、資格等の審査を入学者選抜志願書等で行っていることに加え、既修者として求められる法的知識や、未修者が必要とする法的素養等は各試験で確認している。2020 年度より、本学法学部に 3

⁴ 令和 5 年度法科大学院学生募集要項 1 頁

⁵ 専修大学法科大学院入学ガイド 2023 1 頁

⁶ 令和 5 年度法科大学院学生募集要項 1 頁

年次で早期卒業をして法科大学院進学を目指す法科大学院進学プログラムを設けている。当該プログラムは、授業担当教員を法科大学院教員とすることで、学部と法科大学院で一貫的教育を実施して、いわゆる優秀層を受け入れることで入学者の質をよりレベルの高いものとするものである。そして本法科大学院において、他大学の法曹コース修了者と法科大学院進学プログラム卒業生とを競わせることで、学力という面における学生の質の向上を目指している。2022 年度入試より、早期卒業の要件を満たした者を対象としたスカラシップ入試（早期卒業）を実施している。

出願時に大学の学部 3 年次に在学し、特に優秀な成績を収めた者については、その潜在的能力を評価して、飛び入学を認めている。

ア 法学既修者⁷

法学既修者コースの入学者選抜にあつては、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法のすべてについて法科大学院 1 年次の学修を終え単位認定をされた者と同等以上の法律学の知識・学力等を有することを基準として判定を行わなければならない。そのため、各科目について基準点を設け、各科目において 1 年次の学修を終えたと評価できるかを判定している。1 科目でも基準点に到達しない科目がある場合には、仮に合計点が当該入学試験における成績が上位であっても不合格とし、選抜基準を実効性のあるものとしている⁸。また、スカラシップ入試にあつては面接試験を実施して、本法科大学院のスカラシップ制度の趣旨に適した人物か否かを確認している。

選抜手続として、一般入試では事前審査及び法律科目の筆記試験を実施し、スカラシップ入試ではそれらに加え面接試験を実施している。書類審査について、一般入試においては 80 点、スカラシップ入試においては 50 点の配点としており、その中で、法学検定アドバンストコースの成績、司法試験予備試験の短答式試験合格なども考慮している。筆記試験については、憲法、民法、刑法は論述式とし、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法は短答式試験を実施している。配点は、民法 120 点、憲法と刑法はそれぞれ 80 点、短答式試験の 3 科目の配点はそれぞれ 40 点である。試験時間は、民法は 90 分、憲法と刑法は 120 分の同一時間内で実施しており、短答式試験 3 科目は 90 分の同一時間内で実施している。スカラシップ入試で実施している面接試験は配点を 70 点とし、1 人当たり約 20 分を試験時間としている。

可否判定にあたつては、単に成績上位者から順に募集定員に従って合格者とするのではなく、過去の入試の判定結果等も勘案して、前記判定基準に合致しているか否かを判定している。したがって、通年及び各期の合格

⁷ 令和 5 年度法科大学院学生募集要項 11 頁, 12 頁

⁸ 令和 5 年度法科大学院学生募集要項 11 頁（注 1）

者数が募集定員数に満たない場合が生じている。

イ 法学未修者⁹

法学未修者コースにあつては、3年間の学修で法律の基本理論から実務基礎科目までを理解できる能力を有するかを判定することが必要である。

選抜手続として、一般入試では事前審査及び小論文の筆記試験を実施し、スカラシップ入試ではそれらに加え面接試験を実施している。書類審査について、一般入試においては80点、スカラシップ入試においては50点の配点としている。筆記試験では、試験時間90分、配点100点による小論文を課している。長文の問題文を読んだうえで各設問について解答をさせることで前記の判断力、思考力、分析力及び表現力等に加えて読解力や理解力の観点で、前記選抜基準を満たすかを判断している。スカラシップ入試で実施している面接試験は配点を70点とし、1人当たり約20分を試験時間としている。

合否判定にあたっても、各年度の入試で判定基準に差が生じないように従前の合格点を基準に合否判定を行っている。

ウ 飛び入学制度¹⁰

飛び入学をする者は成績優秀者である必要があることから、①2年次までに卒業要件単位のうち70単位以上修得していること、②2年次までに修得した単位の70%以上の学業成績が、在学している大学の100点満点中80点以上であること、③3年次終了時に、4年次配当科目を除く、全ての必修科目の単位を修得することが見込まれること、④3年次終了時に、卒業単位の70%以上の修得することが見込まれることの4つの要件を満たす者に出願資格を認めている。

選抜方法については、通常の法学既修者、法学未修者と同様である。

(3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

入学者選抜に関する情報（入学者選抜の基本方針、選抜基準及び選抜手続等）は、Webサイト、「学生募集要項」及び「入学ガイド」等により提供している。この提供時期については、受験生の出願時（6月中旬）までの検討期間を考慮し、例年、Webサイトには4月1日に入試日程、受験科目及び出願要件等を公開し、「学生募集要項」及び「入学ガイド」は5月上旬までに発行している。なお、「学生募集要項」及び「入学ガイド」はWebサイトで公開するとともに、希望者には郵送で送付している。

法学既修者の入学者選抜試験過去問題については、2007年度から入学試験実施の前年度分をWebサイトに掲載し、公開している。

(4) 選抜の実施

⁹ 令和5年度法科大学院学生募集要項 11頁、12頁

¹⁰ 令和5年度法科大学院学生募集要項 4頁「1. 出願資格（9）（10）」

入学者選抜は定められた選抜基準及び選抜手続に従って、公平かつ公正に実施されている。具体的には、筆記試験及び面接試験の評価は、客観性と公平・公正を担保するために、それぞれ複数の教員が採点・評価する体制をとっている。当然のことながら、筆記試験にあっては、特定性を排除するために、受験番号及び氏名は採点者に判別できないようにしている。また、本法科大学院の教員も本学法学部においてゼミを担当しているため、面接試験にあっては、受験生が受講したゼミの教員は当該学生の面接をしないこととして、恣意性を排除している。基本データ表（１）のとおり競争倍率は２倍を超えており、本法科大学院の求める人材を確保するのに十分な倍率を維持している。

（５）特に力を入れている取組

本法科大学院の課題は、司法試験合格者を全国の平均に近づけることである。そのため、法学既修者試験にあっては認定を厳格に行い、真に法学既修者と判断できる者のみを合格者としている。そのため、法学既修者試験の合格者数は各期の定員に達しないことがある。法学既修者として合格した者の中には、他の法科大学院修了者もいるが、これらの者に対して行った面接試験では、自らが司法試験に合格できなかった理由をどのように分析しているかを確認している。それは自らの学習方法を修正して、正確な理解と知識の安定的修得が必要であることを意識させるためである。また、入学後は個別または支援プログラム（基準１－３の２参照）等を通じた面談、答案指導により、答案の書き方、学習方法を指導し、基本的な知識を身につけさせるようにしている。

また、法学未修者に対しては、小論文試験を通じて、法律知識を修得していく基礎となる判断力、思考力、分析力及び表現力等の修得状況を適切に判断し、合否判定を行っている。

（６）その他

特になし。

２ 点検・評価

学生受入方針は、基本方針に適合し、かつ明確に規定されている。また、選抜基準・手続は受入方針に適合し、かつ公平・公正でありそのことは明確に規定されている。

入学者選抜試験の出題の趣旨、採点基準は、翌年度の４月に Web サイトに公開している。面接試験は２名の試験官が担当し評価の客観性を担保している。試験毎に開催している出題者会議において、出題について統一した視点を確認し、出題ミス防止委員が出題の適否及び出題ミスの防止に努めている。

未修者試験にあっては、小論文の出題に関して法律知識の有無にかかわらず回答できる文献を素材とし、書類審査で法的資格等は加点要素とせず、面接

試験においても法的問題を問わず、志望理由書の記載内容や今までの勉学での成功体験や社会事象等についての質問を行っている。

既修者試験にあっては法学既修者認定の判断を厳格に行っている。これは、入学後の既修者の進級率や標準修業年限修了率が適正な値を示していることにも表れており、本法科大学院において知識の修得が十分になされていることを示すものともなっている。それらの結果として、近年では司法試験合格率の向上もみられているが、その一方で、法学既修認定の厳格性より法学既修者の入学定員を充足出来ない問題も有している。そのため、今後は入試段階で実力ある法学既修者と認定できる者の受験をどのように促すかということが課題である。

3 自己評定

B

〔理由〕学生受入方針，選抜基準，選抜手続及び入学者選抜の実施が，いずれも良好である。

4 改善計画

法学未修者の入試判定結果と退学者・休学者との関係を検証し、入試判定に活用することが必要であり、分析を行っている。今後はこの成果を法学未修者の合否判定に利用することで退学者・休学者を減少させたい。

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性や能力を適確に評価・判定することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

1 現状

【2018 年度入学者選抜以前】

(1) 既修者選抜，既修単位認定の基準及び手続

ア 選抜基準・手続，既修単位の認定基準・手続の内容

試験科目，試験時間，論述式・短答式の別，面接試験の有無，配点，最低基準点の有無については，基準2-1の1(2)アで記載したとおりである。

イ 試験日程と募集定員について

入試年度・受験期		実施日	入試区分	募集定員	受験者数	合格者
2018	第一期	2017. 7. 29	スカラ	8	21	6
			一般	2	15	2
	第二期	2017. 9. 9	スカラ	5	10	2
			一般	8	11	4
	第三期	2017. 12. 9	スカラ	3	4	1
			一般	3	4	0
	第四期	2018. 3. 3	スカラ	5	3	1
			一般	5	3	1

ウ 修得したとみなされる単位等について

【2019 年度入学者選抜以降】の内容と同様である。

(2) 基準・手続の公開

【2019 年度入学者選抜以降】の内容と同様である。

(3) 既修者選抜の実施

【2019 年度入学者選抜以降】の内容と同様である。

(4) 特に力を入れている取組

【2019 年度入学者選抜以降】の内容と同様である。

(5) その他

【2019 年度入学者選抜以降】の内容と同様である。

【2019 年度入学者選抜以降】

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

ア 選抜基準・手続、既修単位の認定基準・手続の内容

試験科目、試験時間、論述式・短答式の別、面接試験の有無、配点、最低基準点の有無については、「基準 2－1 の 1 (2) ア」で記載したとおりである。

イ 試験日程と募集定員について

入試年度・受験期		実施日	入試区分	募集定員	受験者数	合格者
2019	第一期	2018. 7. 7	スカラ	8	18	5
			一般	2	11	3
	第二期	2018. 9. 8	スカラ	5	14	4
			一般	5	13	4
	第三期	2018. 12. 8	スカラ	3	10	3
			一般	3	7	1
	第四期	2019. 3. 2	スカラ	2	9	0
			一般	2	8	2
2020	第一期	2019. 7. 6	スカラ	8	11	1
			一般	2	8	2
	第二期	2019. 9. 7	スカラ	5	13	2
			一般	5	10	1
	第三期	2019. 12. 7	スカラ	5	12	1
			一般	3	11	1
	第四期	2020. 3. 7	スカラ	3	6	2
			一般	3	6	3
2021	第二期	2020. 9. 5	スカラ	8	8	3
			一般	6	8	1
	第一期	2020. 10. 24	スカラ	4	3	1

	代替		一般	4	3	1
	第三期	2020. 12. 5	スカラ	5	6	2
			一般	5	5	1
	第四期	2021. 2. 20	スカラ	5	9	4
			一般	5	8	4
2022	第一期	2021. 7. 3	スカラ	8	10	0
			一般	2	12	1
	第二期	2021. 9. 4	スカラ	8	12	2
			一般	5	13	1
	第三期	2021. 12. 4	スカラ	5	10	2
			一般	5	11	1
	早期		スカラ	若干名	1	1
	第四期	2022. 2. 19	スカラ	5	8	3
			一般	5	10	3

ウ 修得したとみなされる単位等について

(ア) 法学既修者の単位認定

2019 年度以降の法学既修者コース入学者は、本法科大学院における 1 年次配当の法律基本科目及び 2 年次の法学未修者のみが修得すべき必修科目 36 単位を履修免除され¹¹、2 年次配当の授業科目から履修することができる。履修免除される科目は、公法系として「統治の基本理論」(2 単位)、「人権の基礎理論Ⅰ」(2 単位)、「人権の基礎理論Ⅱ」(2 単位)、民事系として、「民法Ⅰ(財産法システムⅠ)」(4 単位)、「民法Ⅱ(財産法システムⅡ)」(4 単位)、「民法Ⅲ(事務管理・不当利得・不法行為)」(1 単位)、「民法Ⅳ(家族法)」(1 単位)、「民法特論」(2 単位)、「商法Ⅰ(企業組織)」(2 単位)、「商法Ⅱ(決済システム・企業取引)」(2 単位)、「民事訴訟法」(4 単位)、刑事系として「刑法Ⅰ(総論)」(3 単位)、「刑法Ⅱ(各論)」(3 単位)、「刑事訴訟法Ⅰ」(2 単位)、「刑事訴訟法Ⅱ」(2 単位)であり、いずれも法律基本科目(基礎科目)である。

(イ) 入学前の既修得単位の認定

入学前の既修得単位の認定は、法学未修者として入学する者に対して、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目(司法試験選択科目に係る科目)のみを認めており、その基準も当該科目の修得状況が抜群に優れた成績であると認められる場合に限っている¹²。

¹¹ [A5] 専修大学法科大学院専門職大学院学則 19 条 2 号

¹² [A5] 専修大学専門職大学院学則 35 条

(2) 基準・手続の公開

基準2-1の1(3)で記載したとおりである。

(3) 既修者選抜の実施

基準2-1の1(4)で記載したとおりである。

(4) 特に力を入れている取組

法学既修者認定の厳格化に力を入れている。すなわち、法学既修者試験の受験生が多数いても、従前の合否判定基準と比較して実力が不足していると判断した場合には、不合格としている。このことから、法学既修者の定員を充足できていない状況が続いており、本法科大学院における課題ともなっている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

既修者選抜、既修者単位認定の基準及び手続は、法曹に必要なマインドとスキルを身につけうる者を選抜することができる仕組みとなっている。また、選抜制度の公平・公正は、採点及び面接等の選抜手続において確保されている。また、法学既修者や入学前の既修得単位の認定についても適切に科目及び上限単位数が設定されている。受入方針や選抜基準、選抜手続、選抜において判定する能力及び入学者選抜試験の趣旨等も適切な時期に公開されている。このように入学者選抜制度全般に関して、入試広報委員会における検討のもと、適時かつ適切に取組がなされており、いずれの面においても優れているといえる。

3 自己評価

A

[理由] 基準・手続とその公開は非常に適切であり、選抜・認定が適切に実施されている。

4 改善計画

最低基準点を設けていることから、1科目でも基準点に満たない者は、不合格となる。このことは、法学既修者試験によって1年次配当の法律基本科目及び2年次の法学未修者のみが修得すべき必修科目を一括免除することからは、やむを得ないともいえる。過去には、基準点に満たない科目が1科目であり、他の科目が優秀な場合には、当該科目のみを認定しないことで、法学既修者合格とすることも検討した。しかし、現在の法学既修者の実力が相対的に低下していることからすると、法学既修者認定はより厳格に行うべきであり、1科目でも基準に到達しない者については、未修者として確実な学習をすることが

必要であると考えている。前記のとおり，従前の合否判定基準を重要な指標として用いている観点より，今後も，法学既修者認定を行った学生の動向（受験期ごとに前後する合格最低点を1つの基軸として，それぞれの学生の学年別成績取得状況を確認するなど）については，注視していきたい。

2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者の選抜にあたり「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」を入学させるよう適切な努力をしていること。

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

本法科大学院の入学者選抜における「法学部以外の学部出身者」の定義は、法学系課程の範囲の明確化を行うために、学士(法学)の授与を受けた者以外の者としている¹³。

(2) 実務等の経験のある者の定義

「社会人」の定義については、公益財団法人日弁連法務研究財団の評価基準によって「大学卒業後3年を経過した者」としている。但し、2018年以前は、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム実施に向けた確認事項」による定義に合わせ、「大学卒業後1年以上の社会経験を有する者」を対象としていた¹⁴。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

基本データ表(6)のとおり。

(4) 多様性を確保する取組

ア 入学者選抜等で配慮している事項

他学部出身者又は社会人については、「入学ガイド」において「入学者の多様性を確保するために、入学者の選抜に当たり、多様な知識又は経験を有する者を入学させるように努めます。」との記載¹⁵を行ったうえで、多様な知識又は経験を評価するために、評価の対象となる資格を設けている¹⁶。その具体的な例としては、医師、歯科医師、公認会計士、司法書士等の各種専門分野の資格者に一定の加点を行っている。また、社会人として評価できるか否かを判断するために、入学者選抜用志願書に、「高校からの学歴」を全て記入させるとともに、職歴についても、職名、地位等の

¹³ [A34] R5 入試用資料(社会人、法学部・非法学部)

¹⁴ [A35] 「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」報告書等の作成について(依頼)別添1

¹⁵ 専修大学法科大学院入学ガイド2023 6頁

¹⁶ 令和5年度法科大学院学生募集要項 7頁

記載を求めている。そして、この学歴・職歴の記載はいずれも空白期間がないように年月順に記入することとしている。さらに、志望理由書の評価にあたって、社会人としての活動内容により、一定の加点を行うように採点者に指示している。

また、志望理由書では「これまでの学業成績・キャリアを踏まえた」具体的な内容の記載を求めている、ここでも多様性に関する評価を行っている。

イ その他の事項について

近年は、法科大学院進学希望者の減少により、社会人・非法学部比率が低下する傾向が強く表れている。その中で、本法科大学院は独自のスカラシップ入試により、社会人等が進学をする場合でもできる限り経済的な負担を少なくし、社会人の進学を促すことができている。

また、本法科大学院で開催する学内説明会は、社会人の参加を容易にするため、土曜日に開催している。

(5) 特に力を入れている取組

社会人・非法学部出身者が入学年次4月からの授業に対応できるように、合格直後から導入授業を展開し、基礎学力の涵養に努めている。また、1年次（法学未修者）及び2年次（法学既修者）を対象に支援プログラムによりフォローアップをして、授業での理解不足を補いつつ、基礎学力の養成を図っている。

(6) その他

社会人が法曹を希望する場合に、合格後の就職については、考慮に入れざるを得ない事項である。この点、本法科大学院は司法修習終了者において100パーセントの就職率を達成しており、また、その就職先も単に一般法律事務所にとどまらず、一般企業、任期付公務員等多種多様である。この点については、「入学ガイド」にも明記し、社会人への有益な情報として提供を行っている¹⁷。

2 点検・評価

実務経験者及び法学部以外の学部出身者の入学者に占める割合は、2018年から2022年の5年間の平均で43.5%であり、多様な人材確保ができている。入学者選抜での配慮や奨学生制度を充実させることで多様性の実質的確保を図っているほか、就職支援にも力を入れて、将来的な面においても安心して入学できる環境整備に努めている。

3 自己評価

A

¹⁷ 専修大学法科大学院入学ガイド2023 2頁

〔理由〕「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」を入学させるよう適切な努力がなされ、多様性が非常に確保されている。

4 改善計画
特になし。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

（注）

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。
- ② 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。
- ③ 法科大学院に必ず置くこととされる専任教員は、教育上の支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員が兼ねることができる。
- ④ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- ⑤ 専任教員の半数以上は教授であること。

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

本法科大学院における2022年5月1日現在の収容定員総数と専任教員総数は基本データ表（7）のとおりである。専任教員総数18人全員が教授であり、学部・修士課程・博士課程の専任教員を兼ねている者はいない。専任教員1人あたりの学生数は4.7人であり、法令上必要とされる要件（15人）を十分に満たしている。

本法科大学院における教員資格の審議については、「専修大学法科大学院教員資格審議規程」に必要な事項を定め、同規程2条に審議機関を規定しており、学長を議長とし、法科大学院長、同副院長、専門職大学院担当理事、法学部長、法学研究科長及び法科大学院教授会から選出された実務家1人を含む専任教員2人で構成する「専修大学法科大学院教員資格審査委員会」が審議にあたっている。

（2）法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

基本データ表（8）のとおりである。

（3）実務家教員の数及び割合

基本データ表（9）のとおりであり、法令上必要とされる割合を満たしている。実務家教員全員が5年以上の実務経験を有している。

（4）教授の数及び割合

基本データ表（10）のとおりである。

本法科大学院における教授の資格要件については、前記「専修大学法科大

学院教員資格審議規程」4条に定めるとおりである。

その認定手続は以下のとおりである。あらかじめ教授会において選出された人事選考委員3名（専門分野の教員2名と教務委員会委員長）を構成員とする人事選考委員会で審査を行い、その報告を受けて法科大学院長が学長に審査結果を報告する。この報告に基づき、学長が議長を務める専修大学法科大学院教員資格審査委員会（前記1（1）参照）を開催し、本法科大学院教授としての適格性について慎重に審議を行う。この審査結果に基づいて、法科大学院教授会において審議を行う。

（5）特に力を入れている取組

特になし。

（6）その他

特になし。

2 点検・評価

法令上必要とされる専任教員数、専任教員一人あたりの学生比率、法律基本科目の各分野における必要専任教員数、実務家教員割合、教授数等については、全て基準を満たしているのみならず、少人数教育を実施するに足る構成となっている。また教員の適格性の審査についても、厳格かつ適切に実施している。

3 自己評価

適合

[理由] 法科大学院における教育に必要な能力を有する教員について、教員人数割合を満たしている。

4 改善計画

特になし。

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

本法科大学院においては、基準3-1で記述したように、必要にして十分な教員構成を確保している。基準1-3で記述したように、中長期的人事計画に基づき継続性のある教員体制の維持を図っている。例えば、法律基本科目について退職する教員がいる場合には、退職教員の担当科目の法科大学院専任教員がいない状態とならないよう退職予定年度より1年以上前から計画的に採用人事を行っている。場合によっては1年先取りの採用人事を行い、退職する教員とともに1年間教育にあたることにより段階的に引継ぎを行い教育の継続性が維持できるようにしている。実務家教員については、任期の更新を行うほか、担当実務家教員の推薦及び弁護士会からの紹介等により、適切な教員が欠けることのないようにしている。

（2）継続的な教員確保に向けた取組や工夫

定年退職のように事前に採用人事を行う必要性が判明している場合には、（1）で記述したように、先行する形での採用人事等、有能な教員を事前に確保するなどして教員組織の継続を図っている。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

本法科大学院における教員の採用・昇格の基準や審議機関等については、前記「専修大学法科大学院教員資格審議規程」が適用となる。昇格については、2015年4月15日開催の教授会決定「『専修大学法科大学院教員資格審議規程』の運用に関する申合せ」に基づいて運用されている。

教員の採用・昇格以外の場面では、FD活動の一環として行われる①授業改善アンケートと②教員相互による授業参観の実施等が、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取組として実施されている（基準4-1，基準4-2参照）。教員各自は授業改善アンケートの結果を受けて自ら授業内容や方法等についての改善に努め、また教員相互による授業参観を行うことにより、相互に授業を評価し意見を述べることによって教育能力の維持・向上に努めている。

また法科大学院協会や日弁連あるいは単位弁護士会等が実施する法科大学院教育に関する各種シンポジウムや研修活動にも教員を派遣し（基準4-1参照）、派遣された教員はFD拡大会議においてその概要を報告し、そ

の報告に基づいて教員相互で意見交換が行われている。

(4) 特に力を入れている取組

教員相互による授業参観は前期及び後期において2週間の期間を設けて行っている。専任教員は1科目以上の参観を義務付けられる。授業参観を行った教員は、所定の授業参観報告書を法科大学院事務課に提出する。この報告書は参観を受けた教員にも交付され、その内容を確認したうえで今後の授業改善の参考としている。また参観者と被参観者との間で意見交換が行われることもある。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

専任教員確保のための取組、継続的な教員確保に向けた取組などは、前記のように実施できている。教員の教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上のための取組は、採用や昇格に際しては内規に基づき厳格に実施されており、授業改善アンケートや授業参観を通じた相互評価は各教員の授業能力向上に役立っている。

3 自己評価

A

〔理由〕教員の確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための体制が整備され、非常に有効に機能している。

4 改善計画

特になし。

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている等，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

基本データ表（11）のとおりである。

（2）教育体制の充実

本法科大学院においては少人数教育を徹底しており，必修である法律基本科目の授業のほとんどは専任教員が担当しており，今後ともこの体制を維持していく。

専任教員の担当者がいない基礎法学・隣接科目，展開・先端科目については，本学法学部の専任教員あるいは学外の兼任講師や客員教授が担当している。

（3）特に力を入れている取組

専任教員の科目別構成については，開設以来，バランスを失しないよう考慮してきており，法律基本科目については複数名の専任教員（実務家教員も含む）が配置されている。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

専任教員の配置バランスが優れており，全ての授業科目について徹底した少人数教育を行うことができている。

3 自己評価

A

〔理由〕教員の科目別構成が適切であり，非常に充実した教育体制が確保されている。

4 改善計画

特になし。

3－4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員の年齢構成

基本データ表（12）のとおりである。

（2）教員の年齢構成についての取組

本法科大学院においては、開設にあたり、教育・研究の実績に加え、学部教育に比べて負担の重い法科大学院教育の任に堪えられる人材を中心に採用したことから、専任教員の年齢構成も比較的高くなっていた。その後の退職に伴う新規採用においても、担当する分野における教育・研究業績を重視しているため50歳代が比較的多数を占めてきているが複数名で担当する分野の場合は年齢層のバランスを考慮して30歳代の講師や准教授を採用している。

実務家教員についても、一定程度以上の実務実績も重視するため50歳代以降の採用が中心となってきた。

（3）その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院における専任教員の年齢構成は、49歳以下が22.2%、50歳代が22.2%、60歳代が55.6%であり、中心となっているのは60歳代である。教育・研究の両面からみて十分な経験を有している世代が中心となることから、60歳以上の教員が多くなっているが、40歳代、50歳代の教員との連携で、教育の多様性を実現できるものと考えられる。

3 自己評価

C

〔理由〕年齢構成につき、問題を認識しており、改善に向け配慮をする検討がなされている。

4 改善計画

ここ数年のうちに定年を迎える教員が多く、その退職に伴う採用においては年齢層のバランスを大きな考慮要素として手続を進めていく計画である。

3－5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉

（評価基準）教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員のジェンダーバランス

基本データ表（13）のとおりである。

（2）特に力を入れている取組

教員の採用に当たっては、教育・研究の両面からみて最も適切な人材を採用してきているが、その中で教員全体のジェンダーバランスが過度に偏らないように配慮してきている。

（3）その他

特になし。

2 点検・評価

専任教員中の女性比率が 10%以上 30%未満である。

3 自己評価

B

〔理由〕専任教員中の女性比率が 10%以上 30%未満である。

4 改善計画

適切な人材を採用する原則のもとで教員全体のジェンダーバランスが過度に偏らないようにする配慮を継続する。

3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

（1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

基本データ表（14）アのとおりである¹⁸。

（2）他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

基本データ表（14）イのとおりである¹⁹。

（3）授業以外の取組に要する負担

本法科大学院の教授会は原則として月1回であり、各種委員会やクラス担任としての業務等もあるが、委員会などの開催回数も多くはなく、院長・副院長を除けば、大きな負担とはなっていない。

（4）オフィスアワー等の使用

オフィスアワーは、教員ごとに指定された曜日と時間にそれぞれの研究室において実施している。あらかじめ学生から予約を入れる形が原則なので、教員にとって大きな負担とはなっていない。

（5）特に力を入れている取組

本学全体においては、各教員は各学期に最低5コマの講義を負担することになっているが、法科大学院における教育の特殊性から、本法科大学院においては、開設時よりこの負担コマの制約は課されてない。また教材の印刷や配付、学生への連絡等は、教員室あるいは法科大学院事務課において行っているので、教員はそれぞれの教育と研究に集中できるようになっている。

（6）その他

他大学への出講や外部の委員などへの就任については、院長に届け出るようにしており、院長から委任を受けた法科大学院事務課において、各教員の負担を把握している。

2 点検・評価

本法科大学院における専任教員の担当コマ数の平均は、目安となる週あたり7.5時間（90分5コマ）を下回っている。他大学等での授業を含めると、一部に目安を超える教員がいるものの、全体としてみれば、十分な準備をして授業に臨み、学生指導をするのに良好な授業時間負担となっている。

¹⁸ [A36] 各教員の担当コマ数については、「2019～2021年度教員担当コマ数一覧（専任・兼任）」参照。

¹⁹ [A37] 各教員の担当コマ数については、「2019～2021年度教員担当コマ数一覧（専任）」参照。

3 自己評定

A

[理由] 授業時間数が、非常に十分な準備等を行うことができる程度のものがある。

4 改善計画

各教員につき本法科大学院での負担コマが不相当に多い訳ではない。目安を上回る場合には、他大学や法学部との協議のうえでの負担改善を当該教員に働きかけることとする。

3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

（1）経済的支援体制

ア 教員研究費は、年額 495,000 円であり、うち 63,000 円までは課税研究費にできる。研究費の取扱いについては、専修大学教員個人研究費取扱要領に基づいている。

イ 学会出張旅費については、専修大学専任教員学会出張旅費規程に基づき教員研究費とは別に、年 2 回（2 泊 3 日）まで支給される。学会役員として出張する場合は年 3 回（3 泊 4 日）まで支給される。

（2）施設・設備面での体制

専任教員は、法科大学院棟で、それぞれ専用の研究室（広さは 22.4 m²～23.4 m²）を利用できる。教育・研究に必要な備品が設置されているほか、有線・無線 LAN により学内外のデータベースを利用することができる。また法科大学院棟には図書館分館もあり、収納冊数には制限があるものの、生田本館や神田分館などの資料も取り寄せることができる。なお、神田分館は法科大学院棟から近距離に所在している。

（3）人的支援体制

教員室には常勤嘱託の担当者が 1 人配置されており、研究費や出張の申請などの各種手続も担当している。科学研究費など学務課所掌事項については、学務課担当職員が神田 1 号館に常駐し業務を行っている。

（4）在外研究制度

本法科大学院には、専修大学法科大学院研究員規程に基づき専任教員を国内外に派遣する研究員制度があり、交通費、滞在費等が支給される。長期研究員（研究期間 10 箇月以上 1 年以内）と中期研究員（研究期間 5 箇月以上 6 箇月以内）を選出している。2017 年度において長期在外研究員 1 名、2019 年度において長期国内研究員 1 名、2020 年度において中期国内研究員 1 名（選出後に辞退）、2021 年度において長期研究員 1 名、2022 年度において中期研究員 1 名が選出されている。

（5）紀要の発行

本法科大学院では、年 1 回、『専修ロージャーナル』を刊行しており、毎号、多数の論説、判例研究などを掲載している。2021 年度は第 17 号を発行した。なお、発行した『専修ロージャーナル』は、国立国会図書館などへ配付するほか、「専修大学学術機関リポジトリ」（本学図書館所管）において PDF 化され、Web 上で閲覧できる。

(6) 特に力を入れている取組

特になし。

(7) その他

本学には、専任教員が専門分野において高度な学術研究を行い学問の進歩発展に寄与するために必要な経費を補助する研究助成制度と出版助成制度がある。

図書館に配架される専門的な研究図書についても、1点5万円以下の資料については、随時、購入を依頼することができる。

教員が研究員として選出された場合、講義などについては可能な限り兼任講師の採用等を行うことにより、他の専任教員の負担増とならないよう努めている。

2 点検・評価

教員の研究支援体制は、経済的にも、施設整備面でも、人的にも充実している。在外研究員制度も整備している。法科大学院独自の紀要も発行し、教員が研究成果を発表する機会も確保されている。

3 自己評価

A

〔理由〕支援制度等の配慮が、十分になされている。

4 改善計画

特になし。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取組

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取組（1）〈FD活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取組が適切に実施されていること。

1 現状

（1）組織体制の整備

教授会の下にFD委員会を設置し、日常的にFD活動を行っている。活動状況については定期的に教授会に報告し、それに基づいて、教授会、または、FD委員会拡大会議でFD活動の現状と問題点、今後の課題について議論を行っている。

FD委員会の根拠規程として「専修大学法科大学院ファカルティ・ディベロップメント規程」が定められている²⁰。なお、法科大学院におけるFD活動の定義を「法曹養成の観点に照らし、教育内容及び教育方法の向上に資する活動」として、上記を構成員に周知している。

FD委員会は、委員長と4名（2012年度のみ3名）の教員委員で構成し、法科大学院事務課がそれを補佐する体制となっている²¹。

科目毎のFD、系毎（民事、刑事、公法等）のFD、実務家教員と研究者教員の共同するFD活動については、そのための恒常的組織は設けていない。ただし、少人数の法科大学院組織であることを活かし、FD委員会、FD委員会拡大会議や教授会の議論を踏まえて、必要に応じて科目毎、系毎、実務家教員・研究者教員相互間で相談・協議し、授業改善に結び付ける努力を行っている。

（2）FD活動の内容

ア FD委員会について

FD委員会は、従来年2回（前期・後期）の定例の会議を基本としてきたが、2019年度からは、年4回の会議を定例としている。そのほかに、必要に応じてFD活動の在り方を検討するための委員会やFD委員会拡大会議を開催している。

2017年度以降における開催頻度は、2017年度3回（2017年4月10日（月）・10月4日（水）・11月22日（水））、2018年度2回（2018年4月4日（水）・9月26日（水））、2019年度5回（2019年4月3日（水）・5月29日（水）・9月11日（水）・10月2日（水）・11月20日（水））、2020年度5回（2020年4月2日（木）・6月24日（水）・10月7日（水）・

²⁰ [A5] 専修大学専門職大学院学則 30 条

²¹ [A5] 専修大学法科ファカルティ・ディベロップメント規程 4 条 1 項、8 条

11月4日(水)～5日(木)・11月25日(水)～26日(木)), 2021年度5回(2021年4月2日(金)・5月19日(水)・6月28日(月)～29日(火)・9月29日(水)・11月17日(水))である。なお、2017年度より実施している法科大学院FD委員会拡大会議は、2017年度5回(2017年12月13日(水)・2018年2月7日(水)・2月14日(水)・3月7日(水)・3月14日(水)), 2018年度2回(2018年4月11日(水)・7月11日(水)), 2019年度1回(2019年7月10日), 2021年度1回(11月10日(水))開催した²²。

定例の会議の主な議題は、①授業改善アンケート結果とそれを踏まえた今後の対応、授業参観の結果と今後の課題、FD研究集会の内容の検討である。また2019年度から、②授業改善アンケートに対するフィードバック文書の形骸化を抑止するため、フィードバック文書に記載を求める「特定項目」の検討、サンプルの抽出に加え、当該文書の検証の機会も設けている。前記各議題について、FD委員会においてその期の状況の検討と次期に向けた課題・計画を中心に議論している。

FD委員会の議事に関しては議事録を作成し、関係者が会議内容を確認できるようにしている。活動状況については、FD委員会報告書という形で全体を取りまとめたものは作成していないが、授業改善アンケート結果の報告書、FD委員会の配付資料等として成果物を蓄積しており、教授会での回覧や事務課での閲覧、専任・兼任・兼任教員が登録しているGoogleClassroomにおける掲示を通じて情報共有を図っている。

イ 外部研修について

司法研修所や日本弁護士連合会・各弁護士会が計画する教員の実務研修や特定の弁護士事務所の協力による実務研修等について、適宜教授会等で案内し、参加を呼び掛けている。研修に参加した教員には報告書の提出を依頼し、提出された報告書については教授会や法科大学院FD委員会拡大会議などを通じて教員間での情報共有を行っている²³。

ウ 教員相互による授業参観について

教員相互による授業参観を行うことにより、参観した教員は参観した授業の教員の教育の内容・方法を、また、参観を受けた教員は参観した教員の感想・助言を、それぞれ自分の授業の改善に活かすように努めている。

2011年度からは、每期、2週間の期間を授業参観期間に設定し、教授会で参観を呼び掛けることによって参観の機会を保障している。専任教員は、1科目以上の参観を義務付けられており、参観を実施した際には報告書を提出することが求められている。参観結果の報告書²⁴は、参観を受

²² [A6] 法科大学院FD委員会議事録

²³ [A13-4] 外部研修参加報告書フォーマット、外部研修参加報告書(2021年度)

²⁴ [A13-5] 専修大学法科大学院授業参観報告書フォーマット、専修大学法科大学院授業参観報告書(2021年度)

けた教員に配付するほか、法科大学院事務課で保管し全教員が随時閲覧できるようにしている。

なお 2019 年度まで授業参観は第 14 講・第 15 講の時期に実施していたが、被参観者の授業改善への対応を考慮し、2020 年度前期からは授業の中間期（概ね第 9 講・第 10 講の週）に授業参観期間を変更した。

エ F D 研究集会について

毎年、F D 委員会主催により、教育内容・方法の改善を図るための学内研究会（F D 研究集会）を定期的に開催し、専任教員はもとより兼任・兼任教員にも参加を呼びかけ、教育内容や方法の改善に向けてのさまざまな工夫・取組、厳格な成績評価の具体的あり方、過去の実践に対する効果の検証から、法科大学院進学プログラムとの連携、未修者教育のあり方などについて研究を重ねている。

開催頻度は原則として年 2 回（おおむね 7 月と 12 月）であるが、2020 年度については、オンライン授業の実施に伴う研修の機会を別途設けた（2020 年 5 月に実施）。なお、2020 年度・2021 年度については、新型コロナウイルスの感染予防の見地から、オンラインにて開催している。

F D 研究集会の内容については F D 委員会の報告書²⁵を作成し、GoogleClassroom などを通じて全教員に提供している。またオンライン開催となった 2020 年度・2021 年度の F D 研究集会については、録画した映像資料も閲覧できる状態にしている。

オ その他

2019 年度後期から、支援プログラム（基準 1－3 の 2 参照）との連携を強化するため、授業科目担当教員と支援担当講師との意見交換の機会を密に設けることとした。2019 年度後期・2021 年度前期においては、F D 研究集会開催時に、支援担当講師にも参加を依頼し、全教員との意見交換の機会も設けている²⁶。

（3）F D 活動の成果及び成果に結びつけるための方策・工夫

授業改善アンケート、教員相互による授業参観、F D 研究集会のいずれについても、それぞれその結果を踏まえて、各教員や関係教員間で授業の改善に向けた工夫や努力を行っている。その成果は、以下のとおりである。

ア 授業改善アンケート

（i）オムニバス科目で担当教員間の連絡の悪さ（同一事項の重複講義等）や同一科目を複数教員が担当している場合の講義内容のバラツキ等の指摘があったことから、担当教員間の打ち合わせが密になされようになった。また、認証評価時に指摘のあった民法科目において、「民事法総合演習Ⅰ（現代契約法）」、「民事法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）」は

²⁵ [A13-1] FD 研究集会報告書（2019 年度～2021 年度）

²⁶ [A13-1] 2019 年度前期 F D 研究集会報告書、2021 年度前期 F D 研究集会報告書

2018 年度よりオムニバスを解消した。その結果、授業改善アンケートにおけるオムニバス授業に対する評価は、以前と比較して大きな改善を見るようになってきている。

(ii) 授業改善アンケート結果を踏まえて、法学未修者教育の充実のため、教務委員会レベルでさまざまな検討を加え、カリキュラムの改善を行っている。

(iii) アンケートの自由記載欄において、レポート課題等の提出期限が特定の時期（連休中など）に集中して困るとの苦情や指摘がみられたが、教員室に備えたノートに各科目のレポート提出期限を記入することによって教員相互に調整できるような対応を講じ、上記の苦情はみられなくなった。なお、2020 年度から 2021 年度までは、オンライン授業の開講に伴い、教員室での記載と併せて、Google Classroom 上に課題の内容や提出時期などに関する共有ファイルを置き、オンラインにて同様の取組を実践した。

(iv) アンケートの自由記載欄に休日祝日等の図書館利用の要望があり、図書館側と協議し、相当数の開館日を確保するなどの対応を行ってきている。

イ 授業参観

授業参観では、参観した教員が参観授業を自己の授業改善の参考にしたり、参観を受けた教員が報告書で指摘された点を反省材料としたりしているほか、それ以外の教員も法科大学院事務課で保管された報告書を随時閲覧することにより、自己の授業改善の材料を得ている。なお、(2)ウで記載のように、授業参観の実施時期を変更することで、被参観者が実施中の授業に参観者からの意見を反映できることとしており、実際に改善した例もみられる。

ウ F D 研究集会・F D 委員会拡大会議

F D 研究集会、F D 委員会拡大会議では、その席上での意見交換によって本法科大学院の学生が抱える問題点の把握に努めるとともに、各担当教員が実践している授業の工夫に関する情報や、成績評価などに関する議論の機会を設けることにより、授業改善に資する取組を行っている。2019 年度からは、F D 研究集会での議論に資するよう、事前にテーマに則した教員へのアンケートを実施するなどにより、各教員が能動的に F D 活動に参加できるよう、改善を行っている。

エ その他

(2) オ記載のように、支援担当講師との意見交換の機会を継続的に設けることとしたことにより、正規の授業と支援プログラムとの連携が強化され、特に未修者に対する学修効果に改善傾向がみられる。

(4) 教員の参加度合い

法科大学院の専任教員全員がFD活動の対象となっている。FD委員会メンバー以外の専任教員にも外部研修や教員相互による授業参観、FD研究集会への参加を呼びかけ、多数が参加している状況である。また、FD研究集会へは専任教員のみならず兼担・兼任教員についても広く参加を呼びかけ、各回により参加者の人数は変わるものの一定数の参加がある。

外部研修については、以前参加者に偏りがみられるとの指摘もあったことを受けて、FD委員会から教員への外部研修への参加の働きかけを積極的に行い、参加可能な教員に対しては委員会より研修参加を依頼することにより、参加者の増加を図ってきたが、近時は複数の専任教員が外部研修に参加している。

ア 外部研修への参加状況

添付資料²⁷参照。

イ 教員相互による授業参観の実施状況

添付資料²⁸参照。

ウ FD研究集会の開催状況と参加状況

添付資料²⁹参照

(5) 特に力を入れている取組

教務委員会による教育改善の取組と重なるが、FDの見地から授業改善について以下の取組を行ってきた。

ア 本学では支援プログラムを実施しているが、近年は特に法学未修者の授業理解を促進するため授業科目担当教員と支援担当講師との間で講義内容等に関する調整を図り、相互連携をすることで学修効果を高める取組を行っている。2019年度後期、2021年度前期のFD研究集会には、支援担当講師の参加も依頼し、教員・支援担当講師間での意見交換の機会も設けている。

イ 組織的な取組として、法学未修者が入学直後から法律基本科目の学修を抵抗感なく行えるようにするため、入学前の段階において、法律基本科目を中心にした導入授業を実施している(基準6-1-2の1(1)イ(ア)参照)。2019年度後期におけるFD研究集会で未修者教育について検討した際には、導入授業のあり方について、各担当者の実施状況を踏まえた意見交換を行い、より高い学修効果を上げられるよう、継続的な検討を行っている。なお、この導入授業に関しても、毎回受講者から簡単な意見を回収する仕組みを実施し、担当教員にその内容をフィードバックしている³⁰。

ウ 2019年度から年2回実施するFD研究集会でディスカッション形式を採用し、特定のテーマにつきより多くの参加者の発言を求めることとし

²⁷ [A38] 外部研修参加状況 (2017年度～2021年度)

²⁸ [A39] 授業参観の実施状況 (2017年度～2021年度)

²⁹ [A40] FD研究集会の開催状況と参加状況 (2017年度～2021年度)

³⁰ [A41] 2022年度入学予定者説明会・導入授業感想

た。またF D研究集会に先立ち、全科目担当者を対象としたアンケートを実施するなど、全教員がF D活動に能動的に参加するよう、意識涵養に努めている。

エ 従来、F D活動は専任教員中心とならざるを得なかったが、法科大学院教育においては兼担・兼任教員の協力も不可欠であることから、専任教員以外の教員についても積極的にF D活動への参加を求めている。やむを得ず不参加となった教員に対しては、F D研究集会の内容について、その記録（報告書や録画映像〔オンライン実施時〕）を共有し、F D活動への関心を高める工夫をしている。

オ 2018 年度後期からは自己点検・評価においてF D関連の活動に関する自己検証の機会を設けるなどの取組を行っている。また 2021 年度前期F D研究集会においては、F D活動の教育効果を検討する機会を設け、組織的な検証も行っている。

（6）その他

2007 年度から、名古屋大学を基幹校とする「法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム」に参加し、実務教育に必要とされる教材の共同開発を行うとともに、教育方法の改善に向けての各種セミナーに参加するなどの研修活動を続けている。ここで共同開発された教材や参加したセミナーの成果は、直ちに教授会に報告されるとともに、主として法律実務基礎科目の教育内容や方法に反映されている。

また上記を含め、外部研修に参加した教員には外部研修参加報告書の提出を求め、報告書の内容については教授会での報告・回覧、事務課での閲覧、GoogleClassroom への掲載等を行うことで、各教員が教育内容や方法の改善に利用できるような体制をとっている。

2 点検・評価

（1）組織体制

1 で述べたように、当法科大学院のF D組織については、根拠規程に基づき、適切な形で整備されており、F D組織の中心となるF D委員会を構成するF D委員については、年齢構成、専門分野、経歴等に照らし、その構成は適切である。

（2）F D活動の内容

当該組織を中心としたF D活動の内容であるが、授業改善アンケート、教員相互の授業参観、F D研究集会を柱として充実しており、これらの結果を踏まえ、個々の教員が授業内容や方法の改善を行っている。

組織的にもF D委員会での検討結果について、教授会や教務委員会等へ提言することで、カリキュラム改訂やクラス面談制度（基準4－2参照）の改善につなげるなどの取組を行っている。これらの取組は支援担当講師を

中心とする支援プログラムや法学部の法科大学院進学プログラム（基準2-1の1（2）参照）との連携にも反映されており、他法科大学院と比較しても遜色ない内容となっている。

以上のことはF D委員会の議事録・配付資料、F D研究集会の報告書・記録映像や教員向けアンケートの結果、並びに授業改善アンケート結果の報告書等として記録に残されている点にも表れている。

（3）教員の参加度合い

専任教員のほぼ全てが、授業改善アンケートへのフィードバックはもとより、教員相互の授業参観やF D研究集会に参加しており、F D研究集会に先だって実施しているアンケート等への協力度合いも高いものとなっている。特にF D研究集会には兼担・兼任教員も毎回一定数参加しており、これらの教員からのアンケート回収率も高く、参加度合いは高いと考える。

また、F D研究集会の内容を含めた各種記録は、兼担・兼任教員を含めた全教員に対し、教員室での閲覧や GoogleClassroom での公開などの方法により共有されている。

なお、前記のように、近年は支援プログラムを担当する支援担当講師にもF D活動への参加を依頼することにより、教員以外のサポートスタッフを交え、組織的な授業改善への取組を行っている。

（4）外部研修等への参加

外部研修については、教授会やメーリングリスト、GoogleClassroomでの掲示などを通じて、逐次その情報を各教員に発信し、積極的な参加を呼びかけている。以前は特定の教員の参加にとどまっているとの指摘を受けたが、近時は多くの教員が積極的に外部研修にも参加していることがうかがわれる。また外部研修参加者に対しては報告書の提出を求め、F D委員会拡大会議などでの報告によってその結果を共有することで、外部研修の成果を法科大学院全体で共有している。

（5）教員相互による授業参観

1（4）イで示したように、専任教員のほとんどが授業の相互参観を実施しており、適切に実施されている。授業参観の実施後は参観報告書の提出を求め、その内容は被参観者にも速やかに伝えることで、被参観者の授業改善にもつなげられるような体制を整えており、実際に改善された例もみられる。なお前記のように2020年度からは実施時期を見直すことで、より迅速な対応ができるようにしている。

（6）その他

前記のように、本法科大学院のF D活動の特徴の一つに支援プログラムとの連携にかかる取組がある。その一環として、F D委員が、在学生・修了生の支援内容の企画・検討を行う担当者（本法科大学院専任教員3名）の打合せに継続的に参加し、そこで見つかった課題について、必要に応じ、F D

委員会における審議・検討の対象としている。またこれらのFD活動の成果を通じて法科大学院として必要な対応があると考えられる点については、教授会や教務委員会への提言を行う体制を整えている。

またFD研究集会においてディスカッション形式を採り入れ、これに先立ち各教員に意見聴取の機会を設けることで、FD活動への意識涵養の機会を設けている。この点については一部の教員から批判的な意見もみられるものの、こうした意見も踏まえた意見交換の機会を多く持つことで、より充実したFD活動につなげるよう工夫している。

3 自己評価

B

〔理由〕FDの取組が質的・量的に見て充実している。

4 改善計画

2017年度の認証評価時において法務研究財団からは、「授業改善アンケートのフィードバックによると、アンケートを踏まえて、それを授業の改善に活かそうという積極的な姿勢を持った教員がいる一方、コメントをしていない教員や具体性がない形式的なコメントしかしていない教員がいるなど、教育の質の向上のため授業改善の不断努力をしようとする姿勢が必ずしも教員全体に浸透しているとはいえないのではないかという疑念を抱かざるを得ない。司法試験合格者数の低迷という当該法科大学院の直面している課題の克服のためには教育の質の向上のため授業内容の改善に努めるという共通認識を教員全体に浸透させる必要がある。」との指摘を受けた。この点については、2018年度後期より教員の自己点検に際し、FD活動への参加状況に関する項目を採り入れることにより、各教員の共通認識を形成する試みがなされている³¹。また、2019年度から教員がより能動的にFD研究集会に参加できるようFD研究集会の実施態様を変更している（1（3）ウなど参照）。このことにより、従来よりもFD活動に対する関心が高まっている。今後もこうした取組を継続していくことが必要となる。

また上記指摘にみられる授業改善アンケートに対するフィードバック文書については、2019年度から、FD委員会によるフィードバック文書に記載を求める「特定項目」の提示、サンプル文書の添付及び検証機会の設置により、当該文書の形式化抑止とともに、各教員における授業改善アンケートの結果を踏まえた自己検証の機会の保障ともなっており、改善が図られている³²。もっとも現時点においても、フィードバック文書の内容には多少のバラツキが

³¹ [A42] 自己点検シート（2019前期実施）

³² [A43] 2019年度前期学生による授業改善アンケートの集計結果のご報告とフィードバック文書作成のお願い

みられるため、より一層意識涵養を図るような働きかけを行っていく。

なお一部オンライン授業となった2020年度に、通常の授業改善アンケートとは別に、学生からの意見聴取の機会を設け、その結果の情報共有を図るなどの取組も行ったことを契機に、2021年度も授業の中間期における学生からの意見聴取の機会を設けた。この取組には一定の成果もみられたことから、今後この取組を継続し、制度の充実化を図る計画である。

授業参観に関する課題としては、兼任・兼任教員の参加の機会が十分に確保できない点にある。兼任・兼任教員への授業参観の依頼は、これらの教員に過度の負担を課すことになるおそれもあるので慎重に対応する必要があるものの、可能な限り参観の機会を設けるよう工夫していきたい。

F D活動の結果を成果に結び付ける取組については、従来は個々の教員の努力に負う傾向にあったが、近時はF D研究集会におけるディスカッション形式の採用など、F D活動の結果を組織的に確認し、課題を明らかにする方向に転換しつつあり、一定の成果を挙げている。ただし、そのためにF D活動にかかる負担が過度になりすぎるとの指摘もみられることから、教員に対する負担も鑑みつつ、法科大学院全体で組織的にF D活動を実施する体制を整備していく必要がある。

現時点における課題としては、F D活動の成果が具体的にどのような教育改善効果につながったのかという分析、検証にある。2021年度前期のF D研究集会では検証の機会を設けたものの、改善の成果が学生の学力向上にどのようなにつながっているのか、といった点については、継続的な検証が不可欠である。この点については教務委員会との連携も図り、在学生の進級・修了判定や修了生の司法試験等での成績などとの相関関係につき、今後検証の機会を設けることとしている。

2020年度・2021年度は外部研修への参加者が増加傾向にあるが、その一因としては外部研修がオンラインで開催されていることが考えられる。今後、対面で実施される研修となっても、教員が積極的にこれらの外部研修に参加する状況を継続できるよう、教授会などを通じた情報発信は続ける予定である。

教育内容の改善の見地からは、教務委員会との連携が必要である。現状は、F D委員会の審議結果を教務委員長に報告するなどの方法にとどまっているが、F D委員の教務委員会へのオブザーバー参加などの対応も検討することが必要となる。現時点において、在学生・修了生の支援内容の企画・検討を行う担当者の打合せにF D委員も参加することで、支援プログラムとの連携が実現できていることから、同様の制度が可能かどうか、検討中である。

2022年度から具体的に改善される点としては、クラス面談制度の変更が挙げられる。F D活動の観点からも、クラス面談制度の実効的な運用は必須と考える。同制度については基本的に教務委員会の所管事項ではあるが、F D委員会としても、教務委員会や支援プログラムなどと協力し、その結果を授

業改善につなげるよう、取り組むこととしている。

修了生に対するケアも在学生に対するものと同様に実施する。特に、当該学生への在学時の学習指導体制と、修了後における理解度がどのような相関関係を有しているのか、また修了生に対してはどのようなサポートが必要であるのかについては、継続的に検証し、授業にフィードバックする体制を整える。

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取組（2）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取組が適切に実施されていること。

1 現状

（1）学生による授業等の評価の把握

F D委員会が実施主体となって、全開講科目を対象に、学生による無記名の授業改善アンケート調査を前期・後期の学期末に各1回実施している。当該学期の最後の2回の授業のうちのいずれかの時間帯に、授業時間内に10～15分程度の時間を確保し、教員が退室後に学生に自由に回答してもらい、記入後に法科大学院事務課職員が回収するという方法をとっている。最近の回収率は概ね9割を上回っており、2021年度前期が91.8%、後期が85.1%と高水準を維持してきた。なお、2020年度前期は全科目につきオンラインでのアンケート実施となり、2020年度後期においても一部科目でオンラインでのアンケートとなったことにより、全体的な回収率は9割を下回っている（前期73.9%、後期78.9%）。

アンケートは、予習復習、理解度、学習意欲、授業の内容・方法などに関する共通の20項目と個々の科目で自由に設定できる2項目の質問項目につき5段階評価で評価してもらったうえで、自由記載欄において、当該授業に関する学生の自由な意見や要望を記載してもらう方式で行っている³³。なお自由設定項目については、各科目の特性に照らした適切な質問を設定するよう、各教員に依頼している。

学生に配布するアンケートの説明文において、個人が特定されることなく、アンケートは教員の授業改善という目的のためだけに利用するものであることを明示して、アンケートへの協力を呼び掛けている。また、自由記載欄は、学生が手書きで記入したものを法科大学院事務課職員がパソコンに入力し、プリントアウトしたものをF D委員会及び各教員に配付するという方法をとることによって匿名性を確保し、学生の意見・要望が自由に記載できるように配慮している。

過去5年間の実施回数・実施時期、回収率は以下のとおりである。

2017年度

前期 7月13日（木）～26日（水） 98.1%

後期 1月9日（火）～22日（月） 96.8%

2018年度

前期 7月11日（水）～26日（木） 97.1%

³³ [A44] 2021年度後期授業改善アンケートフォーマット

後期	1月7日（月）～22日（火）	98.0%
2019年度		
前期	7月10日（水）～26日（金）	98.2%
後期	1月6日（月）～23日（木）	97.4%
2020年度		
前期	8月10日（月）～21日（金）	73.9%
後期	12月19日（土）～1月21日（木）	78.9%
2021年度		
前期	7月3日（土）～21日（水）	91.8%
後期	1月7日（金）～1月24日（月）	85.1%

（2）評価結果の活用

ア F D委員会での検討

調査結果は、集計結果と自由記載をまずF D委員会で検討し、過去の評価と比較しながら当期の特徴と課題を分析して取りまとめを行っている³⁴。なお、自由記載については過度の誹謗中傷に相当するものや授業改善アンケートの趣旨から外れるものについてはF D委員会で選別する旨を学生に告知した上で、内容を確認の上で公表することとしている。

イ 教授会での検討

教授会においては、F D委員会の報告を受けて議論を行い、その結果を踏まえて当該学期の「学生による授業改善アンケート集計結果について」と題するとりまとめ文書を完成させている。

5段階評価については、全体のアンケート集計結果表と各教員の担当授業科目の評価結果を配付することと併せて、全科目の評価結果を教授会で回覧するとともに、法科大学院事務課において随時閲覧することができるようにしている。

自由記載欄については、各教員に担当授業科目の記載事項を配付するとともに、法科大学院事務課において全授業科目の記載事項を閲覧できるようにしている。

ウ 学生に対するフィードバック

学生に対しては、F D委員会・教授会の審議を経た文書を学生用説明文書として全学生に配布するとともに、アンケートの集約結果³⁵及びアンケート結果を受けてのフィードバック文書³⁶を学内のオンラインコミュニケーションツールに掲載し、全科目の改善状況等の確認ができるようにしている。

フィードバック文書は、アンケート結果を踏まえた各教員の授業改善

³⁴ [A14] 授業改善アンケート集計結果（2019年度～2021年度）

³⁵ [A13-2] 授業改善アンケート集計結果報告（2019年度～2021年度）

³⁶ [A13-3] 法科大学院授業改善アンケートフィードバック（2021年度）

に向けた工夫や取組等を記載したものであり、全教員が作成するものとされている。フィードバック文書の作成にあたっては、内容が形骸化しないように、FD委員会が指定する特定の質問項目や、各自が設定した自由質問項目、自由記載欄への意見に対しても言及してもらうように依頼し、実質的な内容となるように配慮している。なお、2021 年度においては、前記は授業担当者 38 名のうち 32 名から、後期は授業担当者 31 名のうち 25 名からフィードバック文書の作成、提出があった。

(3) アンケート調査以外の方法

2020 年度から、前期・後期の学期中に各一回、GoogleForm を利用して、受講中の講義や法科大学院全体に対する要望など、学生からの意見聴取の機会を設け、その結果を教授会、教務委員会や法科大学院事務課と共有している³⁷。その他、年 2 回の全学生を対象とするクラス面談、オフィスアワーを始めとする学生との日常的な接触の場を通して、カリキュラムや授業に対する要望・意見を聞き、必要に応じて FD 委員会や教務委員会の議論の素材としている。

(4) 特に力を入れている取組

少人数教育である利点を活かし、授業内外で日常的に教員と学生が接するさまざまな機会を通して、授業への要望・意見を意識的に聞くように努めている。組織的には授業改善アンケートだけでなく、オンラインフォームを活用した意見聴取の機会を設けるなど、学生が要望・意見を提示しやすいような体制作りを心がけている。また FD 委員へのメールなどによる意見にも適宜対応している。

(5) その他

学生数に比して教員数が充実している本研究科のメリットを活かして、正規の授業以外の場においても、学生の自主ゼミへの援助、研究室やラウンジでの学生の相談への対応など、教授会・各委員会レベルの組織的な取組と並行しながら、多様な機会をとらえた学生の実情把握、授業に関わる学生の要望等の聞き取りを意識的に追求している。

2 点検・評価

(1) 学生による授業等の評価の把握がしっかりなされているか。

ア アンケート調査は、予習復習、理解度、学習意欲、授業の内容・方法などにわたって詳細な質問項目につき 5 段階評価で評価してもらったうえで、自由記載欄において当該授業に関する学生の自由な意見や要望を記載可能な方法がとられており、アンケート調査の内容は適切である。また 2017 年度後期より、担当教員がアンケートの追加項目を設定できることとし、授業形態などに照らし、各教員が各自の授業改善に必要な質問項目

³⁷ [A45] 2021 年度後期中間期アンケート結果

を設定しており、2019 年度前期からは可能な限り自由設定項目の設定を依頼している。アンケート項目については過年度との比較可能性を保ちつつ、学生の要望・意見も取り入れ、実状に合うよう随時見直しを図っており、適切な対応をしている。

イ アンケート調査は、上記の方法で、毎年2回、前期・後期の最後の2回の授業を利用して行っており、アンケート調査の方法・時期・回数は適切である。なお、2020 年度以降、前期・後期の中間時期に学生からの意見聴取の機会を設けており、その結果を速やかに教員間で共有することにより、実施中の授業改善などに活かせる体制を整えている。

ウ アンケートの回収率は全部または一部の科目でオンラインでの実施となった2020 年度を除き、概ね90%以上となっており、高い水準を維持している。なお2021 年度も一部オンラインでのアンケート実施となったが、実施の呼びかけを複数回実施することで2020 年度よりも回収率が高くなっている。

エ 回答者個人が特定されることがなく教員の授業改善の目的のためだけに利用するものであることを学生に明示し、自由記載欄も含めて匿名性を確保して実施しており、アンケート調査を実施する環境やアンケート調査の方法等は、多数の学生の率直な意見を把握することができるものとなっている。

(2) 評価結果が授業等の改善に向けしっかり活用されているか。

ア 調査結果は、FD委員会と教授会で詳細な分析と検討を加えたうえで、それを文書に取りまとめることを基本にしており、調査結果のとりまとめは適切になされている。

イ 学生向け調査結果の説明文書の全学生への配布、学内のオンラインコミュニケーションツールへの掲示を通して、調査結果は学生に公表されている。なお、中間期に実施しているアンケートについては、公表を希望しない学生からの意見を除き、教員・大学としての対応と合わせて結果を公表している。

ウ 調査結果は、5段階評価、自由記載欄とも全科目の調査結果を全教員が閲覧・確認できるようになっており、教員への周知は適切になされている。

エ 授業改善アンケートに対するフィードバック文書をはじめとして、アンケート結果を踏まえた各教員の取組を学内のオンラインコミュニケーションツールに掲載することを通して、調査結果を踏まえた教員の自己点検・評価が学生に公表されている。

オ 調査結果で出されたいくつかの課題について、教務委員会を始めとする関連組織と教授会で議論をした上で、必要な改善策が講じられている。今後もFD委員会と教務委員会は密接な関係を保ち、両委員会が協力して教育活動の充実のための取組を図っていく。

(3) アンケート調査以外の方法は活用されているか。

クラス面談の結果は毎回教授会に詳しい報告・提示がなされ、必要に応じてそれを踏まえた改善措置がとられている。なおクラス面談の制度については、従来支援プログラムの一環として実施してきた学修面談の制度と一本化し、年2回の実施から2ヶ月に1回の実施へと変更した。

(4) その他、本評価基準に関係のある取組や工夫があるか。

1 (5) 参照。

3 自己評価

B

[理由]「学生による評価」を把握し活用する取組が充実している。

4 改善計画

全科目のアンケート結果の教授会での回覧と法科大学院事務課での閲覧、及び学生へのフィードバック文書の通知は2016年度後期からとられた措置であるが、2021年度において制度として定着しており、内容も充実している。また、法務研究財団の認証評価における指摘を受け、フィードバック文書の内容の定式化、形骸化を避けるため、2019年度よりフィードバック文書の作成依頼において、各教員に対し記載を依頼する特定項目の提示及びサンプル文書の添付を行うとともに各教員に提示するとともに、フィードバック文書の内容についてFD委員会で検証を実施している。この対応により2019年度以降、ほとんどのフィードバック文書が、学生による授業改善アンケートの結果を踏まえた実質的な内容に踏み込んだ記載となっている。ただし、まだ一部において形式的な内容にとどまるものが残っていることから、今後も上記対応を継続し、授業改善アンケートの結果を具体的な授業改善につなげるようにする予定である。

授業改善アンケートの結果を踏まえた改善への具体的な取組への検証については、学期ごとに作成される自己点検シートや、2021年度前期のFD研究集会などを通じて行っているが、個々の教員が授業改善アンケートを踏まえ、実際にどのような授業改善に取り組んだのか、という成果に関する検証を日常的に行えるような制度化を検討している。

授業改善アンケートの実施時期については、過年度との比較可能性も踏まえ、現状の制度を維持する予定であるが、質問項目については適宜修正を加える予定である。他方、2020年度から実施している中間期のアンケートについては、受講中の学生からの意見聴取の有意義な機会であることから、今後も継続して実施するとともに、より多くの学生の意見を集めることができるための工夫をする予定である。

これらの組織的取組と合わせて、1の(5)で述べた多様な機会を通した

個々の教員による学生との接触の成果を組織的に集約し、今後のF D活動と授業改善の取組にしていく。この点については、オフィスアワーのあり方や講義後の質問対応などに対する学生の要望を集約し、教務委員会や法科大学院事務課と連携しながら、対応策を講じる。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉

(評価基準) 授業科目が法律基本科目(基礎科目及び応用科目)、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは、必修や選択必修の構成、開設科目のコマ組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取組を実施することをいう。具体的には、修了までに「法律基本科目 48 単位以上(そのうち、基礎科目 30 単位以上、応用科目 18 単位以上)」、「法律実務基礎科目 10 単位以上」、「基礎法学・隣接科目 4 単位以上」、「展開・先端科目 12 単位以上(そのうち、選択科目 4 単位以上)」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。〔設置基準第20条の3、第23条第2号〕

1 現状

(1) 開設科目

基本データ表(15)のとおりである。

なお、開講している授業科目の科目区分については、「法科大学院要項」を参照されたい³⁸。

(2) 履修ルール

法学未修者、法学既修者において修了するために必要な単位数は下表のとおりである。

なお、カリキュラムについて議論する教務委員会においては、科目の追加や改変の必要性の議論と並行する形で、法科大学院事務課担当者による基準逸脱の有無の確認を行う体制を取っている。

また、専修大学専門職大学院学則第31条の2において、「入学時に十分な実務経験を有する者であって、本大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められるものについては、展開・先端科目群のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて、法律基本科目群を履修することを認めるものとする」、同条2項において、「前項の規定により履修した法律基本科目群の単位を修得した場合は、これを展開・先端科目群の単位数に4単位を超えない範囲で算入することができるものとする。」と明記している。

³⁸ 2022 年度法科大学院要項 17 頁

法学未修者³⁹

区分	科目群				必要最低単位
必修	法律基本科目〈基礎科目〉	38			78
	法律基本科目〈応用科目〉	30			
	実務基礎科目	10			
選択必修		2		23	30
	基礎法学・隣接科目	4			
	展開・先端科目〈司法試験選択科目に係る科目〉	4	12		
	展開・先端科目				
	選択	実務基礎科目			
法律基本科目					
修了単位					108

法学既修者⁴⁰

区分	科目群				必要最低単位
必修	法律基本科目〈基礎科目〉	2			42
	法律基本科目〈応用科目〉	30			
	実務基礎科目	10			
選択必修		2	23	30	
	基礎法学・隣接科目	4			
	展開・先端科目〈司法試験選択科目に係る科目〉	4			12
	展開・先端科目				
	選択	実務基礎科目			
法律基本科目					
修了単位					72

(3) 学生の履修状況

基本データ表(16)のとおりである。

なお、入学時に十分な実務経験を有する者について、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修できるように定めている⁴¹が、直近3年間に於いて展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修してい

³⁹ 2022年度法科大学院要項 12頁

⁴⁰ 2022年度法科大学院要項 13頁

⁴¹ [A5] 専修大学専門職大学院学則第31条の2

る学生は存在しない。

(4) 科目内容の適切性

前回の認証評価において、「民法文書作成」及び「刑法文書作成」の定期試験問題やレジュメ等では、本来法律基本科目で取り扱うべき内容（民法及び刑事訴訟法）と部分的な重複が認められたことが指摘され、実務的視点が十分に取り入れられているか検証し、改善することが求められた。

「民法文書作成」及び「刑法文書作成」はいずれも法律実務基礎科目であるが、民法あるいは刑事訴訟法の基礎理論を踏まえて、その応用として実務的な視点から授業が展開されるものであり、民法あるいは刑事訴訟法において重要な論点は、当該各科目においても同様に重要であり、レジュメ及び定期試験の出題において部分的とはいえ重複することは避けられない。

こうした事情及び前回認証評価の指摘をも考慮して、「民法文書作成」については、担当教員においてレジュメ及び定期試験の出題について、これまで以上に実務的な問題を取り上げるなどの工夫を行うこととし、「刑法文書作成」については、法務研究財団から講義内容が法律基本科目と類似している等の指摘を受けたことから2019年度カリキュラムから廃止することとした。一方で、刑事実体法及び訴訟法の基礎理論・知識の定着を図り、また実務に即した解決能力を修得させるために2019年度カリキュラムから「刑法総合演習Ⅳ（刑事法事例演習）」を新設した。

また、「M&A 実務」は会社法の補完授業となっているのではないかとこの指摘を踏まえ、2019年度カリキュラムから廃止した。法学既修者に配置されている会社法の領域を対象とする授業が「商法演習Ⅰ（企業組織）」（2単位）のみであるなど、未修者と既修者の法律基本科目の修得単位数に偏りがあるとの指摘があった会社法については、2019年度カリキュラムにおいて3年次配当の「会社法特論」（2単位）を新設した。

法律基本科目の「民法総合演習Ⅴ（民事訴訟法）」については、現地調査時に法律基本科目と実務基礎科目の境界が曖昧であるとの指摘があったことから、2019年度カリキュラムから、授業内容をより実務的な内容とすることで、実務基礎科目の「民事実務演習（基礎）」に改めた。

(5) 特に力を入れている取組

基礎理論・知識の定着と実務に即した問題解決能力の修得が図れるように各科目の配置を再点検している。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

科目の開設及び単位配分等は適切であり、それぞれの科目は、適切な科目群に振り分けられている。また、配当学期や時間割についても学生に十分に

配慮されたものとなっており、その結果として、現状において学生の履修状況に偏りはみられていない。

前記 1（4）記載のとおり、前回の認証評価において、指摘のあった事項については、カリキュラム変更や授業内容の改善により適切に対応をしている。

基礎理論・知識の定着と実務に即した問題解決能力の修得が図れるように各科目の配置の再点検を行った結果として、2019 年度より、他の法律基本科目と比べ、公法系科目には実務系科目が少ないことから、法律基本科目として、「憲法総合演習Ⅲ（憲法判例形成論）」（2 単位）を、商法関係科目（商法総則・商行為法や手形法・小切手法等）の充実を目指し会社法以外の内容を学修する「商法特論」（2 単位）を、2，3 年次の選択の法律基本科目として新設した。また、法学未修者などに法律実務家として活動するために最低限度必要な法文作成の基本を修得させることを目的として、「法文書作成の基礎」を 1，2 年次選択の実務基礎科目として新設した。

3 自己評価

A

〔理由〕全科目群の授業科目の開設、履修が偏らないような配慮のいずれも非常に良好である。科目設定の見直しも適宜適切に行われている。

4 改善計画

全体の授業進行、学生の負担等について注視し、改善点があれば適宜検討を加える予定である。

5-2 科目構成(2)〈科目の体系性〉

(評価基準) 授業科目が適切な体系で開設されていること。

(注)

- ① 「適切な体系」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学修できるように段階的かつ体系的に配置されていることをいう〔設置基準第20条の2第1項〕。

1 現状

(1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方、工夫

基準1-1に記載したとおり、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」(専修大学専門職大学院学則第3条)、より具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。また、「議論による問題解決能力」こそが実務法曹にとって最も必要な資質・能力であると考えられることから、教育理念として、「議論による問題解決能力」の修得を掲げた。

上記の養成すべき法曹像及び教育理念を追求するため、本法科大学院のカリキュラムにおいては、1年次には、法学未修者であることに配慮しつつ、法律学の最も基礎的な知識及び理論を徹底して教育し、2年次及び3年次には、基礎的な知識・理論を適用ないし応用し、立論と反論を通じて具体的な法律問題を適切に処理し得る能力を修得させることができるカリキュラムを編成した。なお、学生の体系的な科目履修を促すため、6つの履修モデルを用意し、それに対応できる科目配置となっている(この点については、基準5-5参照)。

イ 関連科目の調整等

各科目の講義内容については、各担当教員が、効率的・効果的な履修が可能となるような授業設計を行い、適切なシラバス等を作成し、同一科目の複数のクラスを異なる教員が担当する場合には、教員間において協議した上で、同一の授業内容となるようにしている。また、オムニバス科目(1つの科目を複数の教員で分担)についても、担当する教員間の協議を十分に行った上で授業内容を決定し、その際、内容面での重複や脱落が生じないようにしている。上記の目的のためにシラバス作成依頼文にオムニバス担当者間での調整結果の文書保管依頼に関する記載を追記し、実

際上もオムニバス科目の担当者間における調整資料についての提出を受けている。なお、研究者教員と実務家教員においても、共同で授業を実施している場合には、事前に授業内容等を協議し、あるいは、実務科目の内容につき、実務家教員が研究者教員に意見を求めるなどの打ち合わせを行っている。

(2) 特に力を入れている取組

本法科大学院では、未修者教育に力を入れている。そこで、法学未修者のための単位増加措置として、民法では、2年次に、「民法特論」(2単位)、刑法では、1年次に、「刑法Ⅰ(総論)」(3単位)のうち1単位分及び「刑法Ⅱ(各論)」(3単位)のうち1単位分、憲法では、「人権の基礎理論」(2単位)を「人権の基礎理論Ⅰ」(2単位)、「人権の基礎理論Ⅱ」(2単位)として細分化させ配置し、未修者が基礎理論・知識の定着を図れるような、充実した学修の機会を確保している。

さらに、学生の法曹実務における基礎力を補うことも必要になる。そのため、2019年度カリキュラムから、1・2年次配当科目として「法文書作成の基礎」(1単位)、2,3年次配当科目として「要件事実(基礎)」(2単位)を新設して改善措置を講じている。

(3) その他

「法情報調査」については、2011年度以降から10年以上に渡り、特に法学未修者に対する導入授業において、法学入門として「法律の構造と判例の読み方」の講義を行い、法律を初めて学ぶ学生たちに対して、法情報調査の基礎を講義している。そこでは、我が国の法律の構造(官報や法令全書が原本になること、また改正法は「改め文」の形式で立法されること等)や六法の構造(六法はどのようにして編集されているのか等)、法律の読み方や法律の探し方を講義するとともに、裁判の基本的な構造についても、判例の持つ意味を確認するために必要な限度で講義している。その上で、実際の判例を複数取り上げ、法律実務家は判例をどのようにして読み込んでいるのかを判決文を確認しながら講義している。さらに判例としての位置付けを確認するためには、最高裁判所調査官解説がどのような意味を持つのか、また必要な判例の探し方についても、公式判例集のみならず民間の判例雑誌も実際に取り上げ、法律実務家として欠くことのできないノウハウについて、入学前に講義している。

入学後においては、法学既修者も含め、授業科目として法情報検索(1単位)を配置し、法情報調査の指導を行っている。本科目は選択科目であるが、履修ガイダンスにおいて履修の必要性を説明し強く推奨している。また、新入生全員を対象として、図書館が「情報検索講習会」を開催しており⁴²、「法情報検索」を履修しない場合であっても、当該講習会を受講するよう指導し

⁴² [A46] 令和4年度 法科大学院新入生オリエンテーション・ガイダンス日程表

ているため、ほぼ全ての新生が同科目を履修するか同講習会を受講している状態にある。さらに、その他の演習科目等においても、適宜課題を検討する際に必要な参考判例や文献の法情報調査について、担当教員から検索方法も含めて的確な説明が行われている。例えば、担当教員が授業において課題を出す際、参照すべき判例や文献について指示を出し、学生はその指示に基づき対象判例・文献を探し出し、授業に臨む必要があるが、その際、必要に応じて検索方法について言及している。

2 点検・評価

科目の体系性として、基礎的知識・理論を段階的に修得させるカリキュラムとなっており、さらに憲法・民法・刑法については、特に法学未修者がその理解を深められるよう科目配置に工夫を取り入れている。その上で、2年次及び3年次において知識や理論の適用・応用力を高めるための演習科目を履修させる仕組みとしている。また、関連する科目間で、効率的・効果的な履修が可能となるように、内容の重複や脱落について、教員間の協議等で確認している。

3 自己評価

A

〔理由〕授業科目の体系性が、非常に良好である。

4 改善計画

特になし。なお、今後も必要に応じて、科目の体系性の在り方については、適宜検討をしていく。

5-3 科目構成(3)〈授業科目の開発, 教育課程の編成及びそれらの見直し〉

(評価基準) 授業科目の開発, 教育課程の編成及びそれらの見直しが, 法曹を取り巻く状況の変化を踏まえ, 教育課程連携協議会の意見を勘案した上で, 適切な体制を整えて実施されていること。

1 現状

(1) 教育課程連携協議会の設置状況

専修大学法科大学院教育課程連携協議会は, 2019 年 4 月に設置され, その構成員は, 2021 年度現在, 委員長・佐野裕志(本法科大学院院長), 委員・長崎俊樹(弁護士), 同・木村光江(日本大学大学院教授)の 3 名となっている。同連携協議会規程第 3 条により, 委員長以外の委員は学外の委員で構成されているため, 公正性・客観性が担保されている。委員以外に, 関係委員会の責任者である教務委員会委員長, 自己点検・評価委員会委員長, 入試広報委員会委員長, FD 委員会委員長の 4 名がオブザーバーとして参加している。オブザーバーも含めて学外の委員と協議をすることにより, 協議内容の共有がなされ, その情報がオブザーバーにより各委員会へフィードバックされることで教育課程の改善を図ることができるようになっている。

(2) 教育課程連携協議会の活動内容

ア 2019 年度

(ア) 開催日・テーマ

2019 年 7 月 24 日

テーマ: 本法科大学院における教育課程の編成及び実施について

(イ) 意見・内容等⁴³

①教員による成績評価のバラツキの改善

②女性教員の採用について

③合格率の向上に特化した実効性の検証

イ 2020 年度

(ア) 開催日・テーマ

2020 年 11 月 4 日

テーマ: 本法科大学院における教育課程の編成及び実施について

(イ) 意見・内容等⁴⁴

①未修者教育について

②法学部との関連について

③新型コロナウイルス感染拡大の影響について

ウ 2021 年度

⁴³ [A47] 2019 年度教育課程連携協議会学外委員の意見書

⁴⁴ [A47] 2020 年度教育課程連携協議会学外委員の意見書

(ア) 開催日・テーマ

2021年7月14日

テーマ：本法科大学院における教育課程の編成及び実施について

(イ) 意見・内容等⁴⁵

①学修支援等に関わる各種制度の見直しについて

②未修者教育について

③対面授業の実施と新型コロナウイルス感染拡大の影響について

(3) 授業科目及び教育課程の見直し等について

協議会における意見等を受け、教務委員会において以下のような見直し等を行った。

クラス面談における学修指導の実施においても、支援プログラム（基準1－3の2参照）の学修面談で聴き取りを行っている学修状況の把握は、指導の実効性を高めるために重要であることから、学修状況の把握に関する項目を追加するなどの面談シートの改良を行った（2020年1月）。また、2022年度からクラス面談の実効性を向上させるため、後述する支援プログラムの学修面談と一体化し、2か月に1回実施することとした（2021年11月）。

未修者教育の検証のため、共通到達度確認試験の結果と学生の通算GPAの相関分析を行い、特に1年次について、短答式への対応だけでなく論述式への対応なども含めた総合的な学力養成を行う必要があることを改めて確認した（2022年1月）。

(4) 特に力を入れている取組

入試でも未修者の志願者が多いことを考慮し、未修者教育に力を入れて取り組んでいる。特に、司法試験の合格率向上のための検証、未修者である1年次生の学習環境の改善、標準修業年限での修了率向上に向けた学習環境の改善の3点に特に力を入れて取組、徐々に成果を挙げてきている。その前提として、厳格な成績評価の実施にも、組織的な対応が行われている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

教育課程連携協議会を設置し、複数の学外の委員による独立した第三者からの評価・意見を聴取した上で（正式な意見書を受領）、教務委員会を始めとする各種委員会の責任者である委員長もオブザーバーとして参加し、授業評価、教育課程の編成及び見直しについて、学外の委員との意見交換や協議、目的を持った建設的な対話ないし議論を行っている。

オブザーバーとして参加している各種委員会の責任者らは、同協議会での議論・提言を踏まえ、担当分野ごとにそれぞれの委員会において検討を行って

⁴⁵ [A47] 2021年度教育課程連携協議会学外委員の意見書

いる。さらに，そうした検討の成果は全体の議論の場である教授会に諮ること
で，授業評価，教育課程の編成及び見直しを積極的に図ることができている。
なお，見直しの個別具体的な内容については，本報告書の各該当箇所でも言及
されている。

3 自己評価

適合

〔理由〕 授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直しが，教育課程
連携協議会の意見を勘案した上で，適切な体制を整えて実施されている。

4 改善計画

新カリキュラムでの教育効果の検証を踏まえ，より学習効果が高まるカリ
キュラム，教育課程の編成を検討していく計画である。

5-4 科目構成（4）〈法曹倫理の開設〉

（評価基準）法曹倫理を必修科目として開設していること。

（注）

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解を通して裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される責任の自覚と高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

1 現状

（1）法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

本法科大学院では「法曹倫理」（2単位）を実務基礎科目として開設し、3年次の前期に必修科目として全学生に履修を義務付けている。同科目の重要性に鑑み、担当教員として法曹実務家3名（弁護士、元裁判官、元検察官）を配した。授業内容は、弁護士教員による弁護士倫理が中心となる（計10講）が、元裁判官教員は計2講、元検察官教員は計3講を担当し、全体として三者の立場における倫理観の涵養を目的としている。授業方法は、あらかじめ具体的な設例、参考文献、判例及び資料等を示し、各自に事実及び法律上の問題点を分析させ、授業に臨むよう指示している。

なお、適宜事前のレポートを求め、講義において各自の意見を発表させている。

（2）特に力を入れている取組

裁判官の倫理に関しては、分限裁判に表れた具体的事例を、弁護士倫理及び検察官の倫理については、日常的な実務において生起する具体的事例を取り上げて教材としている。

（3）その他

法曹倫理に関する指導に関連してエクスターンシップの実施の際には、事前に守秘義務等につき十分な指導を行っているほか、その他の法律実務基礎科目においても、適宜関連する項目につき、教員が説明している。

2 点検・評価

必修科目として、法曹倫理が開設され、裁判官、検察官及び弁護士の立場から、適切な内容の授業が実施されている。

3 自己評価

適合

〔理由〕法曹倫理が必修科目として開設されている。

- 4 改善計画
特になし。

5-5 履修（1）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取組がなされていること。

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

基準1-1及び基準5-2に記載したとおり、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」（専修大学専門職大学院学則第3条）、より具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。また、「議論による問題解決能力」こそが実務法曹にとって最も必要な資質・能力であると考えられることから、教育理念として、「議論による問題解決能力」の修得を掲げている。

そこで、履修選択指導においても、1年次に、「法律学の最も基本的な理論及び知識」を修得する科目を履修するよう促し、2年次及び3年次においては、基礎的理論の適用・応用あるいは立論・反論をなし得る能力を修得させる科目の履修とともに、学生の将来の進路、興味関心に即した科目を選択するよう指導している。すなわち、社会のあらゆる分野で活躍できる法律家として必須な法律基本科目や実務基礎科目等に加えて、特定の法分野に強く、将来その道の専門家として活躍するための科目も数多く配置し、履修指導を行っている。

また、展開・先端科目の履修にあたり、多くの科目群の中から、自らの興味・関心、志向やニーズに応じて、希望する法曹像に向けた適切な科目を選択することが求められていることから、以下のように、履修にあたってその参考となる基本的な履修モデルを6つ提示している。なお、ここで提示した履修モデルは、あくまで基本となる一般的なモデルであって、実際にどの科目を選択して履修するかは、学生が各自の学修計画に照らして、自ら選択することになる。

①民事履修モデル、②刑事履修モデル、③企業法務履修モデル、④知的財産法務履修モデル、⑤渉外法務履修モデル、⑥コミュニティサービス履修モデル

各履修モデルの詳細については、毎年学生に配付している「法科大学院要項」に記載している⁴⁶。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

⁴⁶ 2022年度法科大学院要項4から10頁

ア オリエンテーション，ガイダンス等⁴⁷

法科大学院要項のような印刷物の配付だけでは，履修指導としては不十分であることから，入学後のオリエンテーション・ガイダンスにおいて，教務委員会委員長から法科大学院の理念とともに，履修モデルにつき言及し説明している。さらに，各セメスター開始時の履修ガイダンスにおいても，教務委員会委員長が学生各自の興味・関心，将来的な志向やニーズに応じて，いずれかの履修モデルを選択するよう再度指示している。また，新年度開始時に，クラス別に担当教員2名（2022年度からは3名）がクラス指導を実施し，学生からの質問に対して適切なアドバイスをしている。

なお，2年次からは，司法試験における選択科目の履修が始まるが，2年次になってから困らないよう，1年次の入学当初から1年後に何を司法試験選択科目として選ぶのか考えておくよう強く指導している。迷うところがあれば，先輩，教員等に遠慮なく相談するよう丁寧にアドバイスしている。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

本法科大学院は，クラス担任制を採用している。クラス担任の教員が，前記クラス指導の他，個別面談をしているが，その際，履修科目の選択につき，学生からの相談にも応じている。また，2019年度からは，履修受付期間中に，クラス担任によるオフィスアワー時間を利用した「履修相談受付期間」を制度化した。

さらに，本法科大学院を修了し弁護士資格を有する者が法科大学院事務課の職員として勤務しており，在学中の経験を踏まえた助言等がなされている。

ウ 情報提供

「入学ガイド」に毎年，本法科大学院を修了し，弁護士として活躍している実務法曹につき紹介している。また，実務家教員の授業，アカデミックアドバイザーや支援担当講師との相談，あるいは本学卒業生により構成されている専修大学法曹会における講演などで，法曹としての業務内容等につき丁寧に説明をしている。

2021年度⁴⁸及び2022年度⁴⁹には，司法支援センター・ひまわり基金法律事務所ガイダンスを実施し，過去には現役の裁判官による講演会を実施したことがある。今後も学生からの要望に応じて，定評ある学内組織である専修大学法曹会とも連携して，実際の法曹の活動について知見を得る機会を十分に設けることを検討していきたい。

エ その他

特になし。

(3) 結果とその検証

⁴⁷ [A46] 令和4年度 法科大学院新入生オリエンテーション・ガイダンス日程表

⁴⁸ [A48] 法テラス&ひまわり基金Webガイダンス（2021年度）

⁴⁹ [A49] 法テラス&ひまわり基金ガイダンス（2022年度）

ア 学生の履修科目選択の状況

本法科大学院の学生の履修科目選択の状況（各科目群の履修単位数の平均）は、以下の表のとおりとなっている。

【2021 年前期】

科目群	1 年	2 年	3 年	計
法律基本科目	19.0	10.0	6.5	11.9
法律実務基礎科目	1.6	2.3	7.6	3.9
基礎法学・隣接科目	0.8	1.3	0.5	0.9
展開・先端科目		3.7	2.1	2.9

【2021 年後期】

科目群	1 年	2 年	3 年	計
法律基本科目	15.0	15.1	2.1	10.1
法律実務基礎科目		2.0	2.1	2.0
基礎法学・隣接科目	0.7	0.5	1.1	0.8
展開・先端科目		1.7	4.8	3.4

各期の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の履修者数の内訳は、「授業科目履修者数一覧」⁵⁰参照。

以上のように、学生が選択した基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、多岐に亘っており、学生の興味・関心に従って適切に履修が行われている。

イ 検証等

前期・後期ともに、学生の履修登録終了次第、各担当教員に、履修者を知らせている。また、試験終了後には、開講科目成績集計表を教授会において、配付のうえ、その選択科目の状況、成績評価につき、疑問があれば質問され、また、意見が出されている。履修年度ごとの履修登録の結果として履修者数がゼロあるいはきわめて少数の科目もあるが、学生に提示した履修モデルに必須な科目である以上、今後も存続させる予定である。

（４）特に力を入れている取組

特になし。

（５）その他

特になし。

2 点検・評価

学生の将来の進路に資するものであり、興味関心に即した科目を選択することが、適切な履修選択だと考えている。また、オリエンテーション・ガイド

⁵⁰ [A19] 法科大学院授業科目履修者一覧（2021 年度前期・後期）

ンス、履修ガイダンス、クラス指導、個別面談等で、履修選択について指導しているほか、選択の基準について、6つの履修モデルを示し、選択についての指針を示している。さらに、履修者が少ないなどの理由で、特定科目の履修を選択しないように指導するようなことは、もちろんしていない。

クラス担任制が十分機能していないとの法務研究財団からの指摘がある。クラス担任による学生面談については教授会に報告されており、学生の学修状況及び生活状況に関してクラス担任以外の教員も情報を共有できる仕組みになっており、担当教員毎の対応が異なるという事態にはなっていない。また、2019年度からは、クラス担任による直接の履修指導を目的とし、履修受付期間中にクラス担任によるオフィスアワー時間を利用した「履修相談受付期間」を制度化した。さらに2022年度より、クラス面談は支援プログラムと一体的に実施し、統一的な面談シート⁵¹を用いるなど教員ごとに対応の差が生じないようにして、その実効性を高めていく予定である。

多様な選択科目の設置が履修者の分散を招き、それによって双方向・多方向の授業の実施が困難な状況を生じさせていないかとの指摘が前回の認証評価においてなされた。少人数教育を旨とする本法科大学院としては、各学生の興味に即した履修選択を心掛けているところから、学生の自主的な判断で選択者がごく少数となり、結果的に双方向・多方向による授業実施が困難な状況が生じるのはやむを得ないものがあると考えている。しかしながら、双方向・多方向による授業実施が学修効果を高める上では必要であるという認識も持ち合わせているので、係る事態が生じないような履修指導を検討している。

3 自己評価

A

〔理由〕履修選択の指導が、非常に充実している。

4 改善計画

特になし。

⁵¹ [A50] クラス面談シート（1年次）、クラス面談シート（2年次以上）

5-6 履修（2）〈履修登録の上限〉

（評価基準）履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。

（注）

- ① 認定法曹コースを修了して法科大学院に入学した学生，修了年度の年次に在籍する学生，その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた合理的な基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生（以下、「認定学生」という。）については，年間 44 単位を上限とすることができる。〔設置基準第 20 条の 8 第 2 項（令和 4 年 4 月 1 日から施行）〕

1 現状

（1）各学年の履修科目登録の上限単位数

各年次における履修科目として登録することのできる各カリキュラムにおける科目群ごとの単位数は，法科大学院要項記載のとおりである。

講義，演習科目においては，実際の履修時間として，週 1 回（90 分）× 15 回＝22.5 時間で 2 単位であり，1 単位あたり 11.25 時間となる。

実習科目については 1 単位あたり 22.5 時間としている。また，講義や演習と実習を組み合わせる授業については，授業に占める各形態の回数の割合を求め，それに応じた各形態における 1 単位あたりの授業時間を乗じた時間の総和を授業時間としている。

1 年次 39 単位，2 年次（法学未修者）38 単位，2 年次（法学既修者）36 単位，3 年次は 44 単位を上限とし，それ以上の履修は認めていない。なお，1 年次及び 2 年次（法学未修者）の 36 単位を超える部分については，後述の法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加に基づく加算措置である。

また，履修単位数の上限には集中授業科目及び再履修科目（原級留置となった場合の再履修科目や進級後の全ての再履修科目を含む）の単位も含めている。さらに，他の大学院の授業科目の履修（専修大学専門職大学院学則第 34 条に規定）を認めた単位に関しても，上限単位に含めることとしている。

（2）法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

法学未修者が法律基本科目について基礎的な学修を確保し，コアカリキュラムの未消化部分の解消なども含め，既存科目の理解度を深めることを目的として，これまでは自学自修に任されていた部分を補うことができるようにするために，未修 1 年次において 4 単位，同 2 年次において 2 単位の履修単位増加措置を 2015 年度入学生から採用している。

科目としては、1 年次は、「刑法Ⅰ（総論）」（3 単位）のうち 1 単位分、「刑法Ⅱ（各論）」（3 単位）のうち 1 単位分を増設した。さらに、公法系の科目として、「人権の基礎理論」（2 単位）を「人権の基礎理論Ⅰ」（2 単位）、「人権の基礎理論Ⅱ」（2 単位）として細分化させている。また、2 年次に「民法特論」（2 単位）を新設した。

なお、学生に過度な負担とならないよう、学生に対して課題を課す場合には、それを教員間で情報共有することによって教員間・科目間で調整をしている。

（3）法学既修者についての履修単位数増加の有無

法学既修者においては、履修単位数の増加を行っていない。

（4）認定学生等についての履修単位数増加の有無

修了年次の学生については、44 単位を履修上限としている。

（5）その他年間 36 単位を超える履修の有無

その他に 36 単位を超える履修は認めていない。

（6）無単位科目等

この項目に該当する措置はとっていない。

（7）補習

補習は行われていない。補講は、休講を補填する措置として位置づけられる。2020 年度においては一部の科目で休講を補填する措置以外の補講を行ったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、オンライン授業開始当初は教員側がパソコンやアプリケーション等の操作を習熟するための時間のほか、機器不良等により学生を待機させる時間などが発生し、実質的に 90 分の時間が確保されていない状況がみられたことに対応するためのものである。

（8）特に力を入れている取組

特になし。

（9）その他

特になし。

2 点検・評価

履修科目登録ルールは適切であり、また、遵守されている。2020 年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施した補講について、正規の授業時間において実施した小テストに関する解説講義であって、当該小テストを受験した学生の学修効果を上げるためのものについても学生に過度な負担とならないよう配慮されており、そのことで予習・復習、学生間での議論など自学自修の充てるべき時間が不十分となっている状況にはない。なお、2021 年度には多くの科目が対面での通常の授業に戻っているほか、2022 年度は全ての科目を対面授業で実施することとしている。

3 自己評定

適合

[理由] ① 1 年次及び 2 年次の履修単位数上限が年間 36 単位を超えているが特段の合理的な理由があり，かつ②修了年度の年次の履修単位数上限が年間 44 単位以下である。

4 改善計画

特になし。

第6分野 授業

6-1-1 授業（1）〈授業計画・準備〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされていること。

（注）

- ① 「授業の計画・準備が適切になされている」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画の設定・開示及び授業準備が適切になされていることをいう。

1 現状

（1）授業計画・準備

1年間の授業計画は、毎年4月に配付している「法科大学院要項」に各授業科目のシラバスを掲載し、授業内容、成績評価の基準と方法を具体的に明示している。また、2012年度からは、「共通的な到達目標の在り方に関する検討結果」（2010年9月16日）を受けて、教務委員会主導のもと、全科目について、シラバスの冒頭に新たに〈授業の目的と到達目標〉の項を設け、授業を通して到達すべき目標を学生に提示している。

シラバスの執筆依頼文においては、シラバスを遵守する旨を明記しており、授業とシラバスの内容が乖離することは生じていない。万一記載内容を変更する必要がある際には、必ず学生への説明及び合意を得るよう徹底している。

（2）教材・参考図書

法科大学院要項記載の通りである⁵²。

（3）教育支援システム

従来から学内における学内のオンラインコミュニケーションツールによる情報提供や CoursePower によるレポートの出題、提出の管理システムは整備されてきていた。とはいえ、学生の自習室と教員の研究室がいずれも法科大学院棟内で教員へのアクセスが容易であることに加え、法科大学院事務課が実効性の高い課題提出管理を行っていたこともあって、2019年度まではそうしたいわゆるオンラインコミュニケーションシステムの利用はあまり多くなかった。

しかし、コロナウイルス感染の広がりを受け、2020年度においては、本学全体のオンライン講義ツールである GoogleClassroom と Meet を使用した同時双方向型オンライン講義を、前期は全科目、後期は一部科目で実施し、対面授業と同様の教育効果を図ることになった。その際、担当教員は

⁵² 2022年度法科大学院要項 45頁以下

GoogleClassroom 上に課題をアップし、学生はそれをダウンロードするなどして検討を行った上で、課題レポート（起案）をレスポンスすることによって、課題の提出管理を適切に行っている。

また、Meet 機能を使って授業後も学生からの個別の質問に答えるなど教室同様の臨場感を維持できるように教員全体が工夫を凝らしていた。同年の後期に対面授業に戻した科目でも、GoogleClassroom を利用して前期同様に課題提出管理をするものもある。このようにコロナ禍であっても、新たに導入したオンライン講義ツールを教育支援システムとして積極的に活用することで、授業の充実等が十分図られている。2021 年度は多くの科目は対面授業に戻り、2022 年度からは全ての科目が対面授業で実施されているが、オンライン授業ツールの活用の一部は今後も対面授業の実施の際に生かしていく。

（４）予習指示等

各授業科目において、予習復習のための適切な教科書や補助教材をシラバスで指示するとともに、検討課題や授業内容を示した資料を、概ね 1 週間前に法科大学院事務課窓口で配布し、予習を促すことにしている。2020 年度は各授業科目において、予習復習のための適切な教科書や補助教材をシラバスで指示するとともに、同年はオンライン講義を実施したことに伴い、検討課題や授業内容を示した資料を、GoogleClassroom 上にアップして予習を促すこととした。2021 年度においても、オンラインにより講義を実施した科目については、同様の取扱いとしている。

法律基本科目の演習においては予め課題を提示し、それについて事前に受講生が十分に予習してきた上で、教員と学生間及び学生相互間の討論を多く取り込んだ双方向・多方向の授業が進められた。前記の通り、シラバスにて各回の授業計画を示し到達すべき点を明らかにしている。

（５）到達目標との関係

授業の到達目標の設定は、養成すべき法曹像や教育理念を踏まえながら、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」に基づき設定を行うこととしており、授業の計画及び準備は、この到達目標に基づき進められる点において、適切に遂行されているといえる。特に 2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の影響を受けて 5 月よりオンライン講義を実施したが、同時双方向形式を採用して、対面授業と同様の講義時間及び質を保つことができた（2021 年度は多くの科目は対面授業に戻り、2022 年度からは全ての科目が対面授業で実施されている）。

時間の制約及び 2020 年度以降はオンライン形式の授業となったことにより（2021 年度は一部の科目のみオンライン授業を実施）、授業で取り上げることのできない項目については、シラバスの＜授業の目的と到達目標＞を踏まえて、学生に自習するよう指示し、そのための助言・指導を継続的に行

っている（具体的には、当該項目についてのレポートと解説、レジュメの配布、文献の提示等）。

また、法学未修者1年次の憲法・民法・刑法を担当する教員により、基礎知識の修得と共通到達度確認試験の対策を兼ねて、TKCのシステムを利用した短答式の演習問題を共通で夏休みの課題とする取組がなされている。2022年度からは、クラス担任における定期的な学修面談の機会を増加させることとしており、学生自身が策定した学修計画に対する助言の機会も増加することになるため、授業で取り上げることのできない項目についても意識的に学修を行わせることが可能となる。

支援プログラムとして、授業担当教員の指示に基づき、授業において学生の理解等が不十分であった事項について、支援担当講師によるフォローアップを行う体制を整えている（基準1－3の2参照）。

（6）特に力を入れている取組

本法科大学院では、前期・後期の成績評価終了後、全教員に対し、教育内容・方法等の改善に関するアンケートを実施し、授業の仕方、学生の理解度の確認、授業後のフォロー、対象学年にふさわしい授業の工夫、到達目標との関係等の項目につき、教員各自の自己点検を実施している⁵³。また、定期試験終了後の教授会において全科目の成績分布が分かる資料を配付して、各科目の評価を互いにチェックするなどにより評価の適正を図り、教員全体としての点検も適切に実施している。2020年度は定期試験を実施していないが、その際にも同様に教務委員会及び教授会において詳細な点検の実施が行われ、厳格な成績評価が維持されている。なお、2021年度には前期、後期ともに通常通りの対面での定期試験が実施された。

（7）その他

本学全体においては、各教員について各学期最低5コマのコマ数負担の制約が課されているが、本法科大学院においてはそうした制約が課されておらず（基準3－6の1（5）参照）、十分な授業のための準備の時間は確保されている。

2 点検・評価

教員各自が前期・後期の成績評価終了後、オンライン形式の授業の在り方を含めて、翌年に向けた授業改善も意図して点検を実施し必要な改善を行っているため、実施される授業についての授業計画、準備は充実したものとなっている。他方、授業では必ずしも扱われていない学習内容については、司法試験の結果等にも鑑み、個々の学生がどのように計画的な学習を進めていくべきかという点を含め、支援プログラムや各教員の工夫等により綿密な指導を実施している。

⁵³ [A51] 自己点検シート（2022前期実施）

3 自己評価

A

〔理由〕授業計画・準備が、非常に充実しており、完成度が高い。

4 改善計画

前回の認証評価において指摘されている司法試験合格率に直接反映できるような厳格な成績評価及び平常点の在り方について、教務委員会及び教授会において議論を重ね、委員会において科目ごとに平常点評価を中心とする学生の評価結果を全て確認するなど、大幅な改善が行われている。そうした積極的かつ主体的な改善に向けた数々の取組もあり、2021 年司法試験においては短答試験で 9 割近い者が合格点基準に達し（合格率順では全国で 5 位）、最終合格者も受験者数に対する合格率で 27.78% となり（合格率順では全国で 22 位）、また修了 1 年目の者のうち 4 名が最終合格するなど（合格率順では全国で 22 位）、徐々に充実した成果が具体的な数字として現れてきている。

未修者の合格者も増えつつあり、未修者教育の充実を巡る取組も活発に行われている。来年度以降も合格者や合格率のさらなる向上を目指して、引き続きそうした取組の実効性について検証・改善を講じていく予定である

6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

（注）

- ① 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、当該科目の授業担当能力のある教員により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

1 現状

（1）授業の実施

ア 科目毎の教育内容の適切性

教員調書及び別紙のとおり、各教員は、それぞれ授業担当能力を有し、その教育内容は適切である

イ 授業全般の実施状況の適切性

（ア）教育内容

2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令の影響もあって5月よりオンライン授業を実施したが、同時双方向形式を取り入れることによって対面授業と同様の質を保てるように各教員が工夫を凝らした授業を実施した⁵⁴（2022 年度には全ての科目の授業が対面で実施されている）。また、オンデマンド型で授業を実施する場合であっても、例えば、90 分授業の最初と最後において Google Meet 等を通じた講義を実施し、その途中においては、電子メールや掲示板等による質疑応答等を行いつつ、スライド資料等の教材を用いて、授業中に課すものに相当する学修を各自行わせるなどの方法により対面授業と同様の質を保てるように実施している。

1 年次（法学未修者）においては、1 年間で、法学の知識や法的思考力等の基礎・基本の徹底を図り、法律基本科目についての体系的理解を修得させるため、講義形式の授業を基本としている。なお、法学を全く学んでいない者や法学の基礎的な学識が備わっていない者が対象となることから、入学後の法律基本科目の履修に支障が生じないように、希望者に対し入学前の段階において、法律基本科目を中心とした「導入授

⁵⁴ [A52] 令和2年度前期成績評価方法及びオンライン授業の実施方法等について

業」を実施している。

段階的学習という観点、すなわち、学習は「入門」的なレベルから「基礎」へと、そして2年次以降には、「応用」「発展」的な問題についても法的な検討や議論ができるように、段階的に知識や法的な考え方を修得させることを意識した教育を行うものとしている。1年次の法律基本科目においては、法学未修者である初学者にも配慮して、入門的なレベルから基礎に焦点を当て、法学未修者の段階として必要な基礎的知識を確実に修得できるように、各教員において授業を工夫している。

憲法については、専任教員間で各学年の授業内容を協議確認し、授業を実施している。民法・民事訴訟法については、各学年の授業内容につき、専任教員を中心に、当初のシラバスの設定、オムニバス授業の実施等につき協議し決定したものである。このたびの民法（債権関係）改正等に対しても、授業内容や試験実施の方法・内容への対応につき、民法の専任教員や民事系科目の教員で協議する機会を設けた（民法に限らず、授業担当者間で協議する必要がある場合には、教授会終了後に随時教員懇談会の場を設けるなどして、教員間で意見交換の機会を設けている）。刑法においても、1年次では基礎事項の修得を徹底しながら基本事例の解き方や論述の仕方を学習させ、2年次では複数の判例を用いて、具体的事案の解決にとって重要と思われる着眼点を探るため、リーディングケースや典型的事例だけでなく限界事例や特殊な事案などを用いて、錯綜する事案を分析し、問題を法的に解決する力を養成している。

法律基本科目と実務基礎科目の連携については、行政法、刑法・刑事訴訟法については、研究者教員及び実務家教員が、年度毎の授業内容・方法を協議した上で授業を実施している。なお、民法・民事訴訟法と民事系実務基礎科目については、2020年度は事前のシラバスの内容確認にとどまったが、2021年度以降、実務家教員が民事系実務基礎科目の内容を研究者教員に伝え、積極的に意見を求めた上で、授業内容を決定する等といったさらに密接な連携を行っており、今後も継続していく。

なお、授業内容や学習指導については、全専任教員が参加するFD研究集会において問題点を話し合い、相互に意見交換をする機会を設けたりして、全教員において十分な認識を共有している。

（イ）授業の仕方

適切な授業が、授業全体においてどの程度まで浸透しているのか（適切な授業の割合）という点については、次学期に全教員に対して実施している「自己点検シート」によって検証している。自己点検シートの記載内容からは、各教員において科目の特性や授業形式に応じて学生の学習効果を高めるよう適切に授業が実施されていることがわかる。そ

うした検証は学生による授業改善アンケートと、それに対する教員によるフィードバック文書によっても行われており、自己点検シートはそれらと有機的に関連性を持っている。なお、相互の授業参観によっても、実際の各教員の授業の状況がよく確認されている。

2020年度以降は一部の科目で新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令の影響もあってオンライン授業を実施したが（同年前期は全ての科目）、その場合であっても同時双方向形式を取り入れることによって対面授業と同様の質を保てるように各教員が工夫を凝らした授業を実施した。

法学未修者1年次における授業は、段階的学習という観点から、基礎的理論・知識を、講義形式を基本として修得させるようにしている。講義形式を中心としつつも、各教員の工夫により、必要に応じて随時問いかけや質問をすることで、予習の有無や理解度を確認し、また、制度や理論の必要性、さらにはその問題点を認識させたり、問題解決のアプローチの仕方、あるべき結論とその理由などを各自に考えさせたりする等、授業への能動的参加を求め、法科大学院として適切な授業となるようにしている。2年次以降の演習科目及び実務科目においては、双方向・多方向の議論による授業を基本としており、本法科大学院の特徴である少人数であることを十分に生かした教育となっている。

この点、授業で用いるレジュメは、各教員により作成目的やその内容は異なるが、授業の説明資料だけでなく、予習あるいは復習用としても活用できるように作成や配布が行われ、適切に活用されている。

各教員作成の自己点検シートによると、いずれの教員も学生の理解度を高める種々の工夫をしていることがわかる。2020年度以降のオンライン講義では、同講義ツールであるGoogleClassroomにて課題を出して（一部の対面授業も含む）、学生の理解度を確認するなどの工夫を各教員において行っている。なお、他の教員の授業の参観やFD研究集会における意見交換等を通じて得た知見も、そうした工夫を行う上で生かされている。

（ウ）学生の理解度の確認

各教員により、確認の方法は異なるが、課題や起案の内容、小テスト（ないし中間試験）の結果及び授業中の質疑応答での対応により、学生の理解度を確認しつつ、授業を行っている。なお、より客観性のある外部的なデータとして、本法科大学院では共通到達度確認試験（1年次及び2年次）やTKCの全国実力確認テスト（2年次以上を対象に1年に2回）の結果の分析と活用が行われており、その分析結果は各教員に共有され、授業の実施等に適切に反映されている点も重要である。

（エ）授業後のフォロー

授業の直後の質問には丁寧に対応しているほか、別途オフィスアワー⁵⁵として時間をとって質問や相談を受け、あるいは随時、メールでの質問にも応じている。2020年度以降は、オンライン授業の場合にはMeetを使って授業直後も学生からの質問あるいは相談に対応した（一部の対面授業も含む）。授業のフォローアップとして、支援プログラムを実施している（基準1－3の2参照）。また、授業担当者以外にも学生が気軽に質問や相談をすることができるように、本法科大学院修了の弁護士によるアカデミックアドバイザーを常設している⁵⁶ところ、コロナ禍にあってもGoogle Meetを使ってアカデミックアドバイザーを常設して、従来と変わらないように質問や要望にも応じることができる体制を取っている。

また、授業において提出されたレポートや起案、実施された小テストなどについては、採点・添削あるいはコメントの記載等といった丁寧な指導が全教員により実施されている。

（オ）出席の確認

授業開始前の出欠確認、小テストの回収、質疑応答の際の指名及び応答等で、毎回の授業の出席は必ず確認している。

2018年4月より試験実施科目では、各授業科目の出席日数が出席すべき日数の3分の2に満たない者は、当該授業科目の試験を受験することができないことを明確に定め（専修大学法科大学院試験規程第8条の2）、また、試験未実施科目においても同様に、出席日数が出席すべき日数の3分の2に満たない者は、0点とすることを教授会にて申合せている。なお、教員から報告がなされる出席確認結果については、法科大学院事務課において一元的に管理している。

（カ）授業内の特徴的・具体的な工夫

2020年度以降は一部の科目で新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令の影響もあってオンライン授業を実施したが（同年前期は全ての科目）、同時双方向形式を取り入れることによって対面授業と同様の質を保てるように各教員が工夫を凝らした授業を実施している。具体的には、オンライン講義を実施するに先立ってオンラインによる講義方式について教員間で議論をして、講義形式についての認識を共有するようにした。

その上で、各教員は、それぞれが可能な範囲で、プレゼンテーション用ソフトによる映像資料の活用、受講ノートの作成及び確認をするなどして、有益な授業になるように工夫している。また、講義をする中で疑問点等があれば、それを全教員に相談・問い合わせ・相互認識の共有

⁵⁵ [A53] 令和4年度法科大学院オフィスアワー一覧

⁵⁶ [A54] 令和4年度法科大学院アカデミックアドバイザー出校予定表

等ができるような仕組みも構築して、各教員に対するバックアップ態勢を整備した。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

1年次においては、講義形式を基本として、基礎理論・基礎的知識を修得させ、2・3年次において、演習科目・実務科目として、その基礎理論・基礎的知識の具体的事例への適用能力、実務での適用・応用能力を養成するため、科目を編成している。

特に法学未修者1年次においては、段階的学修という点に焦点を当て、条文の理解（すなわち、条文を読み、正確にその意味を理解し、解釈できるようにすること）を踏まえた上で、基礎理論や制度を把握させ（制度の趣旨・意義・要件・効果の把握）、そして、重要論点について判例法理の考え方を正確に理解できるようにすることに力点を置いている。こうして未修者については、2年次以降での演習科目・実務科目で法的議論を展開することができるように、その基礎固めに徹することを各教員間で確認している。なお、それらの点を含め、法学未修者教育の在り方や実効性の向上については、各種の委員会等で組織的かつ継続的にトータルな検討が進められているほか、FD研究集会（2019年度後期）などを通じても議論がなされている。

(2) 到達目標との関係

到達目標については、法科大学院協会の「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を踏まえて、各教員が設定し、シラバス冒頭に「授業の目的と到達目標」として記載している。ただ、主に時間的な制約からその範囲の全てを授業時間だけでカバーすることが難しい場合には、レジュメや学生への口頭による指示、その他書面での問題や課題としての明示などにより、学生に必ず修得しておくべき内容を伝え、また、各自で学習するよう具体的に指示している。

授業外の自学自修を支援するための体制としては、各教員のオフィスアワー、支援プログラム、アカデミックアドバイザー（本法科大学院修了の弁護士）による学生からの質問への対応がある。

到達目標の達成及び授業外の制度の検証は、各授業において質疑応答、小テスト・起案の結果等により行い、その結果を基に、各教員が授業内で、学生の理解度に応じた授業内容の調整など必要な事項を実施している。2020年度以降のオンライン授業においても同様に実施している。2021年度前期のFD研究集会において支援プログラムの成果検証を行った。また、学生の授業改善アンケートは全ての科目で最終回（又はその1回前）の授業中に必ず実施しており、学生自身の自己評価や担当教員への評価によっても、ある程度確認することができる。

(3) 特に力を入れている取組

2020 年度以降は、オンライン授業であっても、通常の授業と同様あるいはそれ以上の質を保てるように、FD 研究集会等をこれまで以上の頻度と事前のアンケート調査等を含め充実した内容で開催するなどして教員間において授業の在り方や課題等に関する研修の場を設け、積極的な取組を行っている。

(4) その他

科目ごとにレポート課題を出させているが、それが同時期に集中して学生に過大な負担となるという弊害が以前指摘されたこともあるため、現在では、レポート課題を出した教員は、レポート課題を出した日や提出時期が他の教員にも分かるように教員室に用意した所定の用紙に記入することとしている。なお、2020 年度から 2021 年度においては、オンライン授業の開講に伴い、GoogleClassroom 上に設置した同内容のデータに記載を行うことで、他の教員がそれらを閲覧して、レポート課題の時期が重なりすぎないように適切に配慮する取組も実施した。

2 点検・評価

上記のように授業担当能力のある教員により、適切な授業が実施されていると考える。コロナ禍であってもオンライン授業等を駆使して対面授業と等質性のとれた授業が実施されている。その際は、各教員が学生に過度に負担とならないように配慮した上で、学生の理解度を確認しながら授業が実施されている。

また、授業全体において、個々の学生がカリキュラムの全てを十分に消化しこなすことができるのか、多くの科目を同時に履修しなければならないことから過度の負担となっていないか等について、2018 年後期のクラス面談より使用する面談シートに負担感に関する項目を設け（2022 年度以降の新たなシートにおいても継続して項目設置）、その回答などにより各クラス担任が個別に確認し、きめ細やかな対応を行うこともできている。

3 自己評定

A

〔理由〕 授業が非常に充実しており、完成度が高い。2020 年度以降においては、新型コロナウイルス感染拡大状況にあっても、オンライン授業を実施（前期は全科目、後期は一部科目にて）して対面授業と同様の質を保っている。なお、2021 年には多くの科目が対面授業で実施され、2022 年度からは全ての科目を対面授業にて実施している。

4 改善計画

アンケート時期、支援プログラムの在り方及びクラス面談の時期・頻度等が適切かについて、教務委員会と FD 委員会が相互に連携しつつ継続的に検討

を行い、教員と学生とのコミュニケーションがより緊密なものとなるように工夫をしていくほか、コロナ禍の状況の下でも教育上必要と考えられる対応を適宜綿密に実施してきたことを踏まえ、各種のオンラインツールの利点も生かしつつ、コロナ後の状況も見据えて、より一層の改善を進めて行く予定である。なお、2022 年度から自己改革として、クラス担任による学修面談と在学生支援プログラムの一環として実施してきた学修面談を一体化して実効性を高めていくことにしている。

6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

（評価基準）理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

（1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

法律学の基礎的理論を徹底的に修得させたいと、その基礎的理論を具体的な事例に、相手方の反論も踏まえて、適用・展開させる能力を修得させる授業を実施している。これは、あらゆる未知の問題への対処を要請される法律実務において、この能力こそが実務法曹にとって最も必要な資質・能力だからである。また、議論による問題解決能力を修得させる教育理念については、基準1-1で述べた通り、教員間で共通の認識となっている。

（2）授業での展開⁵⁷

ア 法律基本科目

1年次にあつては、基本的な理解を目的として、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する科目を配置している。

2年次以上にあつては、基礎的知識を有することを前提に、行政法以外の科目については、基本的には演習を中心として、従前の知識の理解力を問う、応用的な展開を目指している。具体的には、「刑事法総合演習Ⅲ（刑事訴訟法重点）」「刑事法総合演習Ⅳ（刑事法事例演習）」、「民事法総合演習Ⅳ（家族法）」のように研究者教員と実務家教員による科目を設置し、理論的な知識に加え、実務的な視点を植え付ける授業を展開している。また、行政法については、2年次前期の「行政法の基礎理論」において基礎的知識を定着させ、2年次後期以降の研究者教員による「行政法総合演習Ⅰ（行政活動法）」、実務家教員により「行政法総合演習Ⅱ（行政救済法）」において他の科目と同様に応用的な展開をしている。

イ 法律実務基礎科目

法律基本科目での学習を前提として、必修科目として「民事実務演習（基礎）」、「民事実務演習」及び「刑事実務演習」を配置している。また、選択科目として配置している「法文書作成の基礎」と「民事法文書作成」を受講することで、実務で求められる法律文書の書式等の形式面を学習するのみならず、その書面作成の前提となるべき法律知識が実際の書面作成において的確に表現できるかどうかといった点等を確認している。法律実務基礎科目担当教員は、いずれも実務経験豊かな実務家教員であり、前記（1）の理論と実務の架橋の意義を

⁵⁷ 2022年度法科大学院要項 4から5頁

十分に理解して、実務的な指導はもちろんのこと基礎的理解が不十分な点も補充するなどしている。なお、刑事系の法律実務基礎科目であった「刑事法文書作成」については、前回の認証評価において、講義内容が法律基本科目と類似している等の指摘を受けたことから2019年度カリキュラムからは廃止したが、「刑事実務演習」において刑事実務で求められている法律文書学習の機会は十分に確保できている。

ウ 基礎法学・隣接科目

「法社会学」では、法律実務家の役割に関する基本的な視座を得るとともに実務に就いた後に自らの業務を司法改革の理念に照らして振り返り社会の中で進展させることのできる客観的な洞察力を身につけることを到達目標にしている。また、「法哲学」では、法律家としての職責を全うするうえで有用となりうる法哲学上の素養を身につけることを到達目標にしている。これらの例からわかるとおり、基礎法学・隣接科目においては、専門技術的な法解釈学のみならず、法律実務家として必要な素養を身につけることを目的としており、法律実務家として広い視野で社会における問題を捉えることができる資質を養成している。

エ 展開・先端科目

本法科大学院の展開・先端科目は、司法試験の選択科目を網羅するだけでなく、「金融商品取引法」、「保険法」、「社会保障法」、「法医学」等といった特色のある多くの科目が開講されている。こうした多様な科目の展開により学生は自ら選択した多様な法律科目についての理解を得ることができ、将来実務家となった際、専門分野を深めていく資質が育まれる。多様な展開・先端科目の開講自体が理論と実務の架橋に、きわめて役立っているものと考えることができる。

(3) 理論と実務の架橋を意識した取組

理論的教育と実務的教育において、どのような授業が有機的に行われているかを知ることは、双方の教育の実践的な展開にとって有用である。本法科大学院ではこのための制度として、前期・後期に教員相互による授業参観が実施されており、参観した教員は授業の進行、内容等についての報告書を必ず作成して、授業担当者に対し情報提供を行っているほか、参観した教員自体も、他の教員の手法を取り入れ、実践的な教育に向けた改善に取り組んでいる。

(4) 特に力を入れている取組

F D委員会主催のF D研究集会においても、研究者教員と実務家教員がそれぞれの授業方法等について報告をする機会を設け、各授業内容を共有する機会を十分に設けている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院の教育理念である，議論による問題解決能力を修得させることは全教員の共通認識である。そうした理念の実現を目指し，1年次には基礎理論を修得させ，2，3年次においては基礎理論を適用・展開する能力を修得させるための授業を段階的に実施しており，この過程においては，研究者教員と実務家教員による様々な連携がなされており，理論と実務の架橋が十分に意識された授業展開となっている。

3 自己評価

A

[理由] 理論と実務の架橋を目指した授業が，質的・量的に見て非常に充実している。

4 改善計画

2019 年度以降のカリキュラム改編による学習効果及び司法試験の結果について注視し，必要に応じて適宜検証・見直しをする予定である。

6－3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現状

（1）臨床科目の目的

臨床科目の開設で達成しようとしている内容は、学生が実務家になって経験する実務について体験的に学習することと、この経験によって実務家になりたいという学生のモチベーションを高めることにある。この点について、例えば、様々な実務処理や実務家の問題に対する取組を体験するエクスターンシップの報告書において、実務家のイメージを得たとの回答が多数寄せられている点からも、当該目的を達成できていることが窺われる。

（2）臨床教育科目の開設状況等

臨床科目として、模擬裁判、ロイヤリング、クリニック及びエクスターンシップの4科目を3年次に開講実施している。このうち、模擬裁判は必修であり、ロイヤリング、クリニック及びエクスターンシップは、3科目中2科目の選択必修である⁵⁸。2021年度における各科目の履修人数（単位修得人数）は、模擬裁判が11（11）名、ロイヤリング5（5）人、クリニック11（11）人、エクスターンシップ8（8）人であった⁵⁹。

模擬裁判は、春期集中授業として、土日2週にわたって刑事模擬裁判と民事模擬裁判を開講している⁶⁰。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響により、夏期集中授業とした。民事模擬裁判については民事裁判手続IT化を先取りした形でオンラインにて実施した。他方、刑事模擬裁判は尋問が中心のためにオンラインによる実施が困難であって、実務においてもオンラインは予定されていないことも考慮して、感染予防に万全を尽くしたうえで対面にて実施した。民事・刑事の模擬裁判においては、事案の分析、法的整理、主尋問、反対尋問を準備して、実際に尋問することとしている。

また、ロイヤリングでは、依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADRの理論と実務を、ロールプレイを取り入れて学生に学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させている⁶¹。

クリニックは、今村記念法律事務所で開催されている法律相談に学生が立ち会い、事実関係の聞き取りをして、同席の弁護士が法的見解を述べるという方式で行っている⁶²。なお2020年度、2021年度は、新型コロナウイルス

⁵⁸ 2022年度法科大学院要項 17頁

⁵⁹ [A26] 授業科目別成績集計表

⁶⁰ 2022年度法科大学院要項 161から163頁

⁶¹ 2022年度法科大学院要項 166頁，167頁

⁶² 2022年度法科大学院要項 164頁，165頁

ス感染拡大の影響により通常の対面式の法律相談が実施できないためにオンライン方式で模擬法律相談を行った。この法律相談の聞き取りに先立って法律相談で多い事例である借地借家、金銭消費貸借、交通事故、離婚相続等について担当教員が事実の聞き取りにおいて注意すべき点等の説明をしている。

エクスターンシップは、法律事務所等で実際に実務家（主たる担当実務家は本学・本法科大学院出身の弁護士）と行動を共にして、実務家がどのように基礎的理論を具体的な事例を解決する際に生かしているのかについて、体験させることを目的としている。エクスターンシップについては、各事務所の特徴を事前に説明した上で、学生の希望を参考に配属先を決定している。この際、学生は希望する取り扱い事件、場所等を総合的に判断して、希望事務所を選択できるようになっている。

クリニックとロイヤリングにあっては、教員が学生に対して問題を提供して、グループディスカッションを行うことで、問題分析手法にも色々な考え方があつたことを認識させている。

クリニック及びエクスターンシップの実施に際しては、参加学生による関連法令の遵守の確保のため、①クリニック、エクスターンシップ等の授業、②訴訟記録等の閲覧、③法律事務所で行われた法律相談、④法律事務所への立入り、等の機会を通して知り得た事項について、理由と方法の如何を問わず第三者に対して伝達又は開示してはならない旨の誓約書を個々の学生から徴求している⁶³。また、損害賠償保険として、法科大学院生全員が法科大学院生教育研究賠償責任保険（公益財団法人 日本国際教育支援協会）に加入している。

クリニック及びエクスターンシップにおいては、担当教員が単位認定の責任者となり、研修先の実務指導者と連携して、研修学生を適切に指導監督している。さらに、当然のことながら、研修学生には、研修先からの報酬を受け取ってはならない旨の指導を徹底している。エクスターンシップの評価については、研修担当弁護士の評価を80%、出席・起案状況等を20%の評価基準としている⁶⁴。この研修担当弁護士への評価の依頼については、事前にシラバスを送付し、授業内容の理解を求めた上で行われている。

各研修担当弁護士の評価と各学生の報告書を総合的に評価して良好な者に80点以上を、平均的な学生に75点を、それ以下の者には70点以下を配点している。なお、模擬裁判については、基本的には担当教員が各学生の評価を行っているが、学生の発言等を民事模擬裁判・刑事模擬裁判ともに3～4名の教員が見ており、学生の成績評価でずれが生じたことはない。

（3）特に力を入れている取組

⁶³ [A55] 法科大学院守秘義務に関する誓約書

⁶⁴ 2022年度法科大学院要項 168頁

ロイヤリングにあつては、DV被害者からの事情聴取手法の特殊性、カウンセリングと法律相談との違いについて、専門家（臨床心理士）をゲストスピーカーとして招き、専門分野からの視点で説明を行っている⁶⁵。

（４）その他

臨床科目の授業が展開するのはいずれも３年次であることから、これらの科目が集中することは学生にとっても負担となると思われる。そこで、臨床科目のうち、「模擬裁判」については、2019年度からは２年次終了の春期（学年末）休暇期間に集中講義形式で実施し、学生の負担を軽減し、早期に司法試験に向けた勉強に集中できるような履修配置としている。ただし、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により夏期休暇期間に移行して実施した。

２ 点検・評価

臨床科目４科目の内、模擬裁判２単位の外に、ロイヤリング、エクスターンシップ及びクリニックの中から、各１単位の２科目を履修しなければならないことから、本法科大学院での臨床科目の位置づけは重視されている。また、臨床科目を履修することで、それまでの法律科目の学習が実務でどのように使われているかを知ることができ、より法律を実態に即して理解できるようにしている。

模擬裁判にあつては、刑事・民事模擬裁判ともに３～４名の教員が配置されており、初日の授業が終了した後も学生からの質問を受けるなど、真摯な態度で尋問の準備等に臨む学生に、きめ細やかな対応を行っている。

３年次のガイダンスでは、クリニック、ロイヤリング、エクスターンシップの授業内容についての説明を行い、各学生が授業内容を十分に理解して、履修できるように努めている。

３ 自己評価

A

〔理由〕法曹実務を身近で学ぶ臨床科目が、質的・量的に見て非常に充実している。

４ 改善計画

特になし。

⁶⁵ 2022年度法科大学院要項 166頁，167頁

6－4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取組がなされていること。

1 現状

(1) 国際性の涵養

まず、国際性の涵養に向けた履修モデルとしては、「渉外法務履修モデル」⁶⁶を設けている。次に、基礎法学・隣接科目において、「EU法」及び「外国法」、展開・先端科目では、「国際私法Ⅰ」、「国際私法Ⅱ」、「国際私法演習」、「環境問題と法Ⅰ」、「環境問題と法Ⅱ(演習)」、「知的財産法Ⅰ(著作権法)」、「知的財産法Ⅱ(特許・実用新案法)」、「知的財産法演習」、「金融商品取引法」、「保険法」、「独占禁止法Ⅰ」、「独占禁止法Ⅱ」等といった多彩な授業科目を配置し、国際性の涵養には、これら科目の履修が望ましい旨を学生に伝えている。

(2) 特に力を入れている取組

渉外法務履修モデルで提示している国際私法、知的財産法などの履修を促し、法曹の国際化が求められている現代の実務の状況に適合するような法曹養成に取り組んでいる。特にそれらの科目においては、各担当教員は外国文献等の配布、解説等を通じて、学生の関心や要望に応じた国際性の涵養に努めており、十分な配慮が行われている。

(3) その他

渉外法務履修モデルで提示している科目以外の各科目においても、研究者教員を中心に、海外の法制度の状況について積極的に授業で学生に紹介するように努力し、法曹国際化の要請に応えている。原文購読を中心とする科目は置かれていないものの、各科目の授業実施の際には、関連する諸外国の法制度の説明も必要に応じて適宜行われ、国際的な視点ないし比較法的な観点も十分に意識させている。

国際性に富む法曹養成を旨とする法科大学院の授業において、そうした視点を取り入れた授業展開はきわめて重要性が大きいものと考えており、そうした要請は特に各展開・先端科目群の授業で顕著に現れている。なお、毎年定期的に刊行されている専修ロージャーナルにおいても、海外の法制度を巡る状況を紹介する翻訳文献や研究文献が経常的に掲載され、学生の学習にとって有用なものとして提供されており(そうした内容が授業で触れられることもある)、それらの文献は社会的にも高く評価されている。

2 点検・評価

1(1)の通り、国際性涵養に関わる科目が多数設置されている。本法科大

⁶⁶ 2022年度法科大学院要項 9頁

学院には、国際的な法制度に通じた教員や国際経験豊富な教員が多数在籍し（特にここ数年、そうした研究者教員の積極的な任用が顕著に実現している）、授業においてその貴重な見識が提供されていることに加え、研究者教員の海外の大学への派遣・研修も経常的に行われ、その成果は学生に対し、着実に還元されている。

国際性豊かな法科大学院として、海外の法制度に対する学生の興味・関心度を高めつつ、さらなる取組を進めていきたい。なお、海外の教育機関等と長年にわたり強いネットワークを築いている法学部とも連携し、海外のゲストスピーカーを招いての講演会の開催や、海外のロースクールとの連携、それらの学生同士の相互交流等を実施することも、在籍している学生の要望及び社会的なニーズ等を踏まえつつ将来的にはありうると考えている。

3 自己評価

C

〔理由〕国際性の涵養に配慮した科目の設置やそれらの授業内容等の取組が、質的・量的に見て法科大学院に必要とされる水準を満たす程度になされている。

4 改善計画

特になし。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

（評価基準） 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

（注）

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人以下であること（ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない）、及び法律基本科目のうち必修科目の場合は、10人を下回ることはないよう適切な努力がなされていることをいう。なお、50人以下か否かの点については◎基準、10人を下回るか否かの点については○基準とする。

1 現状

（1）1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）

各科目の履修者数は、資料⁶⁷のとおりである。

必修の法律基本科目については、再履修の者を加えても25人は超えず、少人数教育となっている。基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、各1展開のため、選択する学生が集中すると人数が多くなる可能性があるが、時間割上の配置に工夫を凝らし、特定の科目に偏らないように、配慮している。

学則第50条に規定する科目等履修生の入学許可については、現時点で予定していない。さらに、学則第51条に規定する特別聴講生についても、現時点では、入学許可は予定していない。また、本学の他専攻等の学生が本法科大学院の授業を履修することについても、制度上認めていない。

2021年度において、必修の法律基本科目である「民法特論」（2単位）は履修者が10人以下となっているが、この科目は法学未修者の単位増加措置により設置した科目であり、2年次の法学未修者のみが履修対象であることによる。

（2）適切な人数となるための努力

資料⁶⁸のとおり、法律基本科目で、1クラスが50人以上の人数となる授業はない。

⁶⁷ [A19] 授業科目履修者数一覧（2019年度～2021年度）

⁶⁸ [A19] 授業科目履修者数一覧（2019年度～2021年度）

なお、2020 年度からは、入学者及び在学生の実人数を考慮してより教育効果を高めるために全学年 1 クラス編成に改めた。

(3) 特に力を入れている取組

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

法律基本科目の 1 クラスの学生数は、ほぼ 10 人以上 50 人以内である。10 人以下である科目もカリキュラムの過渡期にある科目や法学未修者の単位増加措置による科目である。

3 自己評価

A

[理由]法律基本科目のうち、必修科目の 1 クラスの学生数が10人以上であり、法律基本科目の 1 クラスの学生数が50人以下であり、少人数教育が十分に実現できている。また、法律基本科目の必修科目において 1 クラスの学生数が10人を下回るものについても合理的理由がある。

4 改善計画

特になし。

7-2 学生数（2）〈入学者数〉

（評価基準）入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数进行。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことを进行。

1 現状

（1）過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合
基本データ表（2）のとおりである。

（2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力
過去5年の平均入学者数は入学定員の88.6%である。

（3）特に力を入れている取組

合格者の手続率を勘案するとともに、厳格な判定に基づく入学者選抜において、合格者数を的確に判断し、入学手続率を適切に割り出すため、経年データによる分析を進め、定員充足を目指している。

（4）その他

厳格な合格判定の実施を前提として、3月に至るまで（2021年度は2月まで）入学者選抜試験を実施し、入学定員の充足率の維持に努めている⁶⁹。

2 点検・評価

過去の実施データの分析等に基づき適切な入学定員管理に努めた結果、定員充足率は、過去5年間平均で88.6%であり、入学者数と入学定員の均衡は保たれている。

3 自己評定

適合

〔理由〕入学者数は入学定員の110%以内である。

4 改善計画

特になし。

⁶⁹ 専修大学法科大学院入学ガイド2023 6頁

7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

1 現状

（1）収容定員に対する在籍者数の割合

基本データ表（17）のとおりである。

（2）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

現時点ではむしろ定員を充足することが重視される状況であり、この点について特段の施策を行う必要はないと考えている。

（3）特に力を入れている取組

特になし。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

基本データ表（17）で示したように、過去5年間を通じて在籍者数は収容定員内となっており、「在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと」という本評価基準を充足していると評価できる。

3 自己評価

適合

〔理由〕 在籍者数は収容定員の110%以内である。

4 改善計画

特になし。

7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

（評価基準）教育及び学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

（1）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

本法科大学院は、入学定員は28人、収容定員84人、専任教員18人の体制であるが、当初は入学定員60人、収容定員180人であり、かつ将来的に若干の規模拡大にも十分対応できることを念頭に整備したため、施設には十分な余裕がある。教室等については、中教室（50～80人規模）6室、小教室（20～30人規模）9室、法廷教室1室を備えており、現状の同時限展開数は4展開以下となっていることもあって、余裕を持った教室運営が行えている。

また質的にも最新の設備及び冷暖房を完備して万全を期している。具体的には、法廷教室、中教室には最新のAV機器を備え、パワーポイント等を用いた授業を可能にしている。小規模教室についても移動可能なAV機器を利用して同様の授業ができるようになっている。

法科大学院生が授業時間以外の学習時間の大半を過ごす自習室については、学習に徹底して集中できるよう次のような機能的工夫をしている。

①個々に用意したキャレルは、一般的なものより大きく、法令集等の書籍を広げながら学習でき、また着席したときの独立性を高めている。

②キャレルには私物収納のロッカーをビルトインしている。

③自習室は適度な広さ毎に分割し、落ち着いた雰囲気を演出している。

④無線LANを設置してIT環境を整えている。

座席の数量としては、本法科大学院の在籍者数53人（2022年5月1日現在）〔実質収容定員66人（28+28+10）〕に対して162席を用意している。残りの109席については、修了1年目の修了生に対し、修了直後の司法試験終了まで（5月31日まで）無条件で貸与している。希望者に対しては、その後も、条件を満たすことにより無料で利用延長が可能となっている。

学生の議論スペースとしては、自習室と同階である7階と8階に1部屋ずつ学生ラウンジを設置している。学生ラウンジには、コピー機をそれぞれ1台ずつ設置しており、自習室利用時間と同様8時から23時まで利用可能である。それ以外にも図書館法科大学院分館に2台（うち1台は教員優先）コピー機を設置しており、開館時間中（22時まで）の利用が可

能である。

教員の研究室については、現在専任教員 18 人に対して、その数を上回る 23 室を用意している（うち 2 室は法学部教員が使用）。また学生のオフィスアワーに支障のないよう配慮をして、1 研究室当たりの面積を、本学の他学部の研究室に比べ広くし（平均 23.12 m²）、それに対応するためのテーブルを設置している。

非常勤教員用として、そのうちの 1 室を共同研究室（28.52 m²）として利用し、一度に 3 人のオフィスアワーに対応できるように配慮している。

教員が学生と面談するスペースとしては、前記した教員研究室を中心に行われているが、教員が学生の相談に応じる場合などの用途に開放している教員ラウンジ（5 階に 1 部屋設置）を活用している教員も多い。

法科大学院棟（大学 8 号館）には、教室、自習室、教員室、図書館法科大学院分館、情報端末室、法科大学院事務室等のすべてが収められており、セキュリティ面として、各教室は利用時以外は常時施錠、自習室、教員室等についてはオートロックシステムを採用し、学生証・教職員証による認証によって入退室を管理することにより、部外者がみだりに施設に立ち入ることはできない仕組みとなっている。各施設の配置面においても、とりわけ図書館法科大学院分館については、学生が図書資料をより有効に活用して学習することができるよう自習室に隣接するフロアに設置しており、閉館時間についても、自習室の利用時間には可能な限り利用できるよう 22 時とするなどの配慮をしている。これらの諸施設は法科大学院用であるが、法科大学院の授業に差し支えない範囲でその承諾の下に一部学部の授業等にも教室が利用され、8 階の 2 つの自習室については大学院に院生研究室として貸し出している。

イ 身体障がい者への配慮

2022 年度までの本法科大学院の入学者において、身体に障がいのある学生は存在していないが、今後、身体に障がいのある学生が入学した場合、又は在籍している学生が身体に障がいを負った場合には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、当該学生の具体的要望を聞いて、本学において設置の障がい学生支援室（基準 7-7 の 1（2）イ参照）とも連携し、可能な対応する。必要であれば、院長を中心とした対応チームを立ち上げるなど、万全の体制で支援する。

なお、現在、障がいのある学生が校舎を利用する場合においては、正面前入りの反対側に設置された通用口から車椅子で学内に出入りできるようになっている。建物内では、1 階、3 階に車椅子の学生が使用できる多目的トイレが設けられている。また、建物内はエレベーターが設置されており、移動する際に障がいとなるような物を無くす、バリアフリー化がされている。

(2) 問題点及び改善状況

改善を要する点は見当たらないが、今後とも学生の意見を取り入れながらよりよい学習環境の構築に努めたい。

(3) 特に力を入れている取組

施設の建設にあたっては、中央教育審議会大学分科会法科大学院部会が2001年12月26日付けで示した「法科大学院の設置基準等について／論点を反映した骨子」の【施設及び設備】の項での提言（「施設及び設備については、法科大学院の目的に照らし、十分な教育効果をあげるためにふさわしいものとして整備されていることが必要である。各大学の取組の創意工夫により、例えば、自習室や模擬法廷等の施設の設置、図書館法科大学院分館の夜間開館、コンピュータやマルチメディア教材等の情報機器や参考図書等の充実など、法科大学院にふさわしい環境を整えることが期待される。」）を基に設計・施工した。なかでも特に本法科大学院が力点を置いたのは、1日の大半を過ごす学生の居場所としての自習室（特にその中のキャレル）の充実であり、その結果、法科大学院創設以来、常に利用者である学生達から好評を博している。また量的にも在学生全員が個人専用として使用できるようになっている。さらに修了生も条件を満たすことにより無料で在学生同様の使用を認めている。

(4) その他

2020年度より、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、予習等の際に、学生が他の学生との距離をとることができる環境を提供するため一部の教室を開放している。また、教室では対面授業を行いつつ、対面授業に出席できない学生が自宅で同時双方向によるオンライン授業を受講するハイブリッド授業を行うことで、オンラインの学生に対しても対面授業と同様に質の確保された授業提供できるよう教員用のパソコンなどの機器を備えている。

2 点検・評価

授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備について十分な余裕がある。また、図書館法科大学院分館、情報端末室は、学生が有効に活用して学習することができるよう自習室に隣接するフロアに設置されている等、教育の効果向上に向け有用なものが取り揃えられている。

3 自己評価

A

[理由] 施設・設備は非常に適切に確保、整備されている。

4 改善計画

特になし。

7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

（評価基準）教育及び学習に必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

（1）図書・情報源の確保

本法科大学院は独立した法科大学院棟 8 号館の 6 階のスペースに、法科大学院用図書館（専修大学図書館法科大学院分館、以下、本図書館又は法科大学院分館とする）を有し、教員と学生の利用の便を図ってきた。本図書館は、500 m²以上の床面積に約 64,000 冊収納の書架を備えている。

本図書館の利用者のために、法科大学院での教育及び学習に必要とされる判例集を中心にした書籍が所蔵され、さらに、関連する図書を備えており、法律専門図書館としての体裁を整えている。

本図書館は、教員と在学生だけでなく、受験準備期間にある修了生も利用可能としており、さらに、すでに法律家として勤務している修了生が訪れて必要な情報を得ることもできるようになっている（現在は、以下に記載の通り、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より修了生を含む学外者の利用を停止している）。本図書館の座席は、在籍学生数 53 人〔実質収容定員 66 人〕に対して 80 席用意している。

本図書館の授業期間の開館時間は、9 時から 22 時までとしている。また、25 日程度の休日開館を含め、年間開館日数は約 300 日となっており、本学の他の図書館と較べて多く開館されている⁷⁰。ただし、2020 年度に引き続き 2021 年度においても、コロナウイルス感染拡大防止に伴い、開館時間を短縮して学内者を対象に同時入館者数の制限による限定開館を行うなど、通常とは異なる運用となった。また、来館できない利用者の便宜を図るため、本学図書館 Web サイト上に特設ページを開設し、様々な非来館型サービスを行った。

サービス内容

- ①図書郵送貸出サービス
- ②文献複写物郵送サービス
- ③オンラインレファレンス
- ④自宅で使える電子コンテンツ紹介

本学では、神田キャンパス内に専修大学図書館神田分館や Knowledge Base があり、法科大学院分館に所蔵していない、図書、雑誌を利用することができる。図書の所在は図書館 Web サイトから「専修大学蔵書検索 OPAC (My Library)」の検索システムを通じて検索が可能であり、法科大学院分

⁷⁰ [A56] 令和 4 年度図書館およびラーニング・コモンズ開館日程（案）

館、神田分館、さらに生田図書館の蔵書の有無や貸し出し状況を確認し、利用することができる。

また、近隣の日本大学図書館法学部分館との間に相互利用の協定を結んでおり、同図書館の利用も可能となっている。

本図書館に所蔵されている図書、雑誌は以下のとおりである(2022. 3. 31現在)。

所蔵資料

①図書⁷¹ 26,376 冊(和書 24,146 冊 洋書 2,230 冊)

②雑誌⁷² 和書 211 タイトル

洋書 23 タイトル

なお、神田キャンパスの3つの図書館、法科大学院分館、神田分館と Knowledge Base は、合計すると約 53 万冊の図書資料を所蔵しており、本学図書館の蔵書数は全体で約 199 万冊になる。これらの図書館の中でも、法科大学院分館は、紙媒体だけでなく、電子書籍やデータベース、インターネット情報等あらゆる情報を入手する機能を6階のフロアに集約するため、同フロアに情報端末室を設け、図書館内の情報検索コーナーと併せて、法令・判例等のデータベースの閲覧、インターネットを利用した学習、論文、レポートの作成等を容易にできるメディアセンター的位置づけとした。

主要データベース

- 1) beck-online
- 2) D1-Law.com 第一法規法情報総合データベース
- 3) Hein-On-Line
- 4) JURIS Online
- 5) LEX/DB インターネット
- 6) Lexis®
- 7) LLI 判例秘書アカデミック版
- 8) Westlaw Japan
- 9) 官報情報検索サービス
- 10) 聞蔵Ⅱシリーズ
- 11) 日経テレコン
- 12) ヨミダス歴史館

情報検索講習会は、図書館員により随時実施するとともに、専門のインストラクターを招いて、主要データベースの利用講習会を実施し、利用者の検索技術の向上を図っている。

新着の雑誌については別にコーナーを設けて閲覧できる他、数種の新聞・雑誌を読むことができる。

⁷¹ [A57] 図書所在別冊数表

⁷² [A58] 令和3年度法科大学院分館逐次刊行物受入タイトル数

コピー機を2台設置し、必要な文献をコピーすることができる。

本図書館に携わるスタッフ2名（レファレンス担当を含む）は司書の資格を有し、図書館開館時間には常駐しており、利用者の便宜を図っている。

本学図書館には、全学部から選出された教員と図書館の管理者からなる専修大学図書館委員会が組織されており、本法科大学院の専任教員1名もその委員として加わり、法科大学院分館以外の本学図書館の運営にも参画している。法科大学院の図書館委員は、神田分館の図書館職員と日常的に連絡を取りながら、法科大学院分館の運営に携わっている。

（2）問題点及び改善状況

本図書館の開館日についての学生の要望を受け入れ、開館日を本学の他の図書館よりも増やした。試験前には、休日開館も行っている。

（3）特に力を入れている取組

教員推薦図書コーナーを設け、各教員の専門科目についての推薦図書を毎年新しいものにしてきた。この推薦図書は、場合によっては同一の本が複数冊用意され、また図書館内での利用に限定することによって、多くのものが閲読できるように工夫されている。

他の法科大学院が刊行する雑誌については、相互交換を行い本図書館に収められている。

（4）その他

図書館に所蔵してほしい図書資料がある場合には、学生も「専修大学蔵書検索 OPAC (My Library)」から購入申込ができる。学生が希望する図書についてはできるだけ購入しており、その結果については直ちに図書館に掲示されてきた。

雑誌を製本化する場合は、神田分館と時期をずらすことによって、どちらかで読めるようにしてきた。

2 点検・評価

本図書館は、法科大学院棟内にあるために、時間を要せずに移動ができ、広い空間で必要な資料を閲読できる。必要な図書がどこにあるかは明瞭であり、図書館内の移動もスムーズに行うことができる。

各閲覧机に照明が設けられ、十分な明るさが確保されている。

利用した資料は館内数か所に置かれた館内閲覧図書返却台に戻せばよいシステムを採用し、本棚の整理は図書館スタッフが行っているため、本の整理整頓は適切になされている。

基本書については、新刊本が収められるようになっており、そのための予算も配慮されている。

本法科大学院の図書館については、最高の評価を与えることができる。また、神田分館については空間的に十分でない部分もあるが、法学・政治学分野の資

料を中心に所蔵する図書館であり，教育及び研究並びに学生の学習に支障なく使用することができる。

学生からの積極的な要望を受けるだけでなく，広く情報を収集し，学生が必要とする図書がないか，及びそれを図書館に収められるかどうかについても，できる限り検討していくこととしたい。

3 自己評価

A

〔理由〕 情報源やその利用環境は非常によく整備されている。

4 改善計画

特になし。

7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

1 現状

(1) 事務職員体制

事務体制としては、法科大学院事務部・法科大学院事務課を設置し(部長1名, 課長1名, 課長補佐1名, 掛長1名, 主任1名, 常勤嘱託1名, 雇員(常勤)1名, 計7名), 本法科大学院の運営に関わるすべての事務事項(教務, 学生支援, 入試・広報, 事務システム, 教授会, 教員人事, 自己点検・評価, 第三者評価, 法科大学院運営委員会, 研究室受付等)の業務を行っている。

(2) 教育支援体制

本法科大学院では, 専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため, 教員室・研究室受付として常勤嘱託の担当者を1名配置している。具体的な職務内容は以下のとおりである。

身 分	勤務地	所 属	職務内容
常勤嘱託	神田校舎	法科大学院事務課	・教材作成補助業務 ・学生へのレジュメ等配布業務 ・教員室兼研究室受付業務 ・その他法科大学院事務課に関する業務

(3) 特に力を入れている取組

法科大学院事務部・法科大学院事務課スタッフの熱意・努力により, 教員・教授会との連携が図られ, 教育目的達成のための学生支援の体制が整っている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

必要なスタッフは確保されており, 教員, 事務スタッフの連携による充実した教育・学習支援体制が敷かれている。

3 自己評価

A

[理由] 支援の体制が, 非常に充実している。

4 改善計画

特になし。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

- ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

1 現状

（1）経済的支援

奨学金は、学内奨学金、学外奨学金に分けることができる。

学内奨学金としては、学術奨励奨学生、今村力三郎記念奨学生、および経済支援奨学生のそれぞれに対する奨学金がある⁷³ほか、2020年度から2021年度においては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急支援奨学生に対する奨学金も設けられた。

ア 学術奨励奨学生は、次のとおりである。

（ア）スカラシップ入試奨学生

本法科大学院の入学者選抜試験（スカラシップ入試）の合格者で、法学未修者及び法学既修者のうちから20名以内とし、入学金、授業料及び施設費相当額並びに月額8万円（年額96万円）を、法学未修者にあつては3年間、法学既修者にあつては2年間、奨学金として支給。

（イ）新入生学術奨励奨学生A

本法科大学院の入学者選抜試験（一般入試）の合格者のうち、その成績が極めて優秀な者で、法学未修者及び法学既修者のうちから10名以内とし、入学金、授業料及び施設費相当額を、法学未修者にあつては3年間、法学既修者にあつては2年間、奨学金として支給。

（ウ）新入生学術奨励奨学生B

本法科大学院の入学者選抜試験（一般入試）の合格者のうち、その成績が優秀な者で、法学未修者及び法学既修者のうちから10名以内とし、授業料の2分の1相当額を、法学未修者にあつては3年間、法学既修者にあつては2年間、奨学金として支給。

（エ）新入生特別学術奨励奨学生

本学の卒業生で、本法科大学院の入学者選抜試験（一般入試）の合格者全員に、月額8万円（年額96万円）を、法学未修者にあつては3年間、法学既修者にあつては2年間、奨学金として支給。

なお、これらの学術奨励奨学生については、入学後の成績（GPA）が

⁷³ [A5] 専修大学法科大学院奨学生規程 別表

不良な者に対しては、奨学金支給停止の措置が取られる。また、各奨学生制度の採用者数については、当該年度の採用者数の総計なども考慮のうえ決定していることから、既定の人数を超えての採用もあり得る。

採用年度	スカラシップ入試 奨学生採用者数			新入生学術奨励 奨学生A採用者数			新入生学術奨励 奨学生B採用者数			新入生特別学術奨励 奨学生採用者数			合計
	1年次	2年次	小計	1年次	2年次	小計	1年次	2年次	小計	1年次	2年次	小計	
2017年度	9	13	22	1	2	3	1	0	1	2	2	4	30
2018年度	12	6	18	0	0	0	0	0	0	0	1	1	19
2019年度	19	7	26	0	0	0	1	0	1	3	0	3	30
2020年度	12	5	17	0	0	0	1	0	1	4	0	4	22
2021年度	12	8	20	0	0	0	0	0	0	1	0	1	21

イ 今村力三郎記念奨学生は、次のとおりである。

本法科大学院の在学生のうち、前年度の学業成績が上位であり、かつ、日頃の学習態度及び人物の点からも本学が誇れる法曹となることが期待できる者に、その年度の授業料の2分の1相当額を奨学金として支給する。ただし、学術奨励奨学生の受給者は、対象外とする。なお、学術奨励奨学生の採用率が極めて高いこともあり、採用者なしの状態が続いている。

採用年度	今村力三郎記念 奨学生採用者数		
	2年次	3年次	合計
2017年度	0	0	0
2018年度	0	0	0
2019年度	0	0	0
2020年度	0	0	0
2021年度	0	0	0

ウ 経済支援奨学生は、次のとおりである。

- (ア) 利子補給奨学生は、修学の継続のために金融機関の教育ローンに頼らざるを得ない学生に対して、当該年度の金利負担分の一部を奨学金として支給（在学期間中、毎年度申請可）。
- (イ) 家計急変奨学生は、主たる家計支持者の死亡又は失業、長期療養等に基づく経済的困窮により修学の継続が困難な者に対して、授業料の25%相当額を採用時に支給。
- (ウ) 災害見舞奨学生は、火災、風水害、地震等に被災した者に対して、20万円を上限として支給。

採用年度	利 子 補 給 奨学生採用者数				家 計 急 変 奨学生採用者数				災 害 見 舞 奨学生採用者数				合 計
	1年次	2年次	3年次	小計	1年次	2年次	3年次	小計	1年次	2年次	3年次	小計	
2017年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2018年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2019年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2020年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2021年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急支援奨学生は、次のとおりである。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、主たる家計支持者の所得が大きく（40%以上）減少した者に対して、20万円を上限として授業料を減免。

2020年度は申請者がいなかったが、2021年度の申請期間（2021年4月1日～2022年3月31日）内に、1名から申請があり、その者について20万円の授業料減免を認めた。

学外奨学金としては、独立行政法人日本学生支援機構の無利子貸与奨学金である第一種奨学金、有利子貸与奨学金である第二種奨学金が中心となっている。また、定期採用の他に2009年度入学生より入学前に出願ができ、入学後「進学届」を提出することにより、4月から貸与を受けることができる予約採用を導入した。

その他様々な機関、組織からの奨学金募集要項については、その入手の都度、掲示板・Webサイトに掲出して学生に対する広報を行っている。

採用年度	第一種奨学生 採用者数				第二種奨学生 採用者数				合計
	1年次	2年次	3年次	合計	1年次	2年次	3年次	合計	
2017年度	3	8	1	12	2	3	1	6	18
2018年度	3	4	0	7	2	3	1	6	13
2019年度	5	4	0	9	4	1	0	5	14
2020年度	1	1	1	3	3	0	0	3	6
2021年度	1	3	0	4	1	3	0	4	8

※併用貸与を受けることができる。

（2）障がい者支援

ア 就学のために必要な施設及び設備について

身体面において障がいのある学生が校舎を利用する場合、正面入り口の反対側に設置された通用口から車椅子で学内に出入りできるようにな

っている。建物内では、1階、3階に車椅子の学生が使用できる多目的トイレが設けられている。また、建物内はエレベーターが設置されており、移動する際に障がいとなるような物を無くす、バリアフリー化がされている。

イ 修学上の支援等について

これまでの本法科大学院の入学者において、障がいのある学生は存在していないが、障がいのある受験生からの問合せはあり、上記の施設や設備を案内している。今後、障がいのある学生が入学した場合、又は在籍している学生が障がいを負った場合には、「専修大学における障がい学生支援に関する基本方針」に基づき、障がい学生支援室と連携して対応する。必要であれば、院長を中心とした対応チームを立ち上げるなど、万全の体制で支援する。

(3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

人間関係トラブルについては、本学の二つの窓口が対応している。

まず、2011年4月1日に制定した専修大学キャンパス・ハラスメント防止規程のもと、セクシュアル・ハラスメントに限らず、学内で生じる各種ハラスメントの防止や事後的対応について、本学キャンパス・ハラスメント対策室が担当している⁷⁴（なお、同規程は、合理的な改正を経て、改正されたものが2020年4月より施行されている）。同対策室は、各学部・大学院の教員及び職員の代表者から構成される全学的な組織であり、本法科大学院の専任教員1名が同対策室の構成員となっている。同対策室に対する相談は電話又はメールで行うことが出来るほか、事前予約により本学生田キャンパス内の同対策室に相談に行くことも出来る。さらに、2019年10月に、神田キャンパス9号館2階に対策室事務室が設置され、神田キャンパスでも相談等が可能になった。

また、本学神田1号館には学生相談室が開設されており、カウンセラーが常駐している⁷⁵（月曜日から金曜日の10時から18時まで、土曜日の9時から12時まで）。ここではハラスメントの訴えにまで至らない人間関係上のトラブル等についても随時相談できる体制が整えられているほか、ハラスメント事案の場合には随時学生相談室とキャンパス・ハラスメント対策室とが情報共有して調査し適切な措置をとるなどして対処している。

加えて、本法科大学院のクラス担任制度も、人間関係トラブル等の相談窓口としての機能を果たしている。クラス担任となっている教員には、面談の機会（2022年度からは2ヶ月毎に面談を実施予定）などに、学生からの人間関係上の相談が寄せられることがあり、それに対しては適宜アドバイスをするほか、必要な場合には学内の適切な窓口へ引き継ぎを行うこととな

⁷⁴ 参照 <https://www.senshu-u.ac.jp/about/efforts/harassment/>

⁷⁵ 参照 <https://www.senshu-u.ac.jp/campuslife/counselling/>

っている。

(4) カウンセリング体制

本法科大学院での各種相談・学生対応体制の概略は、前記のとおりである。相談及びハラスメント等対応にあたっては、学生相談室のカウンセラーには全員臨床心理士を配置しており、またハラスメント対策室では、相談や連絡等の受付を大学職員が行い、調査委員会を立ち上げて調査・対応する等している。その際、臨機応変に臨床心理士や弁護士が協力しつつ事案に対応する体制をとっている。

キャンパス・ハラスメント対策としては、新入生のガイダンス時に本学でのキャンパス・ハラスメント相談対応の流れ等を記したリーフレット「ハラスメントのないキャンパスへ」を配布し(教員にも教員向けリーフレットを配布している。)、相談受付窓口を紹介しているほか、本学の Web サイトでも必要な情報を提供している。また、学生相談室については、前記のとおりクラス担任への相談から紹介を行うことがある。さらにアカデミックハラスメント防止等の目的から、本法科大学院教授会において、適宜注意を促し、問題意識を共有するような取組も行っている。

各相談窓口の学生からの相談件数については、添付の「キャンパス・ハラスメント対策室及び学生相談室の相談件数」参照。

なお、キャンパス・ハラスメント対策室に法科大学院の学生が相談した場合、事柄の性質上、相談者やその内容について、法科大学院に連絡することにはなっていない。もっとも、対策室の室長は、キャンパス・ハラスメント防止規程に基づき、法科大学院長と協議をすることができる。実際、法科大学院長との協議が行われた事案があり、その過程で、調査・裁定申し立てに至る前に、相談者の要望が改善されたケースもあった。他方、法科大学院に相談があった場合には、キャンパス・ハラスメント対策室あるいは学生相談室を紹介し、連携した対応を行う体制をとっている。

(5) 問題点及び改善状況

特になし。

(6) 特に力を入れている取組

特になし。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

2011 年より司法修習生への給費制が廃止されたことから、能力のある法曹希望者が経済的理由により法科大学院への進学を諦めることがないよう、月額 8 万円を支給する制度など他大学にはみられない本法科大学院独自の充実した奨学生制度を、2015 年度入学者から採用している。当該制度により、ア

アルバイトで勉強時間を確保できないということがないようにして、法科大学院在籍中は勉強に専念できるように配慮している。なお、2017 年度以降の司法修習生に対しては給費制を一部復活させることになったが、法科大学院在学中の経済的支援の必要性は依然として高いことから、制度変更は加えていない。

もっとも、法科大学院生の経済的支援のため奨学生制度を充実させたが、その特質上、入学後の成績が不良な者に対しては、奨学金の支給を停止せざるをえず、そうした事態に至らないよう学生の指導をきめ細かく行っていくことが課題である。

奨学金以外の支援については、利用状況自体が実態としてほぼないため評価することがきわめて難しいが、利用者が出た場合には適切に対応できる仕組みが作られている。

3 自己評定

A

〔理由〕 支援の仕組みは非常に充実しており、十分活用されている。

4 改善計画

特になし。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

（1）アドバイス体制

ア 入学前の説明会⁷⁶

入学予定者に対しては、入学前に「入学予定者説明会」を開催している。入学後どのように学習するか、また、司法試験で求められているものは何か等についても説明し、法曹実務家に求められるものを、具体的事例を用いて解説している。入学後の学習イメージを持たせ、入学前の学習意欲の喚起を図っている。

イ 新入生ガイダンスについて

入学後の「新入生オリエンテーション・ガイダンス」においては、まず、法科大学院長から本法科大学院における教育理念・教育目的を十分な時間をかけて説明し、学生の理解を深めるようにしている。

ウ クラス担任制について

1年次から3年次及び未修了者用のクラスについては、2名のクラス担任（2022年度より、1年次から3年次のクラスについては、3名へ増員）がいる。1クラスは最大でも20名程度の単位としており、専任教員が持ち回りで担任を行っている。

少人数クラスにより、学生間の親交が図られるとともに、教員と学生の交流も密にしながら、学生が教員に学習・生活面の問題について相談しやすい環境を作り出すよう努めている。履修の相談については、2019年度より「履修相談受付期間」を新設し、各クラス担任が相談を受け付けている。また、「クラス面談」を始めとする学生の相談の内容は、クラス担任を通して教授会に報告され、教員間の共通の認識となるようにしている。2022年度からクラス面談はその実効性を向上させるため、後述する支援プログラム（基準1-3の2参照）の学修面談と一体化し、2か月に1回実施する（従来の1年に2回から変更）。

エ オフィスアワーについて⁷⁷

オフィスアワーの一覧表は新学期のガイダンス時に、各教員について曜日・時間・開催場所及びメールアドレスを記載して配付している。オフィスアワーにおいては、学習内容に限らずプライバシーに関わる内容について相談を受けることがあるため、相談者同士が接することがないよ

⁷⁶ [A59] 令和4年度入学予定者説明会について（案内）

⁷⁷ [A53] 令和4年度 法科大学院オフィスアワー一覧

う電子メール等による予約制を基本として秘密の保持にも配慮している。

オフィスアワーは、通常専任教員研究室で行われている。本法科大学院ではこのオフィスアワーを想定して、本学の他学部の研究室よりも広い面積を確保している。

オ 学習支援体制について

2012 年度以降は、アカデミックアドバイザー制度を導入し、本法科大学院を修了した 4 名（2022 年度は 5 名）の弁護士が定期的（週に各 1 回ずつ担当）に、学生の支援に当たっている⁷⁸。アカデミックアドバイザーは支援担当講師を兼務しており、個々の学生の学習進捗度を十分に把握した上での適切な助言が可能となっている。実際に、在学生からも好評であり、その利用も活発である。

法学既修者・法学未修者ともに、入学前の段階において導入授業（憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法）を実施して、入学後に直ちに始まる講義への準備に即した学習支援をしている。新型コロナウイルス感染拡大の影響により 2020 年度入学者に向けた 2020 年 3 月実施の 3 回の導入授業は中止したものの、2021 年度入学予定者に対しては、オンデマンド講義 2 時間と Google Meet を利用した同時双方向型講義 1 時間の形式による導入授業を実施している⁷⁹。

（2）学生への周知等

導入授業や入学予定者説明会等の案内については、各入試の合格通知に同封し周知に努めている。また、Web サイトにも記載している。オフィスアワー、アカデミックアドバイザー制度及び支援プログラムについての案内は、例年 4 月に実施されるガイダンス時に配布している。

（3）問題点及び改善状況

学生から特に問題点を指摘されることや、改善を要求されている事項はない。学生が自主的にアドバイスを求める場合や質問をしてきた場合には、適宜丁寧に対応するとともに、前期・後期各一度、学生全員と個々に、クラス面談を実施しているので、十分に学生からの要望を聞く機会は設けられている（2022 年度以降は面談回数の増加を予定していることから、さらに助言の機会も増すことになる。）。また、2020 年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、授業の実施方法が、対面形式のみではなく、オンライン形式も用いることで多様な授業形態となったことから、授業の実施方法等に対する学生の要望を聞き取る機会として、FD 委員会にて中間期にも自由記載形式のアンケートを実施した。

（4）特に力を入れている取組

学習支援の一環として実施している支援プログラムにおいては、各科目

⁷⁸ [A54] 令和 4 年度 法科大学院アカデミックアドバイザー出校予定表

⁷⁹ [A60] 令和 4 年度入学予定者対象の導入授業のお知らせ

担当教員と支援担当講師とが連携し、各学生の勉学状況に関する情報を相互に共有することによって、有機的かつ組織的な学習支援体制を敷いている。

また、本法科大学院教員と事務課スタッフの間で、年4回程度支援プログラム全体についての打ち合わせを行っており、プログラム実施方針に基づき、教員、支援担当講師、事務課スタッフ間で共通の認識の下、学生指導に当たれるよう、弁護士資格を有した事務職員が橋渡し役を担い、情報の共有を密に図っている。それにより、学生へのアドバイスを適切に行う体制が整えられている。

(5) その他

クラス担任による個別面談の他にも、実務家教員による個別面談（主に学習面を中心とした面談）も実施し、実務家の視点から学生に対する学習支援を行っている。

2018年までは支援プログラムの一環として模擬裁判担当教員と支援担当講師の指導により、夏期休暇中、主に1，2年次を対象として、希望者に対し模擬裁判を体験させた。2019年以降は、1年次の進級要件として、共通到達度確認試験が導入されたことに伴い、その過去問や試行試験の問題等を用いて、12月末に対策講座（6回）を実施している。また、2年次以降でも、共通到達度確認試験やTKCの全国実力確認テストの受験を課している。全国実力確認テストに関しては、設問ごとに全国平均と本法科大学院の学生の解答状況を分析することで、個々の実力に応じたきめ細やかな学生指導を行うことができている点も特筆に値するものと思われる。

2 点検・評価

オフィスアワー、クラス面談、アカデミックアドバイザー等を通して学生からの質問を受ける機会は十分に確保されており、それらの制度の内容等についても学生に対し、適切に周知されている。上記のとおり、学生から寄せられた相談に対応するための体制は常時整えられており、学生に不安が生じることはない。なお、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンライン形式も用いることで、正課授業がオンライン形式となっても質問を受ける機会を確保したほか、2021年度には多くの授業が対面授業に戻っている。

3 自己評価

A

〔理由〕 アカデミックアドバイザー等といった本法科大学院のアドバイス体制や適切な助言を行うための学修支援体制はトータルに見て非常に充実し、共通到達度確認試験やTKCの全国実力確認テストのデータといった客観的

な外部の視点も取り入れ，学生指導に生かすなどその体制はよく機能している。

4 改善計画

学生へのアドバイス体制については，学生からの意見・要望も適宜取り入れ，また教員間において学生支援に関する情報の共有を図りながら，より一層充実するよう努めて行く予定である。また，オンライン形式によるメリットも一定程度認められるところなので，コロナ禍後のニューノーマルに対応できるようにオンライン方式も取り込んだ上でより適切なアドバイス体制を工夫・構築する予定である。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

本法科大学院では、2004年5月26日開催の法科大学院教務委員会で、「法科大学院における試験と成績評価の取扱い等に係わる申し合わせ」⁸⁰を行い、その直後の教授会で承認を得ている。また、教員間における厳格な成績評価に関する認識の統一化を行う観点から、「成績評価基準について」⁸¹を2019年2月27日開催の同委員会において策定し、同年3月13日開催の法科大学院教授会において承認された。これらは、必要に応じて法科大学院教務委員会で改正の審議を行い、その都度教授会の承認を得ている。

イ 成績評価の考慮要素

各授業科目共通のフォーマットを使用したシラバスには、その冒頭で、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた＜授業の目的と到達目標＞（基準9-1の1（1）イ参照）を明示し、続く＜成績評価方法＞では、到達目標を基準とした成績評価方法を設定している。

授業科目ごとに、①毎回の授業時間における予習・復習の状況や質疑応答を含む平常点、②講義期間中のレポート等の課題、③試験結果（小テスト・中間テスト・期末試験）等の配点の割合も明記している。

平常点の評価に際しては、学生が授業に出席するのは当然のことであり、授業時間における予習・復習の状況等の十分さをその評価の対象としている。このことから、成績評価に当たっては、授業への取組等日頃の学習態度がきわめて重視され、授業への真剣な取組の程度と理解の程度の双方を適切に評価している。さらに、法科大学院においては各科目の最終的な学習の習熟度を確保する必要があるため、平常点の評価のみで合格点を与えることはなく、期末試験を中心とする試験結果に最も大きな比重を置いて評価している。

そうした観点から、①ないし③の評価を行うことで、各科目に応じて、設定された到達点に達しているかを総合的に評価することとしている。

⁸⁰ [A61] 法科大学院における試験と成績評価の取扱い等に係わる申し合わせ

⁸¹ [A62] 成績評価基準について

期末試験の実施にあたっては、原則として2週間の試験期間を設け、各科目 120 分の試験時間を取り、実施方法等も事前に学生全員に明確に告知した上で、厳格に筆記試験を実施している。その際、学生に対しては、十分な試験準備ができるよう、1人1日2科目以下の受験となるように配慮している。なお、法律実務基礎科目のうち「法情報検索」、「模擬裁判」、「クリニック」、「ロイヤリング」、及び「エクスターンシップ」については、その授業の性質上、期末試験ではなく、実習中の平常点等に基づいて成績評価を行っており、その評価基準等についてもシラバスで明示している。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

評価の区分については、法科大学院要項「9. 成績評価について」⁸²参照。成績評価は、各授業担当教員により事前にシラバスで明示された＜授業の目的と到達目標＞及び＜成績評価方法＞に基づく絶対評価で行われており、学生の能力・資質を正確に反映するよう客観的かつ厳格になされている。

エ 再試験

単位未修得者への再試験は実施していない。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

各科目について、シラバスに成績評価方法を記載している。

(2) 成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

開示内容、開示方法・媒体、開示の時期については、入学時の「オリエンテーション・ガイダンス」で「法科大学院要項」を配付して、評価の内容、具体的評価方法等を開示周知している。また、この内容は毎年各期の授業開始前に開催される「履修ガイダンス」でも改めて説明を行っており、学生の理解を十分に得ている。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

成績評価に当たっては、授業への取組等日頃の学習態度も重視し、授業への真剣な取組の程度と理解の程度の双方を適宜評価している。しかし、法科大学院においては各科目の習熟度を確保する必要があるため、平常点の評価のみでは合格点を与えず、期末試験を中心とする試験結果に最も大きな比重を置いて評価を実施している。複数の教員で担当するいわゆるオムニバス授業にあっては、各教員が担当部分の採点が終了した後に、その評価について相互に内容を確認して、全体的評価の打合せをして、最終的評価を行っている。

試験問題出題時には、シラバスに明記されている配点の割合を基に、各

科目で事前に設定・明示された到達目標を基準として成績評価を行うこととし、試験問題についてその趣旨に沿って出題を依頼している⁸³。

試験答案は学籍番号、氏名がわからないように綴ることにより、採点時の匿名性を担保している。

また、試験終了後には、学生に対して、採点済み答案（コピー）を返却し、講評解説の実施期間において全試験実施科目の試験問題について解説等を行う機会を設けるとともに、各教員が、学生が自己採点を行うことを念頭に論点ごとの配点を示した詳細な試験講評資料を配付するなどしてその到達点を具体的に示している。

成績評価方法に変更が生じた場合には、各教員から変更を学生に周知することとしている。法律実務基礎科目のうち法情報検索、模擬裁判、クリニック、ロイヤリング及びエクスターンシップについては、その授業の性質上、期末試験ではなく、実習中の平常点等に基づいて成績評価を行っており、その評価基準等についてもシラバスで明示している⁸⁴。

全科目の成績分布表を授業担当の全教員に配付するとともに、教授会においても配付を行い、慎重に検討が行われている。この点、1年次から2年次への進級要件としては、共通到達度確認試験の各科目の成績が全国の受験者全体の得点分布において上位80%以内であることを加えており、成績評価の客観性と厳格性を高める工夫もなされている。

イ 成績評価の厳格性の検証

前期、後期成績評価終了後、まずは、教務委員会にて各科目の成績分布一覧表を配付し、厳格性に疑いのある科目がないかを審議する。さらに、教授会においても成績分布一覧表が配付され、成績分布を全専任教員に明らかにした上で質疑応答がなされている。また、前期・後期の成績評価終了後、基準6-1-1で述べた自己点検シートの作成の際、教員各自が、厳格な成績評価について自己点検している。このことは、進級及び修了の各認定の厳格さの一因となっている。

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

各科目については、「授業の目的と到達目標」がシラバスに記載されており、さらには、「成績評価基準について」に基づく教員間の認識の統一の下、厳格に成績評価が行われる。成績評価の大部分は定期試験の結果が占めていることから、到達目標に達したかの確認も、自ずと当該試験の結果に基づき行われることになる。また、採点に当たっては、各教員に対し、到達目標を基準として厳格な成績評価を行うよう依頼する文書を配付し

⁸³ [A63] 令和3年度 法科大学院 後期定期試験問題出題について（依頼）

⁸⁴ 2022年度法科大学院要項 164から168頁

ている⁸⁵。

また、前記のように前期・後期成績評価終了後、教授会において各科目の成績分布一覧表が配付され、成績分布を全専任教員に明らかにした上で、質疑応答がなされ、さらに、前期・後期の成績評価終了後、各教員が、厳格な成績評価実施を、自己点検シート作成により確認している。こうした一連のプロセスを通じて、適切な成績評価が単位認定及び進級基準であるG P Aに反映され、進級判断の厳格性が適切に確保されている。

エ 再試験等の実施

単位未修得者に対する再試験は実施していない。

(4) 特に力を入れている取組

シラバスで明らかにしている各科目の【到達目標】に到達していることを最低限の基準として、各年次において、到達すべき基準を設定している。3年次においては、修了後に行われる直近の司法試験短答式試験に合格し、かつ遅くとも3年以内に司法試験に合格できると見込まれる水準に達していることを基準とし、司法試験及び共通到達度確認試験をもとに2年次、1年次の到達すべき基準を段階的に設けている。各教員は、前後期末試験終了後、当該試験問題に関する出題趣旨、配点割合、採点基準等を明記した試験講評資料を学生に示して、出題の狙い等が学生に伝わるようにしている。

また、試験講評資料を用いて学生が自己採点できるように、採点済み答案（コピー）を学生に返却している。さらに、全試験実施科目において講評解説の実施期間を設けて、学生に対する講評及び各学生からの個別の質問を受ける機会も設けて、より出題の意図及び学生の学修到達状況を明確に伝えることができるような工夫を行っている。

(5) その他

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前期・後期共に定期試験の実施を見送った。これに代わる措置として、前期は事前課題や授業内小テストによる評価を積み上げることで成績評価を行った。後期は定期試験期間において一部の展開先端科目を除いてオンライン起案を実施し、事前課題や授業内小テストの評価と組み合わせることによって成績評価を行った。オンライン起案は、講義で使用しているGoogleClassroomに起案開始10分前にアップした問題文を受講生が各自で印刷した上で、所定の時間内（2時間）で起案した答案をPDFにしてオンラインにて提出するというものである。Webカメラによる監督には限界があることから、資料の参照を一切可としたうえで出題することにより、公平性を担保した⁸⁶。

その際、担当教員はリアルタイムで受講生の起案状況をモニター（パソコン画面）越しに視ることにより、第三者に介在などの不正行為がないように

⁸⁵ [A64] 厳格な成績評価についてのお願い

⁸⁶ [A65] 2020年度法科大学院後期オンライン起案 実施要領

監督を行った。代替的措置を取ったことにより、年度初めに学生に配付したシラバスの成績評価方法が変更になったが、「2020年度後期開講科目成績評価方法および授業実施内容の変更について」により一覧を配付し、科目毎に担当教員より学生に対して丁寧な説明をし、学生が理解できるように努めた。

2 点検・評価

到達目標及び「成績評価基準について」に基づく厳格な成績評価が実施されている。厳格な成績評価の検証について、まずは、教務委員会で各科目の成績分布一覧表を配付し、厳格性に疑いのある科目がないかの審議を行う。また、平常点に関して厳格性が疑わしい科目があった際には、教務委員会で審議の上、疑いのある科目の担当者と院長、教務委員長が面談をし、是正を促すこととしている。さらに、教授会において、各科目の成績分布一覧表に基づく質疑応答が行われることにより、第三者の視点による評価が行われ、その後、自己点検シートによる教員各自の自己点検が実施されている。

前回の認証評価において、「修了生の司法試験合格率にかんがみると、すべての授業科目について、一層厳格な単位認定を行う必要がある。進級に必要な現行の要件（GPA1.50）を引き上げることに加え、平常点が全員同一であるなどの一部の科目について平常点の付け方を見直すこと」との指摘を受けている。これらの指摘について、まず2018年度入学生からは進級に必要なGPAを「2.00」に引き上げる対策を講じ、併せて合格率を上昇させることを目指して従来以上に厳格な進級・修了判定を行うこととした。2018年度から定期試験終了後（2020年度については成績評価後）の教務委員会において全科目の成績分布が分かる資料をもとに成績評価について協議し、その協議を踏まえて教授会においても同資料を配付して、各科目の評価を互いにチェックする等して平常点を含む評価の適正を図るなどの教員全体としての点検も実施している。

このように一層厳格な単位認定であることを担保し、成績評価において緩やかな評価を防止することで、司法試験合格率が高まるよう努めている。平常点の付け方についても、教務委員会で各科目の成績分布一覧表を配付し、厳格性に疑いのある科目がないかの審議を行い、各教員間で厳格な単位認定であるとの認識を共通にするために教授会あるいはその後に行われる懇談会及びFD研究集会において意見交換をするなどして、緩やかな評価とならない方策を取っている。また、厳格な単位認定については、専任教員のみならず本学法学部及び学外から出校している教員に対しても教務委員長名で成績評価に関する通知文を発出するなどして周知徹底し、平常点の付け方のみならず法科大学院における単位認定及び進級・修了認定のあり方の認識の共有に努めている。

3 自己評定

A

[理由] 成績評価基準は、すべての科目について厳格かつ適切なものであり、すべての科目について学生へ事前開示が徹底され、成績評価が厳格に実施されている。その検証においては、自己点検シートや、外部の共通到達度確認試験等の客観的データの活用も行われている。

4 改善計画

本法科大学院修了生の短答式試験結果及び司法試験各科目の論文試験の結果等も分析して、個々の科目につき、本法科大学院で最低限修得すべき事項の内容、及び達成度の判断につき、より組織的に検証し、可能な限り、司法試験合格率に結びつく、厳格な成績評価を実施したい。

法科大学院は法曹養成を目的とした教育機関であることにかんがみれば、本法科大学院の修了認定においては、司法試験合格水準に達していることを一つの重要な目安とすべきであると考えている。こうした考えに基づく厳格な成績評価が持続的に実施できるように、教授会等における意見交換を通じて教員相互の共通認識をあらためて確認できるような方策を検討している。

今後は、厳格な成績評価が担保でき、司法試験合格率が上がるように教授会等においてこれまで以上に意見交換を続け、可能な限り認識を共通にしていきたい。

公益財団法人大学基準協会による機関別認証評価（2021 年度受審）において、学位授与方針に示した学習成果について、測定方法と学位授与方針に示した学習成果との関連性が不明瞭であることから、学位授与方針に示した学習成果を適切な方法で測定するよう、改善が求められるとされたため、学位授与方針と本法科大学院における最低限修得すべき事項との関係を明確にしたい。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準, 修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で, 修了認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切に設定され」ているとは, 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて, 修了認定要件が設定されていること, 及び, 修了認定要件としての, 必要単位数や履修必要科目 (必修科目や選択必修科目), 他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が, 適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は 93 単位以上でなければならず, 100 単位程度までで設定されることが望ましい。

1 現状

(1) 修了認定基準

修了認定基準は, 専修大学専門職大学院学則 46 条に規定されている。また, 修了に必要な単位数については, 基本データ表 (18) のとおりである。

ア 法学未修者⁸⁷について

本法科大学院では, 3 年以上在学し, 科目区分ごとの必要単位数を満たし 108 単位以上の単位を修得し, かつ通算 G P A が 2.00 以上であることを修了要件としている。進級要件については, 各セメスターにおける必修の法律基本科目を全て履修し, 各年度の終了時における通算の G P A が 2.00 以上であること, それに加え 1 年次については共通到達度確認試験の成績が各科目について全国の受験者全体の得点分布における上位 80% 以内であることが進級要件となる。

なお, 2020 年度以前の修了要件及び進級要件については, 「法科大学院要項」⁸⁸を参照されたい。

イ 法学既修者⁸⁹について

2 年以上在学し, 科目区分ごとの必要単位数を満たし 72 単位以上の単位を修得し, かつ通算 G P A が 2.00 以上であることを修了要件としている。進級要件については, 各セメスターにおける必修の法律基本科目を全て履修し, 各年度の終了時における通算の G P A が 2.00 以上であることとしている。なお, 2020 年度以前の修了要件及び進級要件については, 「法科大学院要項」⁹⁰を参照されたい。

(2) 修了認定の体制・手続

⁸⁷ 2022 年度法科大学院要項 12 頁

⁸⁸ 2022 年度法科大学院要項 14 から 16 頁

⁸⁹ 2022 年度法科大学院要項 13 頁

⁹⁰ 2022 年度法科大学院要項 14 から 16 頁

修了認定は教授会の審議事項となっており、修了判定対象学生それぞれの修了要件充足状況を確認する資料を基に審議資料を作成し、審議を行っている。決定後は掲示により修了発表を行い、直ちに成績通知書を配付することで修了要件充足状況を本人にも確認をさせている。

(3) 修了認定基準の開示

入学時のオリエンテーション・ガイダンスで、「法科大学院要項」を配付し、十分な説明をしている。また、その後毎年前期・後期授業開始前に開催される履修ガイダンスにおいても、同様の丁寧な説明を行うことにより周知している。

(4) 修了認定の適切な実施

ア 修了認定の実施状況

2021年度は、修了判定対象者15名中10名が修了した。法学未修者の修了者5名（2017～2019年度入学者）のうち、修得単位数が最も多かった者は130単位であり、最も少なかった者は107単位（該当者は2018年度入学者であり、2018年度の修了要件単位数は106単位。）である。平均は113.6単位であった。

既修の修了者5名（2019～2020年度入学者）のうち、修得単位数が最も多かった者は74単位であり、最も少なかった者は72単位である。平均は72.4単位であった。

未修了となった5名はいずれも修了要件単位未修得者である。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

各科目における授業の目的と到達目標及び「成績評価基準について」を基準として厳格な評価を行うことを単位付与の方針としているため、それらの単位の積み上げにより、修了認定を行っている。

(5) 特に力を入れている取組

特になし。

(6) その他

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、前期・後期共に定期試験の実施を見送り、これに代わる措置として前期は事前課題や授業内小テストによる評価を積み上げることで、厳格性を維持した成績評価を行った。後期は定期試験期間において一部の展開先端科目を除いてオンライン起案を実施し、事前課題や授業内小テストの評価と組み合わせることによって成績評価を行った。従来とは異なる成績評価方法であるが、厳格な成績評価が担保できるように各教員が工夫を凝らし、また教授会においても成績評価については慎重に審議し、法科大学院に必要とされている厳しい水準を適切に保つことができた。

そうした成績評価方法に基づき、厳格な修了認定が行われている。そして

2021 年度には、前期・後期共に従来通りの対面による定期試験を実施し、厳格な成績評価を行うことができている。

2 点検・評価

これまでの修了生の司法試験合格率（短答式試験合格率・論文試験合格率）の結果から見ると、従来においては修了認定の厳格さが若干不足していたとも考えられる。個々の科目の成績評価の積み上げにより、修了認定をしていることから、改善を図るには、一部の科目に偏ることなく、全般的に成績評価・単位認定の厳格性を維持していく必要性は大きい。

こうした問題意識から、本学ではここ数年にわたり、修了要件とする G P A の引き上げや、F D 研究集会での意見交換を通じた教員の意識統一化など、成績評価の厳格性に対する組織的な取組が行われ、その成果が徐々に数字になって現れてきているところである。2021 年度は 2020 年度に引き続きトップレベルの司法試験短答式試験合格者を出すことができ、司法試験最終合格者の対受験者比率も 20% 台に戻すことができている。また 2019 年、2020 年、2021 年と 1 年目の修了生の最終合格者数の増加も認められる。特に本法科大学院が力を入れて取り組んでいる未修者について、全体としては合格者が増えてきており、厳格な成績評価・修了認定の効果が現れてきているといえる。そのため、修了直後の未修者の合格者についても今後は増加していくと思われる。こうしたことから、本法科大学院における厳格な成績評価・修了認定の効果が着実に実を結びつつあり、以上の取組には一定の評価が認められ、今後も充実した成果が期待されるところである。

3 自己評定

A

[理由] 修了認定の基準・体制・手続の設定、修了認定基準の開示が、いずれも非常に適切であり、修了認定が適切に実施されている。

4 改善計画

2020 年及び 2021 年において司法試験の合格率が確実に向上し、また 2020 年、2021 年と継続して 1 年目修了生のうち複数名が最終合格している。未修者の合格者も増えつつある。こうして徐々にではあるものの、厳格な成績評価・修了認定の効果が現れつつあり、取組としては一定の評価が認められる。今後も修了生及び在学生の学習状況・試験結果をしっかりと分析するとともに、これまでの取組を各組織において内部検証することにより学内の P D C A サイクルの循環を円滑にし、問題点の早期発見と改善に役立てていく予定である。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

2018年4月1日に「専修大学法科大学院における修了判定及び進級判定並びに成績評価に対する異議申立てに関する規程」(以下「異議申立規程」という。)を制定し、同規程に基づく異議申立ての機会を学生に与えている。その手続の概要は以下のようになる。

2017年度まで修了認定に対する異議申立手続については明文の学内規定を設けていなかったが、2017年後期から異議申立規程案に基づく異議申立手続を実施した。なお、そうした手続の実施以前においても、学生からの成績評価の相談等は適宜実施されてきている。

(ア) 異議申立手続概要

定期試験期間終了後、講評解説期間を設け、すべての定期試験実施科目において、論点ごとの配点等の記載された詳細な試験講評資料をもとに講評解説を行う。それにより学生は、定期試験において問われていたことを論点ごとに詳細に知ることができる。その後、成績通知配付の際に、採点済みの試験答案(コピー)が返却され、自己採点を行うとともに、採点をされた結果との検証を行うことが可能である。自己採点と採点結果との間に乖離がある際には、教員に対して個別指導を申し出て、答案をもとに評価理由等の説明を受け当該乖離を解消することができる。そのような過程を経てもなお疑問点等が残っている場合には、第三者の検証を受けるべく異議申立てを行うことができる。

異議申立書においては、学生は上記過程を経ていることから、疑問点等異議理由を具体的に記載することができ、そのような具体的な異議理由に対して、科目担当教員は、異議に対する意見書を作成し、それらの内容を教務委員会において検討を行う。

実際に、2021年度前期には5件の異議申立てがあった(後期は0件)。

(イ) 2021年度前期・後期に実施した異議申立手続の具体的日程

a. 前期

- ・講評解説実施期間(8月30日(月)～9月3日(金))
- ・成績通知書配付(9月6日(月))
- ・異議申立期間(3日)(9月6日(月)～9月8日(水))
- ・異議申立審査期間(9月8日(水)～9月14日(火))

- ・教務委員会（異議申立審査）（9月15日（水））

b. 後期

- ・講評解説実施期間（2月22日（火）～3月1日（火））
- ・教授会（進級判定・修了判定）（3月1日（火））
- ・修了発表・成績通知書配付（3月2日（水））
- ・異議申立期間（3日）（3月2日（水）～3月4日（金））
- ・異議申立審査期間（3月4日（金）～3月10日（木））
- ・教務委員会（異議申立審査）（異議申立てがなかったため未開催）

イ 異議申立手続の学生への周知等

法科大学院要項に異議申立規程を掲載⁹¹し、履修ガイダンスにおいて手続の概要について説明するとともに、各試験前において「法科大学院試験実施要領」⁹²に異議申立てについての手続及び異議申立ての方法を記載し、また異議申立手続についての掲示を行い周知している。

（2）修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

本法科大学院の修了要件は、基準8－2記載のとおり、単位積上げによるものであり、修了認定の異議は、通常、成績評価の異議申立てとして行われることとなる。

イ 異議申立手続の学生への周知等

前記（1）イと同様である。

（3）特に力を入れている取組

各教員は、試験終了後、当該試験問題に関する出題趣旨、配点の割合、採点基準等を明記した試験講評資料を学生に示して、出題の意図等が学生に伝わるようにしている。また、試験講評資料を用いて学生が自己採点できるように、採点済み答案（コピー）を学生に返却している。さらに講評解説の実施期間を用いて全試験実施科目において、学生に対して講評を行う機会及び各学生からの個別の質問を受ける時間も設けて、より出題の意図及び学生の学修到達状況を明確に伝えることが可能となるよう工夫している。

これらの講評解説等によって、学生に対しては異議申立てに至る前に自ら納得できるようしている。また、採点済み答案（コピー）の返却に加え、試験講評資料の配付を通じて採点基準等が明確にされており、異議申立てをする際には申立理由を記載しやすいようにしている。こうした一連の取組により、成績評価の客観性や厳格性の維持に努めている。

（4）その他

特になし。

⁹¹ 2022 年度法科大学院要項 30 頁

⁹² [A66] 令和3年度 法科大学院後期試験実施要領

2 点検・評価

異議申立制度は正式には 2018 年度から実施されているが、2017 年度の後期試験から事実上の運用を行っている（それ以前も学生からの成績評価の相談等は適宜実施）。異議申立制度の趣旨は学生に周知されており、異議申立てに対する判断は、第三者である教務委員会において組織的かつ公正に行われている。以上のように異議申立制度については、明確な規程に基づいて適正な制度整備と厳格な運用がなされているといえることができる。

3 自己評価

A

[理由] 成績評価及び修了認定の説明や異議申立手続の整備、学生への周知等いずれも非常に良好である。

4 改善計画

異議申立ては、一定数認められる。異議申立てがなされた後においては、前記の教務委員会の公正な検証の手続等が適切に行われており、その検証に用いられた資料も厳格に保管されている。そうした検証のためのプロセス等から、各教員の採点評価・成績評価は適切・適正になされていることが推測できるが、今後も異議申立てに関する慎重かつ公正な運用を引き続き心掛け、学生の学習意欲の向上に役立てていくことにしたい。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適合認定）

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適合認定）

（評価基準）法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

（注）

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

1 現状

（1）法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

（ア）本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本法科大学院は、教育理念として、「議論による問題解決能力」を修得させることを掲げた。この議論による問題解決能力は、法廷弁論における弁護士への訴訟活動等に求められることが顕著であり、その他法曹の幅広い活動においても、まず第1に求められるものであるが、日弁連法務研究財団が示す、2つのマインド（法曹としての使命・責任の自覚、法曹倫理）を当然の前提とし、7つのスキル（問題解決能力、法的知識－基礎的法的知識・専門的法的知識・法情報調査、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力）とほぼ一致するものと考えている。

（イ）本法科大学院による検討・検証等

前記マインド・スキル（議論による問題解決能力）については、本法科大学院設立後の自己点検・評価委員会及び教授会で教育理念が検討され、入試制度、カリキュラム編成、授業内容・方法は、いずれも、この教育理念を基に組み立てられている。また、2017年3月に、教授会において議論し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを作成したが、教育理念等については従前の方針を貫くことを確認した。

（ウ）科目への展開

前記のとおり、本法科大学院の教育理念における議論による問題解決能力の修得は、日弁連法務研究財団の示す2つのマインドを当然の前提とし、7つのスキルとほぼ一致するものである。以下、日弁連法務財団の基準に従って説明する。

a 2つのマインド

① 法曹としての使命・責任の自覚

本法科大学院は、具体的に、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指し、このことは、「入学ガイド」や入試説明会等で繰り返し説明している。また、個々の授業も、責任ある法曹としての活動が使命であることを前提に実施されている。

② 法曹倫理

基準5-4で述べたとおり、3年次前期に、必修科目として配置し、裁判官、検察官及び弁護士に関わる倫理を修得させている。

b 7つのスキル

① 問題解決能力

具体的には、以下の②～⑦のとおりである。また、基準1-1で述べたとおり、本法科大学院では、未知の問題の解決能力の修得をも意識して、問題解決能力の修得を掲げている（「問題」とは、「現にある状態」と「あるべき状態」との差（ギャップ）が意識された状況を言い、したがって、このギャップに気付くことが「問題発見」であり、それを解消することが「問題解決」である）。

② 法的知識－基礎的法的知識・専門的法的知識・法情報調査

基準5-2に記載したとおり、1年次に法律学の最も基礎的な知識及び理論を教育する科目を配置し、2年次以降に、展開・先端科目を配した。法情報調査については、法律実務基礎科目の選択科目として、1、2年次に配置したが、ガイダンスにおいて、教務委員会委員長が履修するよう強く指導している。

③ 事実調査・事実認定能力

民事事件における事実認定については、「民事実務演習」の授業で元裁判官が、事実認定論を担当している。その他、「民事実務演習（基礎）」、「民事実務演習」、「要件事実（基礎）」、「要件事実」及び「民事法文書作成」等において、実務家教員が事実認定の基本的仕組みを学生に理解させている。刑事事件の事実認定についても、刑事実務演習等において、実務家教員が、証拠能力、証拠力、証拠評価等について、学生に理解させている。

④ 法的分析・推論能力

1年次の法律基本科目においてももちろん意識しているが、特に、2年次以降の法律基本科目の演習科目及び法律実務基礎科目において、課題を与え、学生に対して基礎理論の適用による解答の準備或いは起案作成等を求めている。また、授業における質疑応答、学生各自の起案に対

する添削、講評解説を通じて、学生に法的分析・推論能力を修得させている。

⑤ 創造的・批判的検討能力

法律基本科目及び法律実務基礎科目の各演習科目における質疑応答、起案により養成している。また、判例のない未知の問題への解答、あるいは一方の当事者側の立場からの立論を求めるなどの工夫をしている。

⑥ 法的議論・表現・説得能力

法律基本科目及び法律実務基礎科目の各演習科目における質疑応答、起案、及び法律実務基礎科目の選択必修科目である「クリニック」、「ロイヤリング」及び「エクスターンシップ」で養成している。

⑦ コミュニケーション能力

法律基本科目及び法律実務基礎科目の各演習科目における質疑応答、法律実務基礎科目の「クリニック」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」及び「模擬裁判」等により、養成している。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

(ア) 本法科大学院における「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

本法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」は、「法科大学院要項」に、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」に基づき＜授業の目的と到達目標＞として記載されており、さらには、「成績評価基準について」に基づく教員間の認識の統一の下、厳格に成績評価が行われている。科目によって、前記7つのスキル獲得の重点が異なるが、1年次の法律基本科目では、法的知識、法的分析・推論能力が主となり、2年次以降の法律基本科目の演習科目及び法律実務基礎科目においては、それに、事実調査・事実認定能力、創造的・批判的検討能力、法的議論・表現・説得能力及びコミュニケーション能力が追加されることになる。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

設立当初より、最低限修得すべき内容の設定につき議論が続けられてきたが、文部科学省における「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」の公表以降は、それを元に、各科目の到達目標を設定することが、教授会で確認された。また、シラバス作成時において、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を踏まえて作成するよう各講義担当者に依頼している。しかし、到達目標とされた事項につき網羅的に、授業で実施することは困難であり、学生の自学自修が求められることは当然である。シラバスでは、＜授業の目的と到達目標＞でその内容を明らかにした。設定した内容の適切性、学生の達成度については、毎年、全専任教員に点検を求めている。

(ウ) 科目への展開

前記（ア）で述べたとおりである。なお、2017年3月に教授会で作成したディプロマ・ポリシーに記載したとおり、共通言語である「法律学の基礎

理論」を、反論を踏まえた上で、具体的事例・問題に適用し展開・発展させる能力の獲得が、全体としての到達目標である。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況

入学者選抜においては、本法科大学院が2017年3月に作成したアドミッション・ポリシーのとおり、意欲をもって、基礎理論の修得及びそれに基づく議論を展開することができる人材か否かを判定することとしている(法学既修者入学選抜においては、これに厳格な既修認定が加わる)。また、カリキュラム編成においては、本法科大学院のカリキュラム・ポリシーのとおり、1年次に、法律基本科目(憲法・民法・商法

・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法)につき、その議論の前提となる共通言語(基礎理論)を徹底的に修得させ、2年次に、その基礎理論の具体的事例への適用、3年次に、反論を踏まえた上で、具体的事例・問題に即して議論を展開・発展させる能力を修得できるような講義内容とした。成績評価・修了認定は、科目ごとに謳った<授業の目的と到達目標>を基準に判定している。その目的のため、研究者教員及び実務家教員の適切な配置、実務との接触を図る授業を配置した。また、学生の自学自修を図るため、学生各自にチャレルを与え、法情報を容易に取得できるよう法科大学院棟に図書館法科大学院分館を設け、資料収集・検索のためのパソコン、コピー機を図書館法科大学院分館に設置した。

なお、法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加措置(基準5-6参照)を導入している。

上記の各種対応の結果、毎年、本学として誇れる法曹の輩出を達成できしており、司法修習終了者が100%就職できているのが、その現れである。

(3) 特に力を入れている取組

まず、第一に、教員の人的構成をより充実させるように試みている。第二に、授業内容・方法・成績評価等につき、毎年、各教員に、それらを検討させ、その結果を報告させている。

なお、経済的な理由で法曹への道を断念せざるを得ない者に対して、奨学生制度による経済的支援を行い、本法科大学院での履修が可能になるようにしている。

(4) その他

学生の授業内容理解を助けるため、本法科大学院修了の弁護士が担当者となる、アカデミックアドバイザー及び支援プログラム(基準1-3の2参照)の制度を設けている。

2 点検・評価

基本データ表(3)のとおり、2020年司法試験では、合格者が8名、司法試験合格率が20.00%(全法科大学院平均32.68%)であった。また、2021年司法試験では、合格者が10名、司法試験合格率が27.78%(全法科大学院

平均 34.62%) であった。本法科大学院の自己改革の成果が徐々に顕れてきている。

今後も、基準 1－3 の 4 に記載した入試，教育，厳格な成績評価を実施していきたい。

3 自己評価

B

〔理由〕法曹養成教育への取組が，良好に機能している。

4 改善計画

(1) 教務関連については，クラス担任制度を実質的かつ円滑に機能させるという観点から，個々の学生の学習計画，支障となりうる負担感等を十分に確認したうえで，クラス担任が学習面や生活面双方について適切に助言を与えるなど，これまで以上に充実させていきたい。これは 2021 年 7 月 14 日に実施した教育課程連携協議会において，個々の学生に対する緻密な指導が必要だと指摘されたことを受けたものである。

(2) F D 関連事項としては，現状実施している授業改善アンケートをはじめとする各種アンケートを実効的に授業改善につなげるよう，制度の改善を図っていきたい。また教員に対する F D 研修の機会もより充実させたいと考える。

(3) 入試については，競争性の確保が，数字上は確保されている。ただ，既修者の合格者数の確保ができておらず，より優秀な受験生の獲得を目指しつつ，実際に入学する学生が，法科大学院の理念に沿った授業を理解できる能力を備えているか正しく測定するため，よりよい入試問題を作成することとしたい。

以上